

578  
101

特別都市計畫委員會會議事速記錄

第五號

復興局



始



特別都市計畫委員會會議事速記錄第五號目次

特別都市計畫委員會委員席次

議案：(圖面省略)

一、議第三二號 大正十一年八月內務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區變更ノ件

(特別委員長報告)

二、議第三三號 東京市長申請河岸地賣却ノ件

三、議第三四號 東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(環狀線及放射線變更關係)

四、議第三五號 大正十三年七月四日內務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃整理施行區域並土地區劃整理事業及其ノ執行年割中變更ノ件

五、議第三六號 大正十一年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件

六、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件

七、議第三八號 東京都市計畫高速度交通機關路線變更決定ノ件

目次  
六二  
二六

大正  
15. 1. 15  
寄贈

寄贈本

八、議第三九號 大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中及大正十三年五月二日內務省告示第二百八號橫濱都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(第一號路線外七線關係)……………六四

特別都市計畫委員會第十回總會議事

一、議第三二號 大正十一年八月內務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區變更ノ件(特別委員長報告)……………七八

二、議第三三號 東京市長申請河岸地賣却ノ件……………一〇一

三、議第三四號 東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(環狀線及放射線變更關係)……………一〇一

四、議第三五號 大正十三年七月四日內務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃整理施行區域並土地區劃整理事業及其ノ執行年割中變更ノ件……………一〇三

五、議第三六號 大正十一年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件……………一〇七

六、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件……………一一六

七、議第三八號 東京都市計畫高速度交通機關路線變更決定ノ件……………一一七

八、議第三九號 大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中及大正十三年五月二日內務省告示第二百八號橫濱都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(第一號路線外七線關係)……………一二〇

橫濱都市計畫防火地區變更並地域ニ關スル特別委員會第一回議事

一、議第三六號 大正十一年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件……………一二五

一、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件……………一四九

橫濱都市計畫防火地區變更並地域ニ關スル特別委員會第二回議事

一、議第三六號 大正十二年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件……………一七三

一、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件……………一八三

橫濱都市計畫防火地區變更並地域ニ關スル特別委員會第三回議事

一、議第三六號 大正十一年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件……………一九〇

一、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件……………一八八

特別都市計畫委員會委員名

(大正二四、三、一六日現在)

會長  
委員

若槻禮次郎

- |    |                |
|----|----------------|
| 一  | 從三位・勳二等男爵斯波忠三郎 |
| 二  | 從五位 渡邊 鐵藏      |
| 三  | 警視總監 太田 弘      |
| 四  | 貴族院議員 上山滿之進    |
| 五  | 內務書記官 篠原英太郎    |
| 六  | 東京府會議員 近藤 達兒   |
| 七  | 東京府會議員 久保 三友   |
| 八  | 宮內次官 關屋貞三郎     |
| 九  | 內務省土木局長 堀切善次郎  |
| 一〇 | 法制局長官 塚本清治     |
| 一一 | 內務次官 湯淺倉平      |



特別都市計畫委員會委員名

二二	農商務次官男爵四條隆英
二三	東京府知事宇佐美勝夫
二四	貴族院議員子爵井上匡四郎
二五	東京府會議員朝倉寅治郎
二六	東京市會議員小坂梅吉
二七	正四位勳三等男爵中島久萬吉
二八	遞信次官桑山鐵男
二九	貴族院議員子爵八條隆正
三〇	神奈川縣知事清野長太郎
三一	貴族院議員澤柳政太郎
三二	勳四等若尾璋八
三三	勳四等鳩山一郎
三四	陸軍次官津野一輔
三五	內務政務次官片岡直溫
三六	貴族院議員菅原通敬

二七	從七位勳四等秋田清
二八	正五位勳六等藤宮惟一
二九	神奈川縣會議員河野治平
三〇	東京市會議員磯部尙
三一	橫濱市長渡邊勝三郎
三二	貴族院議員橋本圭三郎
三三	勳六等井坂孝
三四	文部次官松浦鎮次郎
三五	從三位勳二等丹羽鋤彦
三六	正五位勳三等吉植庄一郎
三七	東京市會議員小島七郎
三八	正六位藤山雷太郎
三九	衆議院議員矢野鉉吉
四〇	橫濱市會議員池田勝次郎
四一	東京市會議員福田又一郎

- 四二 正四位勳三等子爵大河內正敏
- 四三 東京市長中村是公
- 四四 海軍次官男爵安保清種
- 四五 內務省地方局長潮惠之輔
- 四六 東京府會議員大木金兵衛
- 四七 正五位勳三等今村明恒
- 四八 遞信省通信局長島山敏行
- 四九 鐵道省工務局長三木武吉
- 五〇 鐵道省工務局長後藤佐彦
- 五一 從五位大橋新太郎
- 五二 鐵道次官青木周三
- 五三 大藏次官田昌
- 五四 內閣書記官長江木翼
- 五五 內務參與官鈴木富士彌
- 五六 神奈川縣會議員池上幸操

- 五七 橫濱市會議員平沼亮三
- 五八 從五位勳三等原富太郎
- 五九 司法次官林賴三郎
- 六〇 東京府會議員中野勇治郎
- 六一 正七位片岡安
- 六二 正七位矢野恒太
- 六三 正五位勳四等佐野利器
- 六四 從四位勳三等松木幹一郎
- 六五 正三位勳一等功二級長岡外史
- 六六 復興局長官直木倫太郎
- 幹事 復興局書記官吉田茂
- 從五位菊池慎三
- 從六位西村輝一

議案

議第三二號

一、大正十一年八月内務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區變更ノ件  
官計發第一五一號

特別都市計畫委員會

大正十一年八月内務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區左ノ通變更セムトス  
右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十三年十二月十六日

内務大臣 若槻禮次郎

一、甲種防火地區

イ 左記區域内ニ在ル建築敷地

麴町區内

- 一 霞ヶ關一丁目、同二丁目、外櫻田町、内幸町一丁目、同二丁目、内山下町一丁目、有樂町一丁目、同二丁目、同三丁目、八重洲町一丁目、同二丁目、永樂町一丁目、同二丁目、錢瓶町、道三町、大手町一丁目、同二丁目、元術町、竹平町ノ全部

二 永田町一丁目、西日比谷町ノ一部(圖面表示)

日本橋區内

- 一 金吹町、十軒店町、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、岩附町、本草屋町、駿河町、本兩替町、北鞘町、品川町、室町一丁目、同二丁目、同三丁目、瀬戸物町、安針町、本小田原町、長濱町、西河岸町、吳服町、元大工町、數寄屋町、檜物町、上旗町、下挽町、箔屋町、樽正町、新右衛門町、川瀬石町、平松町、佐内町、青物町、萬町、元四日市町、通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、品川町裏河岸、西河岸、裏河岸、城邊河岸ノ全部

二 本石町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、伊勢町、本船町、魚河岸、四日市河岸ノ一部(圖面表示)

京橋區内

- 一 南傳馬町一丁目、同二丁目、同三丁目、松川町、疊町、南大工町、鈴木町、北旗町、具足町、南鍛冶町、南鞘町、中橋廣小路町、炭町、常盤町、柳町、因幡町、北紺屋町、大鋸町、五郎兵衛町、桶町、南旗町、銀座一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、弓町、新肴町、彌左衛門町、鎗屋町、南紺屋町、西紺屋町、三十間堀一丁目、同二丁目、同三丁目

議案

南水谷町、元數寄屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、尾張町一丁目、同二丁目、竹川町、南金六町、日吉町、八官町、南佐柄木町、惣十郎町、南鍋町一丁目、同二丁目、瀧山町、丸屋町、加賀町、出雲町、山城町、山下町、木挽町四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、西豊玉河岸、大根河岸、城邊河岸ノ全部

二 中橋和泉町、金六町、木挽町一丁目、同二丁目、同三丁目、采女町、白魚河岸、竹河岸、東豊玉河岸ノ一部(圖面表示)

芝區内

- 一 芝口一丁目、二葉町、櫻田本郷町、新幸町、今入町、芝口河岸ノ全部
- ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地
- 一 大正十三年三月十一日内閣認可東京都市計畫街路ノ部中幹線(以下單ニ幹線ト謂フ)第一號ノ内芝區金杉橋北詰ヨリ下谷區入谷町幹線第三十八號接合點迄
- 二 幹線第二號ノ内九段坂坂下起點ヨリ本所區江東橋西詰迄
- 三 幹線第三號ノ内日本橋區佐内町幹線第一號交叉點ヨリ深川區汐見橋西詰迄
- 四 幹線第四號ノ内京橋區木挽町三丁目幹線第一號交叉點ヨリ京橋區南飯田河岸隅田川西岸迄

五 幹線第五號ノ内京橋區築地三丁目幹線第四號交叉點ヨリ淺草區新谷町幹線第三十八號交叉點迄

六 幹線第四十六號、神田區萬世橋南詰幹線第四十六號終點ヨリ下谷區東黒門町幹線第四十五號起點ニ至ルノ路線、幹線第四十五號、下谷區上野廣小路町幹線第四十五號終點ヨリ上野公園前幹線第六號起點ニ至ルノ路線及幹線第六號ノ内上野公園前起點ヨリ本所區業平橋西詰迄

七 幹線第七號ノ内日本橋區下槇町幹線第一號交叉點ヨリ京橋區水谷町幹線第五號交叉點迄

八 幹線第十號ノ内深川區門前仲町幹線第三號交叉點ヨリ本所區石原町幹線第二十二號交叉點迄

九 幹線第十一號ノ内日本橋區本石町一丁目幹線第十九號交叉點ヨリ淺草橋終點迄

十 幹線第十二號ノ内神田區神田橋北詰ヨリ小川町幹線第二號交叉點迄及本郷區湯島三丁目一番地先ヨリ本郷三丁目終點迄

十一 幹線第十三號ノ内神田區一ツ橋北詰幹線第十九號交叉點ヨリ水道橋南詰迄

十二 幹線第十六號ノ内芝區櫻田本郷町幹線第十八號交叉點ヨリ愛宕町二丁目幹線第四十號交叉點迄



- 十三 幹線第十七號ノ内京橋區常盤町幹線第一號交叉點ヨリ永代橋西詰終點迄
- 十四 幹線第十八號ノ内芝區芝口一丁目起點ヨリ琴平町幹線第十五號接合點迄
- 十五 幹線第十九號ノ内神田區神田橋北詰幹線第十二號交叉點ヨリ日本橋區本石町一丁目幹線第十一號交叉點迄
- 十六 幹線第二十二號ノ内本郷區湯島四丁目起點ヨリ本所區吉岡町大正十三年三月十一日  
内閣認可東京都市計畫街路ノ部中補助線(以下單ニ補助線ト謂フ)第十一號交叉點迄
- 十七 幹線第二十八號ノ内日本橋區濱町三丁目起點ヨリ深川區扇橋町一丁目大横川新架橋西詰迄
- 十八 幹線第二十九號ノ内日本橋區濱町三丁目起點ヨリ深川區德右衛門町補助線第十一號交叉點迄
- 十九 幹線第三十三號ノ内日本橋區本船町幹線第一號交叉點ヨリ日本橋區濱町一丁目一番地ノ一地先迄
- 二十 幹線第三十四號ノ内神田區龍閑橋北詰起點ヨリ下谷區南稻荷町幹線第六號交叉點迄
- 二十一 幹線第三十五號ノ内神田區鎌倉河岸幹線第十九號交叉點ヨリ昌平橋南詰迄
- 二十二 幹線第三十八號ノ内下谷區入谷町起點ヨリ淺草區山ノ宿町幹線第三十二號交叉點迄

- 二十三 幹線第四十號ノ内芝區愛宕町三丁目幹線第十六號交叉點ヨリ宇田川町終點迄
- 二十四 幹線第四十九號
- 二十五 幹線第五十號
- 二十六 幹線第五十一號ノ内本郷區湯島天神町三丁目幹線第三十五號交叉點ヨリ本所區松倉町一丁目補助線第十一號交叉點迄
- 二十七 補助線第八號ノ内神田區錦町三丁目幹線第十九號交叉點ヨリ本郷區本郷一丁目幹線第十二號交叉點迄
- 二十八 補助線第九號ノ内日本橋區伊勢町幹線第一號交叉點ヨリ村松町幹線第五號交叉點迄
- 二十九 補助線第十一號ノ内本所區小梅業平町起點ヨリ深川區東大工町幹線第二十八號交叉點迄
- 三十 日本橋區本石町二丁目十六番地ノ一地先ヨリ神田區今川橋ヲ經テ須田町二番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三十一 日本橋區本材木町一丁目九番地ノ一地先ヨリ海運橋ヲ經テ兜町五番地地先ニ至ルノ路線
- 三十二 日本橋區本材木町一丁目四番地地先ヨリ兜橋及兜町六番地地先ヲ經テ南茅場町十四

番地地先ニ至ルノ路線

- 三十三 日本橋區兜町四番地ノ一地先ヨリ坂本町三十番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三十四 日本橋區兜町三番地地先ヨリ同五番地地先ニ至ルノ路線
- 三十五 日本橋區本材木町一丁目十七番地地先ヨリ本材木町一丁目四番地地先ニ至ルノ路線
- 三十六 日本橋區坂本町三十四番地ノ一地先ヨリ鍛橋ヲ經テ小網町四丁目四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三十七 日本橋區大傳馬町一丁目一番地地先ヨリ綠橋ヲ經テ横山町三丁目十一番地地先ニ至ルノ路線
- 三十八 神田區和泉橋南詰ヨリ九道橋ヲ經テ日本橋區土洲橋北詰ニ至ルノ路線
- 三十九 神田區表神保町二番地ノ四地先ヨリ八番地地先ニ至ルノ路線
- 四十 淺草區田原町三丁目二番地ノ一地先ヨリ吾妻橋西詰ニ至ルノ路線
- 四十一 淺草區新吉原江戸町一丁目八番地地先ヨリ同京町一丁目三十二番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 四十二 淺草區新吉原江戸町一丁目三十七番地地先ヨリ同二丁目三十五番地地先ニ至ルノ路線

二、乙種防火地區

イ 左記區域内ニ在ル建築敷地

- 四十三 淺草區新吉原揚屋町三十四番地地先ヨリ同角町三十六番地地先ニ至ルノ路線
- 四十四 淺草區新吉原京町一丁目四十五番地地先ヨリ同二丁目四十一番地地先ニ至ルノ路線
- 四十五 深川區洲崎辨天町二丁目一番地地先ヨリ同十五番地ノ二地先ニ至ルノ路線
- 四十六 深川區洲崎辨天町一丁目十二番地地先ヨリ同二丁目十一番地ノ一地先ニ至ルノ路線

- 一 淺草區新吉原江戸町一丁目、同二丁目、新吉原角町、新吉原揚屋町、新吉原京町一丁目、同二丁目、深川區洲崎辨天町一丁目、同二丁目ノ全部

- 二 四谷區新宿二丁目、同三丁目ノ内大正七年三月六日警視廳告示第十七號及大正十年八月九日警視廳告示第六十四號ニ指定セル貸座敷營業地

ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地

- 一 麴町區飯田町二丁目五十四番地ノ一地先ヨリ同三丁目七番地地先ニ至ルノ路線及幹線第十四號ノ内飯田町三丁目七番地地先ヨリ飯田橋北詰終點迄
- 二 麴町區麴町一丁目一番地ノ二地先ヨリ四谷見附橋及四谷區鹽町ヲ經テ新宿三丁目十二番地ノ一地先ニ至ルノ路線

- 三 幹線第一號ノ内芝區金杉橋南詰ヨリ田町四丁目十八番地地先迄
- 四 芝區芝園橋南詰ヨリ本芝四丁目八番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 五 芝區赤羽橋南詰ヨリ田町四丁目十二番地地先ニ至ルノ路線
- 六 赤坂區青山南町一丁目八番地ノ一地先ヨリ同六丁目五十四番地ノ乙地先ニ至ルノ路線
- 七 赤坂區田町一丁目一番地地先ヨリ表町二丁目十六番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 八 牛込區神樂町一丁目九番地ノ二地先ヨリ天神町三番地ノ一地先ヲ右折シ小石川區江戸川橋南詰ニ至ルノ路線
- 九 小石川區春日町五十二番地ノ三地先ヨリ本郷區本郷三丁目ヲ經テ湯島天神町三丁目二番地ノ二地先ニ至ルノ路線
- 十 小石川區仲町十番地ノ一地先ヨリ同心町二十三番地地先ニ至ルノ路線
- 十一 本郷區本郷四丁目一番地ノ一地先ヨリ駒込退分町ヲ經テ駒込香町十一番地ノ一地先ヲ左折シ駒込東片町八十番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 十二 下谷區池ノ端七軒町三十七、三十八、三十九番地合併ノ二地先ヨリ本郷區駒込坂下町四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
- 三 前項ニ掲クル路線ニシテ東京都市計畫トシテ決定シタル街路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之

ニ依ル

### 東京都市計畫防火地區指定變更理由書

東京都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法ニ依ル防火地區ノ指定ハ去ル大正十一年八月一日内務省告示第一九二號ヲ以テ告示シ同年九月一日ヨリ施行セシカ爾來年ヲ閱スルコト僅ニ二歳ニシテ客年九月一日ノ大震火災ノ襲フ處トナリ主要市街地ノ大半焦土ト化シ建築物ノ過半亦烏有ニ歸ス、之ニ因リテ生シタル生命財産ノ喪失損害ノ莫大ナリシコト蓋シ古今東西其ノ比肩スヘキ例アルヲ知ラス是カ原因ハ種々アルヘシト雖畢竟スルニ其ノ主タル原因ハ法規ヲ以テ規定セラレタル防火的構造建築物ニ依ル地區ノ完成尙漸ク其ノ端緒ニアリシノミナルニ因ル

茲ニ地區ノ指定ヲ變更シ一團地ノ甲種防火地區ノ範圍ヲ擴メ主要街路兩側ノ地帶ヲ指定スル防火線ハ計畫路線ノ議定ヲ參酌シテ其ノ數ヲ増シ以テ火災ヲ未然ニ防キ失火ノ虞ヲ去リ延焼ノ區域ヲ縮少シテ災害ニ備ヘムトス

### 議第三三號

一、東京市長申請河岸地賣却ノ件

官計發六十三號

議案

特別都市計畫委員會

東京市長申請左記河岸地賣却ノ件認可セムトス

右都市計畫法第三十三條第三項ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月十二日

内務大臣 若槻禮次郎

神田區柳原河岸第四號ノ内

一 地坪參拾四坪五合壹勺

此ノ代金壹萬參百五拾參圓但シ坪當リ金參百圓

神田區佐久間河岸第二十二號、第二十三號及第二十四號ノ内

一 地坪百五拾八坪貳合

此ノ代金四萬五千八百七拾八圓但シ坪當リ金貳百九拾圓

說明

本件ハ柳原河岸及佐久間河岸ノ河岸地ノ一部ヲ神田上野間高架鐵道敷地トシテ東京市ヨリ鐵道省ニ賣却スルヲ認可セムトスルモノナリ

議第三四號

一、東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件（環狀線及放射線變更關係）  
官計發第六十一號

特別都市計畫委員會

東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中左ノ通變更セムトス

右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月十四日

内務大臣 若槻禮次郎

第一 大正十年五月十三日內閣認可東京都市計畫事業中左ノ通改ム

東京都市計畫事業街路ノ部

一 等大路第三類第十六 幅員十二間

南千往町大字地方橋塙字眞先千四百番地々先白鬚橋西詰ヨリ寺島町字馬場十番地々先ニ於テ

右折シ鐵道線路ヲ横切リ同町大字寺島千二百二十四番地々先曳舟川ヲ渡リ吾孀町大字小村井

千四十九番地々先ニ至ルノ路線

一 等大路第三類第十七 幅員十二間

前號路線終點ヨリ中居堀ヲ渡リ吾孀町大字小村井五十一番地ニ至リ右折シ北十間川福神橋ヲ

經テ龜戸町ニ於テ鐵道線路、城東電車線路ヲ横切リ五ノ橋及新開橋ヲ經テ砂町平井新田字南

元ノ耕地六百二十八番地々先ニ至ルノ路線

二 等大路第二類第二十八 幅員八間

議案

吾孀町大字小村井千四十九番地々先一等大路第三類線ヨリ同町大字下木下川千五百七十三番地ノ一ニ於テ左折シ同町大字大畑六百十八番地ニ至リ一等大路第三類線ニ接續スルノ路線

一等大路第三類ノ末項ニ左ノ路線ヲ加ヘ二等大路第一類第十四ヲ削ル  
一等大路第三類第二十一 幅員十二間乃至六間

寺島町大字寺島千四百八十一番地ノ一地先大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫街路幹線第三〇號終點ヨリ隅田町大字善左衛門十八番地乙ノ一地先新荒川堤防ニ至ルノ路線(但寺島町大字寺島三百八十二番地ノ一以) 幅員十二間  
北ハ將來ニ於テ施行スルモノトス)

右路線寺島町大字寺島三百八十二番地ノ一地先ヨリ分岐シ曳舟川ヲ渡リ吾孀町大字大畑六百十八番地ニ至ルノ路線 幅員八間

右路線終點ヨリ左折シ新荒川四ツ木橋南詰ニ至ルノ路線 幅員六間

第二 大正十三年三月十一日內閣認可東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割第二項中「幹線街路」ノ下(第三號路線ノ内第五號路線接合點以東及)ヲ「第三號路線ノ内第五號路線接合點以東ヲ除ク」ニ改ム

第三 大正十三年三月十九日內閣認可東京都市計畫街路ノ部中補助線ノ新設、改修事業及其ノ執行年割第一項中「補助線」ノ下(第一一三號路線ヲ除ク)ヲ「第一一三號路線及第四號路線ノ内郡

部ニ屬スル部分ヲ除ク」ニ改ム

說明

本案ハ東京府知事ノ執行スル都市計畫事業街路(環狀線、放射線)中交通系統ノ大綱並郊外町村發展ノ狀勢ニ鑑ミ之カ路線ノ一部變更ヲ爲スノ必要ヲ認メ且ツ之ニ伴ヒ復興計畫街路幹線及補助線ノ一部ヲモ併セテ變更セムトスルニアリ各路線ノ説明左ノ如シ

大正十年五月十三日內閣認可東京都市計畫事業街路ノ部

一等大路第三類第十六

既定路線ハ白鬚橋西詰ヨリ寺島町地内ヲ南下シ郡市界ニ沿フテ弧狀ヲ爲シ吾孀町ニ至レルモノナルカ之ヲ白鬚橋西詰ヨリ寺島町地内ヲ直線ニ東南ニ新設セムトスルモノトス

一等大路第三類第十七

前號路線變更ニ伴ヒ本路線ノ起點ヲ變更スルモノトス

一等大路第一類第十四ヲ削除シ一等大路第三類第二十一號路線ヲ加ヘタルコト

既定路線ハ復興計畫街路補助線第四號ニ接續スルモノナレトモ本路線ハ交通ノ系統並郊外開發ノ狀勢ニ鑑ミ路面電車ノ敷設セラルヘキ放射線計畫ト一致セシムルヲ適當ト認メ幅員十間ヲ十二間ニ改メ之ヲ一等大路第三類第二十一號路線ト爲シ以テ復興計畫街路幹線第三〇號ニ

接續セシメタリ但シ新荒川架橋ノ關係上本路線ノ一部ハ將來ニ於テ執行スルコトトシ當分八間乃至六間ノ街路ニ依リ四ツ木橋ニ接續セシムトス

二等大路第二類第二十八

既定路線ハ中居堀ニ沿ヒ北上シテ新荒川堤防ニ至レルモノナルガ之ヲ右中居堀沿岸ヨリ多少部ニ移シ同時ニ其ノ終點ヲ前記一等大路第三類第二十一號路線ニ接續セシムルコトトシ西且ツ一等大路第三類第十六號路線變更ニ伴ヒ起點ヲ變更シタリ

大正十三年三月十一日内閣認可東京都市計畫事業幹線街路及大正十三年

三月十九日内閣認可東京都市計畫事業補助線街路ノ部

補助線第四號及幹線第三〇號路線ハ共ニ併行シテ新設セラルヘキ街路ニシテ其ノ郡部ニ屬スル部分ハ補助線第四號ハ既ニ事業トシテ決定シ幹線第三〇號ハ單ニ計畫ニ止メタルモ交通ノ系統並郊外開發ノ狀勢ニ鑑ミ寧ロ幹線第三〇號ハ速ニ執行スルノ必要アリ且ツ之ニ一等大路第三類第二十一號路線ヲ接續セシメ以テ路面電車ノ敷設セラルヘキ放射線計畫ト一致セシムル爲メ之ヲ事業ト爲シ補助線第四號中郡部ニ屬スル部分ハ計畫ニ止ムルコトトセリ

議第三五號

一、大正十三年七月四日内務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃

整理施行區域並土地區劃整理事業及其執行年割中變更ノ件

官計發第七三號

特別都市計畫委員會

大正十三年七月四日内務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃整理施行區域並土地區劃整理事業及其執行年割中左ノ通變更セムトス  
右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月十四日

内務大臣 若槻禮次郎

大正十三年七月四日内務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃整理施行區域並土地區劃整理事業及其ノ執行年割中左ノ通變更ス

第一 濱濱都市計畫土地區劃整理施行區域中左ノ通改ム

- 一、一ノ内「同字編號」ノ下ニ「港町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、真砂町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、尾上町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、常盤町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、住吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、相生町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同六丁目、太田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、辨天通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、南仲通

一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、北中通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、海岸通二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、境町一丁目、同二丁目」ヲ加フ

二、二ノ内「同字立野」ノ下ニ「住吉町四丁目、同六丁目、相生町五丁目、北中通六丁目、海岸通一丁目、山下町」ヲ加フ

三、面積ヲ「一、〇〇一、〇〇〇坪」ニ改ム

第二 横濱都市計畫土地區劃整理ニ依ル街路ノ新設、改修中左ノ通改ム

幅員	新設			改修			長(約)計
	新	延	設	改	修	長	
九*			三、五八九*		一四五*	一四五	
一一			四九五		一七、五九二	二、一八一	
一一五					二、九二三	三、四一八	
二二					一、六一五	一、六一五	

(圖面表示)

説明

一、横濱市關内ハ横濱市ノ最モ樞要ナル地域ナルニ拘ラス街路概ネ狹隘ニシテ整然タラス交通並保安上遺憾尠カラサルヲ以テ區劃整理ヲ爲シ横濱市將來ノ發展ニ資スルハ極メテ喫緊ナルヲ認メ此ノ際整理施行地區ニ編入シ既定事業執行年割ノ範圍内ニ於テ内務大臣之ヲ執行セムトスルモノナリ

二、整理施行追加區域内ニ於テ區劃整理ニ依リ新設、改修スル街路ノ延長左ノ如シ

幅員	新設			改修			長(約)計
	新	延	設	改	修	長	
九*			四七一*		一四五*	一四五	
一一			四七一		二、七三五	三、二〇六	
一一五					六四二	六四二	
二二			四七一		一、六一五	一、六一五	
計					五、一三七	五、六〇八	

議第三六號

一、大正十一年八月内務省告示第九十三號横濱都市計畫防火地區變更ノ件  
官計發第四二號

特別都市計畫委員會

大正十一年八月内務省告示第九十三號横濱都市計畫防火地區左ノ通變更セムトス

議案

右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月九日

内務大臣 若槻禮次郎

一、甲種防火地區

イ 左記區域内ニ在ル建築敷地

- 一 海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、北仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

- 二 山下町、本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ一部（圖面表示）

ロ 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地但シ横濱公園ニ屬スル部分ヲ除ク

- 一 本町四丁目六十一番地々先ヨリ吉田橋及長者町六丁目五十七番地ノ「ハ」地先ヲ經テ南吉田橋東詰ニ至ルノ路線
- 二 太田町六丁目百番地地先ヨリ境町一丁目二十七番地地先及山下町九十番地ノ甲地先ヲ經テ同町七十八番地地先ヲ左折シ同町七十九番地地先ニ至ルノ路線

三 山下町百八十五番地地先ヨリ前田橋北詰ニ至ルノ路線

四 山下町百五十五番地ノ甲地先ヨリ西ノ橋北詰ニ至ルノ路線

五 大正十三年三月十一日內閣認可横濱都市計畫街路（以下單ニ都市計畫街路ト謂フ）第十號路線

六 都市計畫街路第四號路線ノ內大江橋南詰ヨリ港橋東詰迄

七 都市計畫街路第七號路線ノ內長者橋南詰ヨリ千秋橋南詰終點迄及同路線終點ヨリ車橋北詰ニ至ルノ路線

八 本町一丁目五番地地先ヨリ尾上町一丁目五番地地先ニ至ルノ路線

九 本町一丁目一番地ノ一地先ヨリ境町二丁目三十六番地ノ「イ」「ロ」號地先ニ至ルノ路線

十 山下町七十番地ノ丙地先ヨリ花園橋及扇橋ヲ經テ長者町一丁目十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十一 都市計畫街路第二號路線ノ內辨天橋東詰起點ヨリ本町四丁目都市計畫街路第三號路線接合點迄、都市計畫街路第三號路線ノ內本町四丁目起點ヨリ同三丁目四十五番地地先迄及本町三丁目四十五番地地先ヨリ山下町八十八番地ノ甲地先ニ至ルノ路線

十二 境町二丁目四十番地地先ヨリ山下町百八十四番地地先ニ至ルノ路線

ハ 左記建築線ト之ヨリ六間ヲ後退セル線トノ間ニ在ル建築敷地



横濱驛前都市計畫街路第十號路線終點ヨリ大江橋北詰ニ至ル道路ノ西側ニ在ル建築線

二、前項ニ掲クル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル街路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分ハ之ニ依ル

### 横濱都市計畫防火地區指定變更理由書

横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建築物法ニ依ル防火地區ノ指定ハ去ル大正十一年八月一日内務省告示第九十三號ヲ以テ告示シ同年九月一日ヨリ施行セシカ爾來年ヲ閱スルコト僅ニ一歳ニシテ大震災ノ襲フ所トナリ主要市街地ノ大半焦土ト化シ之ニ因リテ生シタル生命財産ノ喪失ノ莫大ナリシコト蓋シ開港以來其ノ例ヲ見ス帝都ノ關門一時全ク其ノ用ヲ爲ササルニ至レリ之カ原因ハ地震ノ強大、地盤ノ軟弱等種々アルヘシト雖畢竟スルニ其ノ主因ハ法規ヲ以テ規定セラレタル防火の構造建築物ニ依ル地區ノ完成未タ其ノ緒ニ就キシノミナリシニ因ル  
茲ニ這般ノ災禍ノ跡ニ鑑ミ且復興施設ノ計畫ヲ參酌シ指定地區ノ變更ヲ行ヒ或ハ乙種防火地區ヲ廢シ或ハ一團地ノ甲種防火地區ノ範圍ヲ改メ或ハ路線式甲種防火地區ノ數ヲ増シ以テ火災ヲ未然ニ防キ延焼區域ヲ縮小シ將來ノ災害ニ備ヘムトス

議第三七號

一、大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決横濱都市計畫

地域變更指定ノ件

官計發第五七號

特別都市計畫委員會

大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決横濱都市計畫地域左ノ通變更ノ上指定セムト

ス

右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月十四日

内務大臣 若 槻 禮 次 郎

(黒書ハ神奈川地方委員會議定ヲ  
朱書ハ變更ヲ示ス)

### 横濱都市計畫商業地域、工業地域及住居地域

#### 第一 商業地域之部

イ 左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地

本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

元濱町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

議案

海岸通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

北仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

境町一丁目、同二丁目ノ全部、

南仲通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

辨天通一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

太田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

相生町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

住吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

常盤町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

尾上町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

真砂町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

港町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目ノ全部

新港町ノ全部

元町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ一部（圖面表示）

石川町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

石川仲町三丁目、同六丁目ノ全部

石川仲町一丁目、同二丁目、同四丁目、同五丁目、同七丁目ノ一部（圖面表示）

山元町一丁目、同二丁目ノ全部

千代崎町一丁目、同二丁目ノ全部

上野町ノ一部（圖面表示）

山下町ノ全部

新山下町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

山手町ノ一部（圖面表示）

吉田町一丁目、同二丁目ノ全部

柳町ノ全部

福富町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

長者町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、

九丁目ノ全部

姿見町一丁目、同二丁目ノ全部

若竹町ノ全部

浪花町ノ全部

松ヶ枝町ノ全部

梅ヶ町ノ全部

伊勢佐木町一丁目、同二丁目ノ全部

蓬萊町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

羽衣町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

若葉町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

賑町一丁目、同二丁目ノ全部

末吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

長島町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

吉岡町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

山吹町一丁目、同二丁目ノ全部

久方町一丁目、同二丁目ノ全部

雲井町一丁目、同二丁目ノ全部

足曳町一丁目、同二丁目ノ全部

富士見町一丁目、同二丁目ノ全部

山田町一丁目、同二丁目ノ全部

千歳町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

三吉町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

永樂町一丁目、同二丁目ノ全部

真金町一丁目、同二丁目ノ全部

駿河町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

萬代町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

不老町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

翁町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

扇町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

壽町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

松影町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目ノ全部

吉濱町ノ全部

野毛町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

野毛町四丁目ノ一部 (圖面表示)  
 宮川町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部  
 花咲町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目、同十一丁目、同十二丁目ノ全部  
 戸部町四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部  
 戸部町二丁目、同三丁目、同四丁目ノ一部 (圖面表示)  
 伊勢町三丁目、同四丁目、同五丁目ノ一部 (圖面表示)  
 福島町ノ全部  
 緑町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四番地、同五番地ノ全部  
 高島町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目ノ全部  
 高島町二丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目ノ一部  
 表高島町ノ全部  
 裏高島町一丁目、同二丁目ノ一部ノ全部  
 櫻木町二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

櫻木町一丁目ノ一部 (圖面表示)  
 内田町五丁目、同六丁目、同七丁目、同八丁目ノ全部  
 橋町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部  
 日出町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部  
 初音町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部  
 三春町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部  
 黄金町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部  
 清水町ノ全部  
 霞町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部  
 英町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部  
 平沼町二丁目、同三丁目ノ全部  
 平沼町一丁目、同三丁目、同四丁目ノ一部 (圖面表示)  
 材木町一丁目、同二丁目ノ全部  
 仲町一丁目、同二丁目ノ全部  
 西戸部町字西ノ前、同字横枕、同字扇田、同字宮ノ前、同字御所、同字石崎、同字反目ノ全部

西戸部町字石崎、同字扇田、西戸部町字鹽田、同字反目、同字宮ノ前、同字西ノ原、同字瀬  
坂ノ一部(圖面表示)

南太田町字前里耕地ノ全部

南太田町字西中耕地 南太田町字東耕地ノ一部(圖面表示)

南吉田町字北七ツ目、同字北六ツ目、同字北五ツ目、南吉田町字南四ツ目ノ全部

南吉田町字西川外、同字南七ツ目、同字南六ツ目、同字南五ツ目、同字南川外ノ一部(圖面表  
示)

久保町字關面ノ全部

久保町字鹽田、同字反町、同字道上、同字外荒具ノ一部(圖面表示)

尾張屋町ノ一部(圖面表示)

西平沼町ノ一部(圖面表示)

大野町ノ全部

林町ノ全部

寶町ノ全部

神奈川町字西ノ町、同字仲ノ町、同字九番町、同字十番町、同字獵師町、同字小傳馬町、同字

御殿町、同字飯田町、同字二ツ谷町、同字柳町、同字平尾前ノ全部

神奈川町字立町、神奈川町字神明町、同字新町、同字浦島町、同字富家町、同字稻荷町、同字  
中川ノ一部(圖面表示)

青木町字瀧ノ町、同字久保町、同字宮ノ町、同字元町、同字横町、同字太田町、同字瀧下町、

同字宮洲町、同字宮洲、同字七軒町二丁目、同字七軒町代地ノ全部

青木町字七軒町、同字下臺町、同字上臺町、同字東輕井澤、同字幸ヶ谷、同字反町、同字廣臺、

同字内海、同字鶴屋町、同字臺町下、同字松本ノ一部(圖面表示)

淺間町字追分ノ全部

淺間町字淺間下、同字神明下、同字霜下、同字鹿島、同字社宮司ノ一部(圖面表示)

山内町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

子安町字海道通ノ全部ノ一部(圖面表示)

本牧町字上臺、同字臺、同字箕輪下、同字矢、同字一ノ谷、同字向、同字二ノ谷ノ一部(圖面

表示)

北方町字泉、同字上野、同字西ノ谷、同字小湊、同字竹ノ花ノ一部(圖面表示)

中村町字西、同字道場、同字相澤ノ全部

中村町字彌八ヶ谷、中村町字山田、同字中村、同字八幡、同字中居、同字東、同字打越、同字  
谿ノ一部（圖面表示）

根岸町字相澤、同字麥田ノ全部

根岸町字猿田、同字西竹ノ丸、同字立野、同字廣地、同字立野竹ノ丸鷺山ノ一部（圖面表示）

瀧頭町字岩瀬ノ全部

磯子町字濱、同字間坂、同字廣地、同字腰越ノ一部（圖面表示）

岡村町字仲ノ町ノ一部（圖面表示）

堀内町字石島ノ全部

蒔田町字宮ノ脇、同字三反田、同字六反目、同字廻リ坪、同字居尻、同字榎木坪、同字町田、

同字雜色、同字山ノ根、同字門田、同字東谷、同字五反田、同字八反目ノ全部

蒔田町字矢畑、蒔田町字一本松、同字堂面、同字井領田、同字宿、同字一ノ坪、同字三反田、

同字居尻、同字六反目、同字廻リ坪ノ一部（圖面表示）

大岡町字鱒袋、同字釜田、同字大橋詰、同字中島、同字樋ノ口、同字宮ノ前ノ一部（圖面表示）

甘

(一) 左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地

一 神奈川町字二本榎二千八百五番地ノ「イ」地先ヨリ同字齋藤分郡市境界三千五十番地イ號地

先ニ至ルノ路線

大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫街路（以下單ニ都市計畫街路ト謂フ）第十四

二 青木町字七軒町五十四番地ノ「地」地先、鐵道跨線橋西詰ヨリ字上臺町ヲ經テ淺間町字淺間下

號ノ内青木町字下臺町三千六百十五番地ノ「ト」ノ「一」ニ地先ヨリ淺間町字社宮司終點迄

五十四番地々先ニ至ルノ路線

三 山手町山手本町通二百十六番地ノ「二」地先ヨリ同二百二十四番地ノ「乙」地先ニ至ルノ路線

都市計畫街路第十三號ノ内南太田町字西中耕地千七百四十二番地ノ「イ」地先ヨリ井土ヶ谷

四 井土ヶ谷町字高免五百五十一番地々先ヨリ字八反目ヲ經テ字町田百五番地ノ「一」地先郡市境

町字川田終點迄及同路線終點ヨリ同字法心下百八十九番地ノ「二」地先ヲ左折シ同字町田百五

番地ノ「二」地先市郡境界ニ至ルノ路線

都市計畫街路第三號ノ内蒔田町字西八十五番地ノ「一」地先ヨリ大岡町高等工業學校前終點迄

五 蒔田町字西八十五番地ノ「一」地先ヨリ大岡町字宮ノ前、字力者町ヲ經テ字千保郡市境界ニ至

及同路線終點ヨリ大岡町字千保千三百十六番地々先市郡境界ニ至ルノ路線

ルノ路線

六 元町二丁目百七番地々先ヨリ山手町七十四番地々先ニ至ルノ路線

七 上野町十四番地ロ號地先ヨリ上野町十二番地々先ニ至ルノ路線

都市計畫街路第七號ノ内野毛町四丁目百九十七番地々先ヨリ伊勢町三丁目八十九番地ノ二

八 戸部町一丁目二十一番地ノ一地先ヨリ西戸部町字池ノ坂九百九十四番地ノ二地先ヲ經テ久

地先迄及伊勢町三丁目八十九番地ノ二地先ヨリ西戸部町字池ノ坂九百九十五番地ノ二地先

保町字大谷七百八十三番地々先ヨ至ルノ路線

ニ至ルノ路線

戸部町三丁目六十一番地ノ一地先ヨリ同番地々先ヲ左折シ同二丁目二十二番地々先ニ至ル

九 戸部町三丁目六十一番地ノ一地先ヨリ野毛町四丁目百七十六番地々先ニ至ルノ路線但シ野

ノ路線

毛町四丁目百八十七番地イ號地先ヨリ同四百九十七番地々先ニ至ル路線ノ同番地側ハ之ヲ

除ク

十 上野町十三番地ノ一地先ヨリ北方町字上野六百三十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

十一 都市計畫街路第一號ノ内久保町字道上千五百五十二番地ノ一地先ヨリ同千五百二十八番地

々先迄

十二 本牧町字臺百四十五番地ノ一地先ヨリ同百四十六番地々先ニ至ルノ路線、都市計畫街路

第四號ノ内本牧町字臺百四十六番地々先ヨリ同字原終點迄及同路線終點ヨリ本牧町字矢二

千四百九十四番地「イ」ノ一地先ニ至ルノ路線

十三 都市計畫街路第五號ノ内神奈川町字鳥越千九百七十二番地々先ヨリ市郡界六角橋南詰終

點迄

十四 都市計畫街路第六號ノ内西戸部町字鹽田千二百四十六番地ノ一地先ヨリ淺間町字鹿島六

百十六番地ノ二地先市郡境界迄

十五 都市計畫街路第八號ノ内南太田町字谷戸耕地二百七十番地々先市郡境界ヨリ井土ヶ谷町

字川田起點迄及都市計畫街路第十八號ノ内井土ヶ谷町字川田起點ヨリ大岡町字大橋詰四十

九番地々先迄

十六 都市計畫街路第十二號

十七 都市計畫街路第十六號ノ内子安町字七島百十三番地々先ヨリ同字神ノ木終點迄

十八 都市計畫街路第十九號ノ内千歳橋西詰ヨリ南吉田町字南六ツ目終點迄

十九 都市計畫街路第二十號ノ内中村町字西ノ谷起點ヨリ南吉田町字南六ツ目三百八十六番地

ノ「ロ」地先迄及南吉田町字北六ツ目百七十二番地々先ヨリ南太田町字西中耕地終點迄

二十 都市計畫街路第二十一號ノ内本牧町字小湊起點ヨリ同百七十九番地々先迄

二十一 都市計畫街路第二十二號ノ内蒔田町字井領田二百九十二番地々先ヨリ南太田町字清水

- 二十二 西戸部町字西ノ原千五百五十六番地々先ヨリ久保町字大谷七百八十三番地ノ一地先ニ至ルノ路線
  - 二十三 大岡町字樋ノ口五百十二番地ノ二地先ヨリ観音橋ヲ經テ弘明寺町字前田百三十三番地々先ニ至ルノ路線
  - 二十四 青木町字反町五百五十一番地ノ二地先ヨリ同字反町五百二十三番地々先ニ至ルノ路線
  - 二十五 磯子町字禪馬二十番地ノ三地先ヨリ同字濱千六百四十五番地ノ乙地先ニ至ルノ路線
  - 二十六 磯子町字濱千六百八十六番地ノ十地先「葦名橋西詰」ヨリ磯子町字間坂千六百六十六番地ノ十八地先市郡境界ニ至ルノ路線
- 左記建築線ニ接スル建築物ノ敷地

(二) 左記道路ノ片側(記載番地側)ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地

- 一 石川仲町四丁目八十九番地々先ヨリ中村町字谿千五百三十六番地イ號ノ一地先ニ至ルノ路線道路ノ西側ニ於ケル建築線  
都市計畫街路第七號ノ内野毛町四丁目百八十七番地ノ「イ」地先ヨリ同四丁目百九十七番地
- 二 上野町十三番地ノ一地先ヨリ北方町字上野六百三十五番地ノ一地先ニ至ルノ路線

々先ニ至ル道路ノ東側ニ於ケル建築線

- 三 西戸部町字御所百四十七番地ノロ號地先ヨリ同字宮ノ前五百八十一番地々先ニ至ルノ路線
  - 四 青木町字反町五百五十一番地ノ二地先ヨリ同字反町五百二十三番地々先ヲ經テ同字松本千二百八十七地々先ニ至ルノ路線
  - 五 本牧町字矢二千六百十四番地ノ一地先ヨリ同字矢二千四百九十四番地ノ一地先ニ至ルノ路線
  - 六 北方町字小湊一番地「イ」ノ四地先ヨリ同百十七番地イ號地先ニ至ルノ路線
  - 七 磯子町字禪馬三番地ノ四地先ヨリ同二十番地ノ三地先ニ至ル道路ノ北側ニ於ケル建築線
  - 八 磯子町字禪馬三番地ノ四地先ヨリ磯子町字濱千六百四十五番地乙イ號地先ニ至ルノ路線
  - 九 磯子町字濱千六百八十六番地ノ十地先「葦名橋西詰」ヨリ磯子町字間坂千六百六十六番地ノ十八地先「郡市境界」ニ至ルノ路線
- ハ 左記専用軌道又ハ之ニ沿フ道路ニ接スル建築物ノ敷地
- 一 本牧町字臺百四十五番地ノ一地先ヨリ字箕輪下ヲ經テ字原千二百三十七番地ノ二地先ニ至ルノ路線但シ字宮原ニ屬スル部分ヲ除ク
  - 二 本牧町字矢二千六百二十四番地ノ一地先ヨリ同字一ノ谷三千九百九十八番地ノ一地先



ニ至ルノ(未設)路線

第二、工業地域之部

左記区域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域之部ニ掲クルモノヲ除ク

平沼町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

入船町ノ全部

材木町一丁目、同二丁目ノ全部

仲町一丁目、同二丁目ノ全部

長住町ノ全部

高島町三丁目、同四丁目、同五丁目、同六丁目、同七丁目ノ全部

高島町二丁目、同八丁目、同九丁目、同十丁目ノ一部

裏高島町二丁目ノ全部

裏高島町一丁目ノ全部

櫻木町二丁目ノ一部ノ全部

内田町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

末吉町七丁目ノ全部

長島町七丁目ノ全部

吉岡町七丁目ノ全部

西戸部町字石崎、同字扇田、西戸部町字鹽田ノ一部ノ全部

南太田町字清水耕地、同字富士見耕地、同字上耕地、同字西中耕地ノ一部(圖面表示)

南吉田町字西川外、同字南七丁目、同字南六丁目、同字南五丁目、同字南川外ノ一部、同字北五

丁目、同字北六丁目、同字北七丁目ノ全部

岡野町ノ全部

西平沼町ノ全部

尾張屋町ノ全部

久保町字殿田、同字宮下、同字寺下、同字反町、同字鹽田ノ全部

久保町字鹽田、同字反町、同字道上ノ一部(圖面表示)

神奈川町字棉花町、同字渡邊、同字浦島町、同字富家町、同字新町、同字稻荷町、同字神明町ノ

全部

神奈川町字中丸、同字浦島丘、同字立町、同字神明町、同字新町、同字浦島町、同字富家町、同

字稻荷町ノ一部(圖面表示)

青木町字内海、同字鶴屋町、同字北幸町、同字南幸町、同字臺町下ノ全部

青木町字下臺町、同字東輕井澤ノ一部（圖面表示）

淺間町字霜ノ下、同字大新田、同字社宮司、同字鹿島、同字神明下、同字淺間下ノ全部

淺間町字淺間下、同字神明下ノ一部

寶町ノ全部

大野町ノ全部

星野町ノ全部

林町ノ全部

橋本町一丁目、同二丁目、同三丁目、同町地先埋立地ノ全部

新浦島町一丁目、同二丁目ノ全部

千若町一丁目、同二丁目、同三丁目ノ全部

守屋町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目ノ全部

子安町字海道通ノ全部

子安町字溝下、同字神ノ木、同字大口、同字七島ノ一部（圖面表示）

中村町字西ノ谷、同字池ノ下ノ全部

中村町字彌八ヶ谷ノ一部ノ全部

根岸町字分田、同字廣地ノ全部

根岸町字廣地、根岸町字上、同字馬場、同字坂下、同字下、同字西芝生ノ一部（圖面表示）

瀧頭町字原、同字濱、同字上江、同字北田、同字廣地ノ全部

磯子町字禪馬ノ一部（圖面表示）

堀内町字女坂、同字新川、同字富士塚、同字石島ノ全部

堀内町字荒島、同字柿ヶ谷ノ一部（圖面表示）

蒔田町字井領田、同字耕地、同字一本松、同字矢畑、同字下ノ前、同字宿、同字田橋、同字一ノ坪、同字山ノ根、同字門田、同字三反田、同字居尻、同字東谷、同字五反田、同字榎木坪、同字

六反目、同字廻ッ坪、同字町田、同字八反目、同字雜色、同字堂面ノ全部

蒔田町字矢畑、同字一本松、同字堂面ノ一部

井土ヶ谷町字八反目、同字川田、同字沖田、同字久傳、同字南橋、同字宿村、同字高免、同字下

ノ前、同字宮ノ前、同字宿ノ前、同字矢ノ全部

井土ヶ谷町ノ全部但シ同字山ノ根ノ全部ヲ除ク

大岡町字綱袋、同字樋ノ口、同字北ノ前ノ全部

大岡町字釜田、同字大橋詰、同字中島、同字前田、同字堰ノ上ノ一部（圖面表示）  
弘明寺町字北ノ前ノ一部（圖面表示）

### 第三、住居地域之部

左記區域内ニ在ル建築物ノ敷地但シ第一商業地域之部及第二工業地域之部ニ掲クルモノヲ除ク  
横濱市ノ全部

元町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、石川仲町一丁目、同二丁目、同四丁目  
同五丁目、同七丁目、訪諏町、上野町、山手町、野毛町四丁目、戸部町一丁目、同二丁目、同三  
丁目、同四丁目、伊勢町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、同五丁目、老松町一丁目、同  
二丁目、月岡町、宮崎町、西戸部町、南太田町、久保町、神奈川町、青木町、淺間町、子安町  
「但シ字七島、字大口、字溝下、字神ノ木ノ一部ヲ除ク」本牧町、北方町、中村町、根岸町、瀧頭  
町、磯子町、岡村町、堀内町、壽田町「但シ字一ノ坪、字宿、字下ノ前、字壽田橋ノ全部ヲ除ク」  
井土ヶ谷町字山ノ根、大岡町「但シ字釜田、字鱒袋ノ全部及字大橋詰、字中島ノ一部ヲ除ク」弘明  
寺町ノ全部

第四、第一項ニ掲クル路線ニシテ横濱都市計畫トシテ決定シタル道路ノ一部若ハ全部ニ一致スル部分  
ハ之ニ依ル

### 横濱都市計畫住居地域、商業地域、工業地域指定變更理由書

横濱都市計畫區域内ニ於ケル市街地建物法ニ依ル住居、商業、工業三種地域ノ指定ニ關シテハ曩ニ大  
正十二年三月二十八日都市計畫神奈川地方委員會ニ付議シ同委員會ニ於テハ同年七月三十一日ノ會議  
ニ於テ之ヲ議定シタルヲ以テ將ニ内閣ノ認可ヲ得テ指定セムトシタルニ俄然九月一日ノ大震火災ニ遭  
遇シ主要市街地ノ大半烏有ニ歸シ横濱市ノ現狀ニ激變ヲ來シタルト共ニ一方街路、公園、運河ノ新設  
改修等都市計畫ノ施設新ニ決定シ水陸通運機關ノ狀勢亦多少ノ變化ヲ生シタリ茲ニ曩ニ議定セラレタ  
ル地域ノ一部ヲ變更シテ各種地域ノ位置ヲシテ一層其ノ性質ニ適應セシメムトスルモノナリ

### 横濱都市計畫住居地域、商業地域、工業地域指定變更理由細説

市内ニ於ケル各種地域ノ概括的配置ニ付テハ震火災ノ有無ニ拘ラス自ラ定マル處アリ市ノ南方山手、  
本牧、根岸、岡村、磯子方面一帯。西方西戸部、久保、南太田方面一帯並北方青木、神奈川、子安方  
面一帯ノ高地ハ住居地域ニ。市ノ中央所謂關内關外ヲ初メ大岡川流域一帯並北方神奈川町一帯ノ平地  
ハ商業地域ニ。又子安、神奈川海岸埋立地、岡野方面帷子川流域及大岡川上流並堀割川沿岸ノ低地ハ  
之ヲ工業地域ニ指定スヘキハ沿革ヨリスルモ地勢ヨリスルモ變更ヲ要スヘキ理由ナク斯ル地域ノ選定  
ニ關スル大體方針ニ關シテハ殆ト變更ヲ要スルモノナクシテ克ク地域制ノ原則ニ照應スルコトヲ得ヘ

シ唯曩ニ選定シタル地域ノ中(一)各種地域相互ノ境界ニ於テ都市計畫街路線ニ依レルモノノ異動(二)土地區劃整理ノ施行ニ依リ土地ノ狀況ニ變化ヲ來スヘシト認メラルル地方ニ就キ各種地域ノ範圍ヲ異動シタルモノ(三)住居地域又ハ工業地域内ニ存在スル路線の商業地域ニシテ都市計畫街路ノ新設變更ニ伴ヒ異動シタルモノノ如キ孰レモ震災後決定シタル都市計畫ノ施設ニ準據スル局地的變更ニ止マルモノニシテ又已ムヲ得サルニ出ツルモノナリ。尙イ裏高島町、平沼町、岡野町方面ノ一部ハ或ハ都市計畫街路ノ新設決定シタルアリ或ハ鐵道線路並横濱驛ノ異動スルアリ之ニ伴ヒ市街ノ狀勢一變シテ重要ナル商業地ト爲ルヘキコト蓋シ明瞭ナルヘシ因テ工業地域ヲ商業地域ニ變更シ、(ロ)青木町字松本ノ一部ハ西戸部町字御所附近並北方町ノ一部ハ災後ノ發展顯著ナルヲ以テ住居地域ヲ商業地域ニ變更シ以テ將來發展ニ順應セシメムトスルモノナリ、(ホ)子安町入江川流域並(ハ)井土ヶ谷方面大岡川上流域ニ於ケル未指定ノ部分ハ該地域ノ内外ニ亘リ都市計畫ニ依リ街路ノ新設、改修決定シタルヲ以テ將來交通運輸ノ機關一層完備セラルヘキモノト豫想シ蒔田町、南太田町、南吉田町等ノ一部ト共ニ工業地域ニ變更セムトスルモノナリ。

斯ノ如クニシテ各地域面積ノ分配ノ如キハ變更極メテ少ク唯未指定地域ヲ除キタルノ外曩ニ議定シタルモノト大差ナシ、各其ノ面積ヲ比較スレハ概略左ノ如シ

一 市街地建築物法適用區域内各種地域比較表

地域別	面積	面積積(坪)	曩ニ議定セラレタルモノトノ比較	
			全面積ニ對スル百分比	面積積(坪)
住居地域	約 六、六五〇、〇〇〇	五八・〇	一六〇、〇〇〇減	一・五減
商業地域	約 三、〇〇〇、〇〇〇	二六・二	二二〇、〇〇〇増	一・九増
工業地域	約 一、八一〇、〇〇〇	一五・八	一九〇、〇〇〇増	一・七増
未指定地域			二四〇、〇〇〇減	二・一減
計	約 一一、四六〇、〇〇〇	一〇〇・〇		

二 都市計畫區域全部指定豫定比較表

地域別	面積	面積積(坪)	曩ニ議定セラレタルモノトノ比較	
			全面積ニ對スル百分比	面積積(坪)
住居地域	約 三、二四八、〇〇〇	六七・三	一六〇、〇〇〇減	〇・三減
商業地域	約 四、七七〇、〇〇〇	九・九	二一〇、〇〇〇増	〇・四増
工業地域	約 八、一五〇、〇〇〇	一六・九	一九〇、〇〇〇増	〇・四増
未指定地域	約 二、八六〇、〇〇〇	五・九	二四〇、〇〇〇減	〇・五減
計	約 四八、二六〇、〇〇〇	一〇〇・〇		

## 橫濱都市計畫住居地域商業地域並工業地域指定理由書

(大正十二年三月神奈川地方委員會付議理由書)

地域ノ設定ハ現代都市計畫ノ基本的事項ニシテ土地ノ發達ノ性質之ニ依リテ定マリ百般ノ施設ノ計畫之ニ依リテ其ノ則ル所ヲ知ル

曩ニ橫濱都市計畫區域ノ決定ヲ見タルヲ以テ茲ニ各種地域ノ指定ヲ爲サムトス

地域ノ設定ハ都市計畫區域ノ全部ニ亘ルヲ以テ原則トスト雖モ橫濱ニ於テハ其ノ設定カ據ツテ以テ效果ヲ實現スヘキ市街地建築物法ノ適用範圍ハ今尙橫濱市内ニ限ラルルヲ以テ指定ノ範圍モ亦自ラ之ニ限ラル、自餘ノ區域ニ對シテハ該法適用範圍ノ擴張ニ伴ツテ指定ヲ爲サムコトヲ期スルモノナリ

然レトモ元來都市計畫上ニ於ケル地域ノ設定ハ都市計畫區域全部ニ對スル大體方針ヲ定メテ然ル後ニ初メテ其ノ一部タル市内ノ地域ノ合理的指定ハ行ハルヘキモノナルヲ以テ今回指定セムトスル市内ノ地域選定ニ當リテモ亦同時ニ都市計畫區域全部ニ指定セラルヘキ豫想的地域ノ位置ト相照應シテ綜合的考慮ノ下ニ立案セラレタルモノタルヤ論ナシ

各種地域カ其ノ位置ニ對シテ要望スル所ノ特徴ハ住居地域ニ於テハ安靜快適ニ在リ、商業地域ニ於テハ繁榮利便ニ在リ、工業地域ニ於テハ生産能率ノ増進ニ在リ、故ニ其位置ノ選定ハ土地發達ノ現狀及沿革、地勢、天象、水陸通運機關ノ狀勢其ノ他各般ノ天然の並人爲的條件ヲ綜合斟酌シテ最モ多ク各種地域カ要望スル所ノ特徴ヲ満足セシムルヲ期スヘシ

今橫濱市ノ狀態ヲ大觀スルニ市ノ南方山手、本牧、根岸、岡村、磯子方面一帶ノ高地、西方西戸部、久保、南太田ニ亘ル一帶ノ高地並北方青木、神奈川、子安方面一帶ノ高地ハ丘陵起伏スト雖モ概ネ土地高燥風物快適ニシテ土地ノ現狀亦主トシテ住宅ノ用地ニ供セラルルヲ以テ之ヲ住宅地域ト定ヘシ市ノ中央所謂關内關外及之ニ連ル大岡川流域一帶ノ平地ハ素ヨリ中樞商業地域タルヘク又神奈川町ノ大部分及之ニ接續スル青木町、子安町ノ低地ハ土地發達ノ現況及將來築港完成後發展ノ豫想ヨリスルモ之ヲ商業地域ト定ムヘシ

工業地域ハ之ヲ南北ノ二團地ニ相ス、北方ニ於テハ子安、神奈川ノ海岸埋立地及平沼、岡野方面ノ帷子川流域一帶ニ連ル低地、南方ニ於テハ大岡川上流並堀割川ニ沿フ低地ニシテ水陸運輸ノ利ヲ占メ土地ノ現況亦既ニ工場ノ用地トシテ開發セラレタル所多ク將來ニ於ケル通運ノ施設モ亦之ヲ整備スルニ難カラス

地域ノ位置ノ選定ニ關スル如上ノ大體方針ハ地域制ノ原則ニ照シテ大過ナキヲ信スト雖モ更ニ之ヲ都市ノ實情ニ適應セシムルカ爲ニハ其ノ設定ニ尙幾多ノ工夫ヲ要スルモノアリ、即チ商業地域ニ就キテハ前記ノ外既ニ局地的商業ノ中心ヲ形成セル小團地ハ之ヲ商業地域トシテ配在セシムルコトニ依リテ住居日常ノ利便享樂ニ備ヘ且土地利用實情ニ適セシムルモノナリ、即チ現戸部町ノ低地、新山下町、本牧町、磯子町ノ海岸地、根岸北方二町ニ亘ル丘陵間ノ窪地等ハ其ノ例ナリ

又住居地域其ノ他ニ於テモ主要ナル商業街路ニ就キテハ其ノ兩側一帯ノ建築敷地ヲ商業地域トスルコトニ依リテ沿線商業繁榮ヲ保護シ得ヘシ

市街建築物法ニ依レハ其ノ適用區域内ニ地域トシテ指定セラレサル部分ヲ殘存シ得ヘシ、之ヲ假ニ未指定地域ト名ツクレハ此ノ地域ニ於テハ工場ニシテ法規ニ依リ工業地域ニ非サレハ建築シ得サル工場ノ外ハ凡テノ種類ノ建築物ノ存在スルヲ妨ケサルモノナリ、即チ規模小ナル工場又ハ衛生上保安上危険有害ノ程度甚シカラサルモノハ此ノ地域ニ存在シ得ヘキモノニシテ各種地域ノ間ニ此ノ未指定地域ヲ適宜配置スルコトニ依リテ都市ノ實情ニ順應スル場合ナキニアラス、即チ子安町東西ノ高地間ニ介在スル入江川流域ノ如キハ現在既ニ中小工場ノ所在スルモノアリ、而モ土地低地住宅地トシテ適當ニ非ス、然レトモ此處ニ大工場ノ簇出シテ煤煙臭氣ヲ發散スルカ如キハ亦附近住宅ノ忍フ所ニ非サルヲ以テ之ヲ未指定地域ニ保留スルハ地勢及現狀ニ適應スルモノナリト思考ス、又工業地域ト住居地域ノ接觸スル部分ニシテ現在ノ商店工場混合ノ状態ヲ呈スル一帯ハ之ヲ未指定地域ニ保留スルコトニ依リテ一ハ工場地域ノ及ホス影響ヲ緩和シ土地現狀ニ適從スル所以ナリト思考ス、即チ井土ヶ谷町、蒔田町ノ一部ノ低地ノ如キハ此ノ意味ニ於テ未指定地域トセリ  
更ニ市ノ郊外ニ付テ之ヲ觀ルニ南方日下、屏風浦、大岡川方面ヨリ市ノ西方ヲ繞リテ北方大網、旭方面ニ亘ル一帯ノ高地ハ素ヨリ住居地域タルヘク多摩川南岸數ヶ町村ニ亘ル一帯ノ低地ハ素ヨリ主トシ

テ工業地域タルヘシ、然レトモ中ニツキ川崎ヨリ鶴見ニ至ル東海道新舊國道間一帯ノ地ヲ商業地域トシ、大師町ノ一部ハ工業地域内一團ノ住居地域トシ川崎町、田島村、御幸村、大網村ノ一部ノ如キハ土地ノ現狀猶未タ將來ノ豫測ヲ難シトスルカ如キ状態ニ在ルヲ以テ之ヲ未指定地域ニ保留スルカ如キハ亦土地ノ狀勢ニ鑑ミテ至當ナルヘシト思考スルモノナリ  
次ニ各地域面積ノ分配ニ關シテハ前述ノ如クニシテ選定セラレタル各地域ノ面積ヲ比較スルニ概略左ノ如シ

一、市街地建築物法施行區域即チ横濱市内ニ就キテ見ルニ

地域別	面積	全面積ニ對スル百分比
住居地域	約 六、八九〇、〇〇〇坪	六〇・一
商業地域	約 二、五七〇、〇〇〇坪	二二・四
工業地域	約 一、七二〇、〇〇〇坪	一五・〇
未指定地域	約 二八〇、〇〇〇坪	二・五
計	約 一一、四六〇、〇〇〇坪	

二、都市計畫區域全部ニ對シテ概略豫定圖ニ就キテ見ルニ

地域別	面積	全面積ニ對スル百分比
-----	----	------------

住居地域	約 三二、七二〇、〇〇〇坪	六七・八
商業地域	約 四、三四〇、〇〇〇坪	九・〇
工業地域	約 八、〇六〇、〇〇〇坪	一六・七
未指定地域	約 三、一四〇、〇〇〇坪	六・五
計	約 四八、二六〇、〇〇〇坪	

(備考 第二表ニ於テ商業地域面積過小ナルハ建築物法施行區域豫想圖ニハ將來ノ豫測稍確實ナル商業地域ノミヲ舉ケタルニ依ル)

之ヲ歐米都市ノ二三ノ事例ニ徴スルニ大略左ノ如シ

	フランクフルト、 アム、マイン	セントルイ	ニューヨーク	レツチワチース 田園都市	デカタ
住居地域	六三・〇	五七・〇	五一・〇	七八・〇	八六・〇
商業地域	三二・〇	一三・〇	一九・〇	八・〇	四・〇
工業地域	五・〇	三〇・〇	三〇・〇	一四・〇	一〇・〇

(備考 前表ニ於テ「フランクフルト、アム、マイン」ニ於テハ混合地域ヲ商業地域トシ又紐育「セントルイ」ニ於テハ無制限地域ヲ工業地域トセリ、之各都市ノ規定ニヨリ地域性質ノ類似ニ依レルモノナリ)

斯クノ如クニシテ其ノ比率ノ區々タルハ都市ノ地勢又ハ産業ノ特徴等ノ異ルモノアルニ依ルモノアリト雖モ亦殊ニ其ノ地域制ノ規定スル建築制限ノ性質ニ基クモノニシテ單ニ本表ノ數字ヲ以テ比較スルハ當ヲ得サルモノアリトモ雖吾邦ノ地域制ハ此ノ中ニ就キテハ稍々「セントルイ」又ハ「ニューヨーク」ノ夫レニ近キモノトナスヘシ

吾邦地域制ノ建築制限ノ性質ハ頗ル寛容的ニシテ住宅ハ如何ナル地域ニ存在スルモ妨ケス、商店、事務所ノ如キモ亦然リ唯工場ノミカ其ノ規模又ハ作業ノ性質ニ應シ或モノハ工業地域ニ限ラルルモ或ルノハ未指定地域ニモ存在シ得ヘク或モノハ更ニ商業地域ニモ存在シ得可ク、家内工業ノ如キハ住居地域ト雖モ存在スルヲ妨ケス、故ニ各地域ハ事實上各種建築物ノ混合所在地タルニ於テ妨ケナシ、此等ノ建築物カ如何ナル比例ニ於テ各地域ヲ飽和スヘキヤハ推測頗ル困難ニシテ從テ各地域ノ適確ナル所要面積ヲ算出スル如キハ到底不可能事ニ屬スト雖モ左ニ各種地域ニ於ケル建築物ノ用途ノ現況ヲ比較ノ標準トシテ概略各種地域面積ノ將來ニ於ケル包容力ヲ考察スルノ參考ニ供ス

參考 各種地域ニ於ケル建築物充實状態ニ關スル推定

曩ニ都市計畫區域設定ニ際シ大横濱ノ規模ヲ豫定スルニ當リ從來人口ノ趨勢ヲ以テスレハ向後三十ヶ年ニテ略全區域内ニ豫定密度ヲ以テ飽和スヘキ事ヲ推定セルカ故ニ茲ニ同シク地域設定ニ於テモ約二十年ノ將來ヲ其ノ考察ノ目的トセムトス

先ツ工業地域ニ付テ考察スルニ我邦工場統計ノ稍々整備セル工場法施行以來ニ於ケル同法適用工場數増加ハ頗ル急激ナルモノアリト雖モ之大戰以後工場勃興時代ノ現象ニシテ此ノ趨勢ノミヲ以テ將來ヲ推スハ過大ノ恐ヲ免レスト雖モ別ニ同法適用前ニ於ケル統計ノ信據スルニ足ルヘキモノナキヲ以テ暫ク過去六ケ年間ニ増加セル平均ヲ以テ今後モ等シク増加スルモノト假定スレハ別表ノ如ク大正四十年ニ於テ工場法適用工場數ハ約八〇〇ニ達スヘシ

横濱都市計畫區域内工場法適用工場數累年比較

大正五年	二九八
大正六年	三三五
大正七年	四二二
大正八年	六一八
大正九年	七七一
大正十年	八三三
大正十四年	八三三

而シテ其ノ中建築物法ニ依ル職工數及動力ノ制限ヨリ工業地域ニ非サレハ建築シ得サル大工場數(施行令第三條第一項參照)ハ其ノ内約三〇%ニシテ其ノ敷地面積ノ平均約八千坪ナリ、將來ニ於テモ斯クノ如キ比率ヲ有スルモノトセハ大正四十年ニ於テハ其數約四二〇ニ達シ又其ノ敷地面積現在ノ如シト

假定セハ大工場敷地面積ノ總計ノ約一、九二〇、〇〇〇ヲ要ス之將來工業地域ニ必ス包容スヘキ大工場ニ就キテノ推測ナリ、然レトモ吾邦地域制ノ規定ニ於テ工場地域ハ實事上ノ無制限地域ナルコト前記ノ如ク此ノ他ニ中小工場及住宅、商店等如何ナル種類ノ建築物ヲ含有スルモ妨ケナキヲ以テ將來吾工業地域カ如何ナル程度迄大工場ヲ以テ飽和スヘキカハ猶將來ニ地ケル産業組織ノ變化及水陸運輸ノ工業地域トシテ必要ナル各種施設ノ充實スルト否トニ因リテ支配セラルヘキモ假リニ此種ノ大工場カ工業地域内總面積ノ約三割ヲ占有シテ其ノ地域ノ地ニ到達スルモノトセハ全工業地域ノ所要面積約六、四〇〇、〇〇〇坪トナリ爾々吾人ノ豫定セル工業地域全面積ノ廣サニ類似スルヲ知ル、因ニ記ス現今横濱都市計畫區域内ニ於ケル代表的工業地タル鶴見、多摩兩河川流域ナル御幸、町田、田島ノ三村及大師川崎二町所在大工場敷地總面積ト其ノ町村地域全面積トノ比例約二割九分ニ當ル

次ニ商業地域ニ就キテハ其ノ比較ノ標準トナスヘキ建築物ノ用途多種ニ亘リ然カモ其ノ主體タルヘキ商店ハ住宅ト兼用セラルヘキモノ多クシテ今後三十年ノ將來ニ於テモ各種建築物用途ノ間ニ截然タル區別ヲ附スルカ如キハ豫想シ得ス、從テ商業地域面積ノ將來ノ包容力ヲ推定スヘキ基準ノ選定ハ困難ナルヲ以テ茲ニ各種地域ニ對シ人口並住宅ノ包容力ヲ推算シテ以テ商業地域、住居地域ノ規模ヲ考察シ併セテ工業地域、未指定地域ニ於ケル人口並住宅分布ノ狀況ト其ノ包容力ニ付キテ考察セムトス



曩ニ都市計畫區域設定ニ際シ區域内ニ於ケル包容人口ノ算定ニ於テ其ノ飽和密度ヲ市内ハ一人當リ十四坪郊外ハ九十二坪ト豫定シタリ、今此處ニ各種用途地域設定ヲ見ルモ斯カル密度ノ求心的差異ニ就キテハ大體異動ナカルヘキヲ推測スルモ唯各種地域別ニ據リ多少密度ノ差異ヲ見ルヘキハ又當然ナリ今假リニ市内ニ於テ商業地域ノ人口飽和密度ヲ九坪トシ（現在ノ所謂關内ニ於ケル密度一人當リ約九坪ナリ）工業地域ノ密度ヲ十四坪四合トシ（現在ノ尾張屋町、西平沼町、岡野町、平沼町、材木町、仲町、裏高島町、高島町、南幸町、北幸町、内海、鶴屋町ノ諸町全部ノ平均一人當リ約十四坪四合ナリ）、未指定ノ部分モ之ニ準スルモノトセハ市内ニ於ケル住居地域ノ飽和密度ハ市内全部ノ人口飽和ノ域ニ達セル時ノ豫想總數約八〇〇、〇〇〇ナル推定ニ基ケハ一人當リ約十八坪四合トナル（現在ノ本町、柳町、老松町、神奈川町等ノ密度ニ類似ス）、又郊外ニ於テハ既記ノ如ク各地域ノ概略方針ヲ豫定スルニ止リ之カ人口飽和ノ域ニ達セルトキノ各種地域ノ平均密度ノ豫測ノ如キハ尙早ニ失スト雖モ商業地域ニ於テハ先ツ市内ノ同地域内密度ニ伯仲スヘク工業地域之ニ次キ住居地域ノ密度最モ稀薄ナルヘキコトハ豫想シ得ヘシ

次ニ地域設定後ニ於ケル各種地域別住宅分布ノ豫想ヲ試ミシニ横濱ニ於ケル住宅ニ關スル統計不備ニシテ其ノ依ルヘキモノナキヲ以テ假リニ之ヲ東京ニ於ケル調査統計ヲ引用シ猶未タ住宅拂底ノ聲少カリシ大正三年ニ於ケル東京市内住宅延坪ヲ檢スルニ人口一人當リ三、四四坪ニシテ之カ地域別ノ差異

ハ其ノ推定困難ナリト雖モ之ヲ大正九年ノ現狀ニ於ケル麴町、芝、麻布、赤坂、四谷、牛込、小石川、本郷八區ノ一人當リ住宅延坪ト他ノ七區ト夫レト比較ニ準據シテ横濱市ニ於テモ住居地域ノ住宅延坪平均ヲ四坪トシ其ノ他ノ住宅延坪平均ハ三坪ト看做シ此ノ標準ヲ以テ前記人口分布ノ假定ヲ引用スレハ都市計畫區域内地域設定後ニ於ケル各種地域ニ就キテノ住宅延坪總計ト土地全面積トノ比率並戸數總計ノ豫想凡ソ左表ノ如シ

地域別	住宅總延坪	住宅延坪ト全面積トノ比較(百分比)	豫想戸數總計 但シ一戸當リ五人トス
市内	一、五〇〇、〇〇〇	二一・九	七五、〇〇〇
住居地域	八六〇、〇〇〇	三三・三	五七、〇〇〇
商業地域	三六〇、〇〇〇	二〇・八	二四、〇〇〇
工業地域	六〇〇、〇〇〇	二〇・八	四〇、〇〇〇
未指定地域	二、七八〇、〇〇〇	一六〇	一六〇、〇〇〇

都市計畫神奈川地方委員會横濱都市計畫地域制議決ノ經過

横濱都市計畫住居、商業、工業地域ノ指定ニ關シテハ大正九年八月十四日第一回都市計畫神奈川地方委員會ニ於テ其ノ豫備調査ノ爲左ノ通特別委員ヲ設置シ横濱都市計畫區域ト併セテ關係職員ヲ指揮シ之カ調査立案ヲ爲サシメタリ

(横濱市都市計畫局長)

阪田貞明君

(横濱市會議員) 赤尾彦作君

(神奈川縣會議員) 高下鷺藏君

(横濱市會議員) 戸井嘉作君

(同) 箕輪半藏君

(神奈川縣內務部長) 佐々木秀司君

若尾幾造君

左右田喜一郎君

(内務大臣官房都市計畫課長) 前田多門君(中途退任)

(同) 山縣治郎君

而シテ神奈川縣知事ハ右調査ニ基キ概要ヲ得テ之ヲ大正十年十二月十四日内務大臣ニ内申シ内務大臣ハ之ニ基キ原案ヲ作成シ大正十二年三月二十八日都市計畫神奈川地方委員會ニ付議シ同委員會ハ同年五月十日會議ヲ開キ五月十八日再ヒ左ノ特別委員ノ調査ニ附シタリ

井阪孝君

(横濱市都市計畫局長) 阪田貞明君

(神奈川縣內務部長) 松原權四郎君

若尾幾造君

(内務省都市計畫局長) 長岡隆一郎君

繁田五郎君

森田伊助君

(横濱市會議員) 上保慶三郎君

(神奈川縣會議員) 高下鷺藏君

特別委員ハ會議ヲ開クコト五回此ノ間或ハ實地踏査其ノ他各般ノ調査ヲ爲シ或ハ關係當局ノ意見ヲ徵スル等慎重審議ノ結果原案ヲ修正シ同年六月十八日之ヲ地方委員會ニ報告シ地方委員會ハ大正十三年七月三十一日之ヲ特別委員修正ノ通可決シタリ、内務大臣ハ之カ決定竝内閣ノ認可ヲ受クル手續中九月一日ノ大震火災ニ遭遇シ横濱市ノ現狀ニ激變ヲ來スト共ニ街路、公園、運河其ノ他ノ復興施設ノ計畫決定ニ伴ヒ曩ニ地方委員會議定ノ地域ニ幾分變更ヲ要スルニ至レルモノアルヲ以テ今回議第三七號ノ付議ヲ見タル次第ナリ

特別都市計畫委員會幹事

議第三八號

議案

一、東京都市計畫高速度交通機關路線決定ノ件  
官計發第六十六號

東京都市計畫高速度交通機關路線左ノ通決定セムトス

特別都市計畫委員會

右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月十四日

内務大臣 若槻禮次郎

第一 東京都市計畫高速度交通機關路線左ノ通定ム

番號	路 線 (起 終 點 及 經 過 地)	延長(約)
一	省線五反田驛附近ヨリ芝公園、新橋驛、日本橋、萬世橋、上野、淺草ヲ經テ押上ニ至ル	一五、七 <small>軒</small>
二	省線目黒驛附近ヨリ西久保、祝田町、本石町、淺草橋、田原町ヲ經テ南千住ニ至ル	一五、一
三	省線澁谷驛附近ヨリ櫻田本郷町、東京驛前、萬世橋、本郷三丁目ヲ經テ省線巢鴨驛附近ニ至ル	一四、七
四	省線新宿驛附近ヨリ四谷見附、日比谷、築地、蠣殼町、御徒町、本郷三丁目、竹早町ヲ經テ省線大塚驛附近ニ至ル	一八、八
五	省線池袋驛附近ヨリ早稻田、飯田町、一ツ橋、東京驛、永代橋ヲ經テ洲崎ニ至ル	一三、一

(圖面表示)

第二 東京市區改正設計中高速度鐵道線路之部ヲ削ル

說 明

東京高速度交通機關路線ニ付テハ既ニ大正八年六月十日東京市區改正委員會ノ決議ヲ經決定シタル所ナレトモ交通ノ狀況及復興計畫ニ鑑ミ之ニ適應セシムルノ必要ヲ認メ以テ本案ノ如ク變更セムトスルモノナリ

參 考

東京市告示第二號

東京市區改正設計左ノ通追加セラレ

但シ圖面ハ本市役所ニ備ヘ置ク

右明治二十一年勅令第六十二號東京市區改正條例第二條ニ依リ告示ス

大正九年一月十四日

東京市長法學博士子爵 田尻稻次郎

高速度鐵道線路之部

議案

- 第一 品川八ツ山ヨリ新橋、築地、兩國橋西側、雷門ヲ經テ押上ニ至ルノ線路
  - 第二 澁谷ヨリ霞町、新橋、萬世橋、上野、雷門ヲ經テ南千住ニ至ルノ線路
  - 第三 内藤新宿ヨリ四谷見附、櫻田門、萬世橋ヲ經テ巢鴨ニ至ルノ線路
  - 第四 池袋ヨリ山手線鐵道線路ニ沿ヒ高田馬場驛前ニ出テ飯田橋、大手町ヲ經テ越中島ニ至ルノ線路
  - 第五 目黒ヨリ新橋ニ至ルノ線路
  - 第六 原宿ヨリ青山一丁目、赤坂見附ヲ經テ櫻田門ニ至ルノ線路
  - 第七 大塚ヨリ傳通院前ヲ經テ萬世橋際ニ至ルノ線路
- 議第三九號

一、大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中及大正十三年五月二日內務省告示第二百八號橫濱都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(第一號路線外七線關係)

官計發第七十六號

特別都市計畫委員會

大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中及大正十三年五月二日內務省告示第二百八號橫濱都市計畫事業及其ノ執行年割中左ノ通變更セムトス

右都市計畫法第三條ノ規定ニ依リ其ノ會ノ審議ニ付ス

大正十四年三月十四日

內務大臣 若槻禮次郎

第一 大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割第一橫濱都市計畫街路ノ新設、改修ノ件中第一號路線外七路線ニツキ左ノ通變更ス

第一號路線內譯

- 子安町市郡界ヨリ神奈川町十四番町迄延長三、一五九米ノ幅員「二五米」ヲ「二七米」ニ改ム
- 第六號路線ノ延長三、七三七米ノ幅員「一六米乃至二二米」ヲ「一八米乃至二二米」ニ改メ內譯
- 吉岡町五丁目ヨリ南吉田町南四ツ目迄延長五〇一米ノ幅員「一六米」ヲ「二〇米」ニ改ム

第九號路線

櫻木町一丁目ヨリ野毛町三丁目ヲ經テ日出町一丁目ニ至ル延長五四六米ノ幅員「一六米」ヲ「二二米」ニ改ム

第十三號路線

日出町一丁目ヨリ井土ヶ谷町川田ニ至ル延長二、七八九米ノ幅員「一六米」ヲ「二〇米乃至二二米」ニ改メ左ノ內譯ヲ加フ

内譯

日出町一丁目ヨリ南太田町西中耕地富士見耕地境界迄 一、三二七米 二二米  
南太田町西中耕地富士見耕地境界ヨリ井土ヶ谷町川田迄 一、四六二米 二〇米

第十四號路線内譯

青木町七軒町ヨリ淺間町社宮司迄延長二、七〇四米ノ幅員「一八米」ヲ「二〇米」ニ改ム

第十九號路線

千歳町二丁目ヨリ南吉田町南六ツ目ニ至ル延長一、三八二米ノ幅員「二〇米」ヲ「二二米」ニ改ム

第二十號路線

中村町西ノ谷ヨリ南太田町西中耕地ニ至ル延長九四五米ノ幅員「一六米乃至二〇米」ヲ「二〇米」ニ改メ内譯ヲ削ル

第二十一號路線

北方町小湊ヨリ新山下町ニ至ル延長六三六米ノ幅員「一八米」ヲ「二二米」ニ改ム

第二 大正十三年五月二日内務省告示第二百八號横濱都市計畫事業及其ノ執行年割中第一ヲ左ノ通改ム

第一 大正十三年三月十一日内閣認可横濱都市計畫並都市計畫事業中第六號及第九號街路ノ幅員變更ニ因ル擴築部分並第十三號乃至第二十二號街路ノ新設、改修ハ都市計畫事業トシテ大正十三年度ヨリ大正十七年度迄五ヶ年度ニ繼續執行スルモノトシ其ノ年割左ノ通定ム

街路ノ新設、改修事業執行年割

- 大正十三年度 約二割一分七厘
- 大正十四年度 約二割二分六厘
- 大正十五年度 約二割五分六厘
- 大正十六年度 約一割六分六厘
- 大正十七年度 約一割三分五厘

説明

第一 本件路線ノ變更ハ横濱市ニ於テ復興事業ノ完成ニ伴ヒ市營電車軌道敷設ノ爲必要ヲ生シタルモノニシテ復興計畫路線中軌道敷設ニ支障ナキ幅員ヲ有スルモノヲ除キ幅員ヲ増加スルニ非サレハ軌道敷設ノ特許ヲ受クルヲ得サル路線ノ幅員ヲ擴築セムトスルモノナリ

第二 都市計畫及執行年割ノ變更ハ横濱市電氣事業經濟負擔ニシテ計畫ニ止マリタル第十九號路線ヲ都市計畫事業トシテ執行スルコトトシ且電氣事業經濟負擔ニ屬スル事業ノ關係並復興事業ノ進捗上執行年割ノ變更ヲ要スルニ因ル

特別都市計畫委員會第十回總會議事速記錄

特別都市計畫委員會第十回總會議事速記錄

大正十四年三月二十日(金曜日)內務省會議室ニ於テ開會

議事日程

- 第一 議第三二號 大正十一年八月內務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區變更ノ件  
右特別委員長報告
- 第二 議第三三號 東京市長申請河岸地賣却ノ件
- 第三 議第三四號 東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(環狀線及放射線變更關係)
- 第四 議第三五號 大正十三年七月四日內務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃整理施行區域並土地區劃整理事業及其ノ執行年割中變更ノ件
- 第五 議第三六號 大正十一年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件
- 第六 議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件
- 第七 議第三八號 東京都市計畫高速度交通機關路線決定ノ件

第八

議第三九號

大正十三年三月十一日內閣認可橫濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中及

大正十三年五月二日內務省告示第二百八號橫濱都市計畫事業及其ノ執行年割中變

更ノ件(第一號路線外七線關係)

出席者氏名

委員

- 太田政弘君代理
- 竹內六藏君
- 篠原英太郎君
- 近藤達兒君
- 久保三友君
- 堀切善次郎君
- 湯淺倉平君
- 男爵四條隆英君
- 宇佐美勝夫君代理
- 南孝夫君
- 朝倉寅治郎君
- 小坂梅吉君
- 男爵中島久萬吉君
- 清野長太郎君
- 津野一輔君代理
- 佐々木則夫君
- 藤宮惟一君
- 河野治平君
- 磯部尙君
- 渡邊勝三郎君
- 丹羽鋤彦君
- 池田勝次郎君
- 福田又一君

子爵

大河內正敏君

中村是公君

大木金兵衛君

今村明恒君

島山敏行君代理

米澤與三七君

後藤佐彦君

青木周三君

田沼亮三君

池上幸操君

平沼亮三君

原富太郎君

中野勇治郎君

片岡安君

佐野利器君

長岡外史君

直木倫太郎君

菊池慎三君

吉田茂君

西村輝一君

西村輝一君

復興局職員

- 土木部長 太田圓三君
- 建築部長 笠原敏郎君
- 其他關係職員



議事

午後一時五十五分開議

○會長代理(湯淺委員) 是ヨリ開會致シマス。

○四十一番(福田又一君) 日程ニ入ルニ先立ツテ一寸質問致シタイト思ヒマスガ……。

○會長代理(湯淺委員) 宜シウゴザイマス。

○四十一番(福田又一君) 區劃整理ノ進行ハ甚ダ遅々ト致シテ居リマシテ、吾々市民ハ、今日デハ殆ド何レニ趣クカト云コトヲ實ハ憂慮シテ居ルノデアリマスガ、之ニ對シマシテ、區劃整理施行ニ付テノ非難ハ、沙上ノ偶語デハナクシテ、相當ノ機關ニ列シテ居ル方々ガ此復興事業ニ付テ非難ヲ致シテ居ルノデアリマス、是ガ形ニナツテ現レタモノニハ、此程議會ニ提出サシタ所ノ建議案モアルノデアリマス、此區劃整理ノ進行ハ、官民一致ヲ以テ進マナケレバドウシテモ遂行ノ出來ナイコトハ申スマデモナイコトデアリマスルガ、而モ國民ヲ代表シテ居ル所ノ代議士カラシテ、區劃整理ノ方法ノ改善ニ付テ建議案ガ提出サレタノデアリマシテ、此建議ヲ一讀シマスレバ、其趣旨ノアル所ハ明瞭デアリマスガ、之ニ對シテ私共ハ頗ル惑ヒテ居ル、斯ウ云フ事柄ガ公ニ世間ノ問題トナリ、表面ニ現レナイ所ニ於テハ、個人々々ハ非常ニ此振興ニ付ラハ憂慮シテ居ルノミナラズ、頗ル不平ヲ懷イテ居ルノデアリマス、其不平ノ聲ガナカク、小部分デハナイノデアリマス、就キマシテ

私ハ、此土地區劃整理ノ方法改善ニ關スル建議案之ヲ一讀シテ之ニ對スル當局ノ意見ヲ聽キタイノデアリマス。

大震火災ノ中心タル東京市ニ於テハ爾來漸ク其ノ復舊ヲ見ルニ至リタレトモ復興事業ノ中土地區劃整理ノ進捗セサルハ畢竟其ノ方法市民ノ實生活ニ適セス實施上ノ困難ト市民ノ損失甚大ナルニ因ル今ヤ財界ハ益不況ニ沈滞シ罹災民ノ生活一層ノ安定ヲ缺キ復興ノ前途寒心ニ堪ヘサルモノアリ仍テ政府ハ其ノ實況ニ鑑ミ整理施設ノ未タ進捗セサル今日ニ於テ幹線道路橋梁等ハ別トシテ其ノ他ハ主トシテ市民ヲシテ自治的ニ決定セシムル等其ノ方法ニ適當ノ改正ヲ加ヘ以テ復興ニ善處セラレムコトヲ望ム

斯様ナル建議案ガ議會ニ提出セラレタノデアリマス、既ニ斯ウ云フ事ガ議會ニ現レタルコトヲ聞キマシタ市民ハ、ドウナルカモ知レヌ、自分等ハ進ンデ復興ノ事ニ賛成シテ見タ所ガ、或ハ中途ニシテ挫折スルカモ知レヌ、斯様ナ考ヲ持チマス、私自身モサウ云フ疑ヲ懷イテ來タノデアリマス、蓋シ此建議案ガ本會議ニ上ツテ居ルカ居ラナイカ知リマセヌガ、斯ウ云フ事柄ガ國民ヲ代表シテ居ル議員カラシテ出ルト云フコトハ、輕々ニ看過スルコトガ出來ナイノデアリマス、是ガ爲ニ世間ニハナアニ復興ナント云フモノハ出來ルモノデナイト云フコトヲ言フ人ガナカク、多クナツテ居ルノデアリマス、而モ私ノ住ンデ居ル神田ノ六地區ト云フモノハ、殆ド家屋ハ無いノデアリマスカラ、最

モ早ク出来ナケレバナラヌノガ、今日未ダ遅タトシテ居ル、斯様ナル建議案ガ提出セラレタコトニ付テ長官ハドウ云フ考ヲ持ツテ居ラレルカ、一應確メテ置キタイト考ヘマシテ、日程ニ入ルニ先立ツテ質問ヲ致ス次第デアリマス。

○直木長官 只今ノ御質問ニ御答ヘ致シマスガ、如何ニモ議會ニ建議案ガ出テ居リマスルガ、未ダ會議ニハ上ツテ居リマセヌノデアリマス、色々誤解ヲ招クガ爲ニ、市民ガ惑ヲ生ズルノハ甚ダ遺憾デアリマスガ、其建議案ガ會議ニ現レマスレバ、當局トシテハ十分ニ説明シテ諒解ヲ得ラル、コトト信ズルノデアリマス、區劃整理ノ方法ヲ改善セヨト云フノハ、ドウ云フ風ニ改善スルノカ、其邊ハ提案者ノ説明ヲ承ラナケレバ分リマセヌガ、幹線道路、橋梁等ハ別トシテ、其他ハ主トシテ市民ニ自治的ニヤラセヨト云フコトデアリマスガ、土地區劃整理ノ遅レテ居ル理由ハ寧ロ市民ニ協議スル爲ニ遅レテ居ルノデアリマス、成ベク自治的ニヤリツ、アル爲ニ、度々、區劃整理道路ノ變更ヲ餘儀ナクシ、或ハ小公園ノ位置トカ學校ノ位置トカ、其地區毎ニ起リマス總テノ問題ヲ研究シテ貫ツテ、其都度設計ヲ變更シナケレバナラヌ、從ツテ一ツノ地區ノ設計ヲ纏メルニ六七遍モ立變ヘナケレバナラヌ、其面倒ヲ忍ンデヤツテ居ルノデアリマシテ、其爲ニ却テ日數ガ延ビルノデアリマスカラ、既ニ今日ニ於テモ十分自治的ニヤル方法ヲ執ツテ居ル積リデアリマス、然ルニ尙コノ以上ニ自治的ニ決定セシムルト云フ、此建議案ノ趣旨ハ何處ニ在ルカ、伺ツテ見ナケレバ分リマセヌガ、若

シ全然自治的ニ市民ノ決定通りニヤラセヨト云フコトニナレバ是ハ全體ノ設計ヲ打壞スコトニナルノデアリマス、一ツノ道路サヘ完全ニハ出来ナイコトニナル、一ノ地區ハ其道路ヲヤラウト云フ、其隣リ地區ハ之ヲヤラナイト云フヤウナコトニナルト、設計シタ折角ノ道路モ統一ガ附カスコトニナル、若シ斯様ナル程度ニマデ自治ヲ尊重スルト云フコトナラバ、吾々ハ斷ジテソレニ從フコトハ出来ナイト思ヒマス、自治ノ精神ヲ十分尊重シナガラ、現ニヤツテ居ルノデアリマスカラ、又建議ノ趣旨ハ、或ハ、幹線ダケヤツテ他ノ補助線ハ一切廢メテシマウト云フ風ニモ取レルノデアリマスカラ、幹線ト橋梁ダケヤツテ其他ハ勝手ニ市民ニ委セルト云フコトデアアルナラバ、是亦大震災災ニ遭ツタ東京市民ノ爲ニ斷シテ承諾ハ出来ヌノデアリマス、未ダ議會ノ議ニ上ツテ居リマセヌカラ、此吾々ノ説明ニ依ツテ諒解ガ得ラレルカドウカ知リマセヌガ、左様ナ意味ニ於テ何處マデモ、今ヤリツ、アル方法ニ付テ具體的ノ改善方法ヲ示シテ貫ハナケレバ、單ニ建議ノヤウナ字句ダケハ當局ニ於テハ承諾仕惡イノデアリマス、尙ホ右ノ様ナ意味デ方々ノ設計ガ遅レテ居リマスル爲ニ、仕事ハ未ダ目ニ見エル所ニ達シテ居リマセヌガ、土地區劃整理ノ仕事ハ、各地區トモ整理委員會ノ仕事ハ順序良ク運ンデ居リマスノデアリマス、未ダ目ニ見エル所マデ行カナイ爲ニ、何ヲヤツテ居ルカ分ラナイヤウナ状態ニアルヤウニ見エマスケレドモ、今暫ク御辛抱下サレバ、總テノ設計ガ確定シ延ヒテ移轉ト云フヤウナ目ニ立ツ仕事ニナツテ來ルノデアリマス、斯ウ云フ建議案ガ提出ニナリマ

シタケレドモ、私共ハ斷ジテ是レ以上ノ良イ方法ヲ見付ケ得ナイノデアリマス、從ツテ此方法ニ依ツテ飽マデ遂行スル積リデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス。

○四十一番(福田又一君) 固ヨリ是ハ重大ナ問題デ、吾々ハ度々御召集ニ預リマシテ、計畫ノ事ニ御協議ニ與リマシタ所ガ、根本ノ問題ガ何時ドウ變更スルカモ知レスト云フ懸念ガアレバ、甚ダ私共職ニ從事スルニ於テモ頗ル英氣ヲ缺クノデアリマスガ、今長官ノ説明デハ、自治的解決ニ努メテ居ルト云フコトデアリマスガ、此建議案ノ趣旨ハ後段ニ於ケルガ如キ趣旨デアツテ、幹線ト橋梁ハヤツテ、以外ハヤラスト云フ主義ハ含マヌノデアリマスガ、併シ私ハ、長官ガイマ少シ時ヲ待テト云フコトデアリマスレバ何年デモ待ツノデアリマスガ、一面ニハ計畫ハ徐々トシテ進ム、一面ニハ反對ノ聲ガ卒然トシテ立ツテ居ツテハ甚ダ面白クナイコトニナリハシナイカ、計畫ノ方ハ順序ヨク進ンテ居ルカ知リマセヌガ、反對ノ聲モ力ヲ添ヘテ來ルト、五分々々ニナツテ來ヤシナイカ、ソコデ私共ハ議政ノ機關ニ列シテ居ル人々ニ對シテハ、斯様ナ建議案ガ出ナイヤウニ、モウ少シ親切ニ説明スル方法ハナカツタデアラウカ、之ヲ遺憾ニ思ツテ居ル、是ガ無賴ノ徒ガ爲ニスル所ガアツテノ建議ノヤウナモノデアツタナラバ願ル必要ハ無イノデアリマスガ、而モ相當ノ機關ニ列シテ居ル人々ニハ、斯様ナ議論ニ至ラシメナイヤウナ方法ハ無カツタデアリマセウカ、甚ダ遺憾ニ存ジマス、併シ只今長官ハモウ少シ待ツテ吳レト云フコトデアリマスカラ、待ツテ居リマスガ、此復興ノ事業

ニ付テハ市民ハ迷ウテ居ルト見ナケレバナラス、ナカノ斯ンナ事ハ出來ヤシナイト云フヤウナ聲ガ、段々ト私ノ區ナドデモ擴ガツテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ事ニモ御注意ニナラナケレバナラス、仕事ダケハヤツテ居ルト云フコトデハイカスト思フ、唯名ダケアツテモ實ガ擧ラナケレバイカスト思フ、此事ハ前ノ會議ノ時モ申シマシタガ、近來ハ何ヲヤツテ居ラレルノカ、ドウモ市民ニ徹底ヲ缺イテ居ルト思ヒマス、世間デハ頗ル評判ガ惡イノデアリマスカラ、此事ダケヲ申上ゲテ置キマス。

○會長代理(湯淺委員) 四十一番ニ一寸申上ダマスガ、只今ノ御注意ハ當局ニ於キマシテモ、篤ト考ヘマシテ、今後ハ一層一般市民ノ諒解ヲ得ルコトニ努力スル積デアリマス、尙ホ四十一番ハ六地區ニ御住ヒニナツテ居ルト思ヒマスガ……。

○四十一番(福田又一君) 八地區ニ住ツテ居リマス。

○會長代理(湯淺委員) 左様デゴザイマスカ、ソレデハ第六地區ノ狀況ヲ何カノ機會ニ御覽ヲ願ヒマスレバ、兎ニ角彼處ハ順調ニ進ンデ居ルト云フコトハ能ク御分リニナルト思ヒマスカラ、幸ニ隣接地區ニ御住ヒノコトデアリマスカラ、一度御覽ヲ願ツテ置ケバ仕合デアリマス。

○四十一番(福田又一君) 少シハ知ツテ居リマススガ尙能ク拜見致シマス

○會長代理(湯淺委員) ソレデハ日程ニ入りマス、日程第一、議第三二號、特別委員長ノ御報告ヲ

報告

本特別委員會ハ大正十三年十二月二十七日付託セラレタル議第三十二號大正十一年八月内務省告示第百九十二號東京都市計畫防火地區變更ノ件ニ付大正十四年一月十七日及同年二月二十四日ノ二回會議ヲ開キ慎重審議ノ結果左ノ通修正シ希望トシテ左記事項ヲ議決シ尙右ニ關シ別記ノ通建議スルヲ適當ト認メ候右及報告候也

大正十四年三月十二日

特別委員長子爵 大河内正敏

特別都市計畫委員會會長若槻禮次郎殿

修正事項

- 一、甲種防火地區イ日本橋區内ヲ左ノ通修正ス
  - (1) 一ノ内「通四丁目」ノ下ニ「大傳馬町一丁目、同二丁目、堀留町一丁目、同二丁目、通旅籠町、通油町、元濱町、新大坂町、田所町、彌生町、通鹽町、横山町一丁目、同二丁目、同三丁目、橘町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、元柳町、新柳町、兜町」ヲ、「城邊河岸」ノ下ニ「四日市岸河」ヲ加フ

- (2) 二ノ内「本船町」ノ下ニ「鐵砲町、小傳馬町一丁目、同二丁目、同三丁目、馬喰町一丁目、同二丁目、同三丁目、同四丁目、吉川町、米澤町一丁目、同二丁目、藥研堀町、若松町、村松町、堀留町三丁目、新材木町、堀江町一丁目、小舟町一丁目、西堀留川埋立地、新材木町一丁目、坂本町、茅場町」ヲ「魚河岸」ノ下ニ「米河岸、小舟河岸、西萬河岸、東萬河岸、東綠河岸、西綠河岸、本材河岸、楓河岸、茅場町河岸」ヲ加ヘ、「四日市河岸」ヲ削ル
- 二、甲種防火地區ロ第一號、第二號、第二十五號及第三十一號乃至第四十六號ヲ左ノ通修正ス
  - (1) 第一號、第二號及第二十五號ヲ左ノ通改ム
    - 一、大正十三年三月十一日内閣認可東京都市計畫街路ノ部中幹線(以下單ニ幹線ト謂フ)第一號ノ内芝區金杉橋北詰ヨリ日本橋區伊勢町補助線第九號交叉點迄及大傳馬町一丁目幹線第十一號交叉點ヨリ下谷區入谷町幹線第三十八號接合點迄
    - 二、幹線第二號ノ内九段坂下起點ヨリ日本橋區馬喰町四丁目幹線第十一號接合點迄及本所區兩國橋東詰ヨリ江東橋西詰迄
    - 二十五、幹線第五十號ノ内日本橋區馬喰町一丁目幹線第十一號交叉點ヨリ豊島町終點迄
    - 第三十一號乃至第三十五號及第三十七號ヲ削ル
  - (3) 左ノ通追加ス

三十一、日本橋區坂本町三十七番地ノ一地先ヨリ京橋區櫻橋及築地橋ヲ經テ築地三丁目十番地ノ一地地先ニ至ルノ路線

三十二、補助線第十九號ノ内京橋區木挽町二丁目幹線第一號交叉點ヨリ入船町六丁目終點迄及同路線終點ヨリ船松河岸第一號地地先ニ至ルノ路線

(4) 第三十六號及第三十八號ヲ左ノ通改ム

三十三、日本橋區鏡橋東詰ヨリ小網町四丁目四番地ノ一地先ニ至ルノ路線

三十四、神田區和泉橋南詰ヨリ九道橋ヲ經テ日本橋區小傳馬町二丁目九番地一地先ニ至ルノ路線及新乗物町十六番地地先ヨリ土洲橋北詰ニ至ルノ路線

(5) 第三十九號ヲ第三十五號ニ改メ第四十號以下ヲ順次繰上ク

特別委員會修正說明

第一 日本橋區ノ東北部大傳馬町、堀留町、田所町、通油町、通鹽町、元濱町、橘町、村松町、馬喰町、若松町、横山町附近ノ一團地及淺草橋ヨリ兩國橋ニ至ル道路ノ兩側一帯ノ地區ヲ集團的甲種防火地區トシテ追加シタルコト

原案ハ該地區ニ於テハ主要街路ニ沿ヒ數條ノ路線的防火地區ヲ設定スルノ計畫ナルモ市内常風ノ方向及既往ノ火災延燒ノ歴史ニ鑑ミ又該地區ハ江東方面ト市ノ中心トヲ聯絡スル最モ重要ナル地

域ナルヲ考慮スル時ハ防火線ノ效果ヲ一層確實ナラシムルノ必要アリ依テ原案ノ路線的防火地區ヲ集團的防火地區ニ改メトスルニ因ル

第二 日本橋區兜町附近ノ地區ヲ集團的甲種防火地區トシテ追加シタルコト

原案ハ該地區内ニ於ケル現行路線的甲種防火地區ノ位置ヲ多少變更セムトスルニ過キサレモ該地區ハ經濟上重要ナル地域ナルヲ以テ此ノ際集團的防火地區トスルヲ相當トスルニ因ル

第三 日本橋區及京橋區ノ東半部ニ於テ路線的甲種防火地區ヲ追加シタルコト

原案ニ於テハ日本橋區及京橋區ノ東半部ニ於ケル防火地區ノ配置比較的疎ナルヲ以テ (1)日本橋區坂本公園前ヨリ京橋區築地三丁目ニ至ル電車通 (2)京橋區紀伊國橋ヨリ築地川北河岸ニ沿ヒ入船町、明石町ヲ經テ舟松河岸佃渡ニ至ル道路沿線ヲ追加シ防火地區指定ノ效果ヲ一層確實ナラシムルヲ相當トスルニ因ル

希望事項

防火地區ノ指定ハ帝都復興ノ基礎的計畫トシテ之カ實施ノ一日モ速カナラシムルコトヲ望ムト雖翻ツテ該地區内ノ住民ノ現状ヲ顧ルトキハ災後辛フシテ假建築ヲ爲シタルモ災禍ノ打撃極メテ大ナルノミナラス財界ノ不況ハ亦一層之ヲ甚シカラシメ今後數年ニシテ此ノ域ヲ脱セムコトハ容易ニ逆睹スヘカラサル處ナル以テ直ニ之ニ耐火建築ヲ強制スルハ負擔ノ苛重蓋シ極メテ大ナルモノアリ仍テ政府ハ大

正十二年九月勅令第四百十四號ニ依ル假建築物ニシテ防火地區内ニ在ルモノニ付テハ之カ除却期限ニ付市民生活ノ實情ト計畫施設ノ緩急トニ稽ヘ法令ノ改廢實施ニ深甚ノ考慮ノ拂ヒ以テ帝都復興ノ圓滿ナル進捗ヲ圖ラレムコトヲ望ム

## 建 議 案

防火地區ヲ擴張指定シテ耐火建築ヲ強制スルハ帝都復興ノ基礎的施設タリ、政府カ防火地區内ノ建築ニ對シテ補助金ヲ交付シテ之ヲ助成セラルルハ最モ機宜ニ適應セル措置ナリト雖其ノ補助金ハ大正十七年度以降ニ及ハス。

翻テ市民ノ實情ヲ考察スルニ災禍ノ打撃激甚ニシテ之カ恢復容易ナラス補助金交付ノ豫定期間内ニ復興シ得ルモノ幾何ナルヤヲ逆睹スヘカラサルヲ以テ之カ助成ヲ大正十七年度ニ止ムルハ防火地區ノ實現ヲ期スル所以ニ非ルヘシ、仍テ政府ハ大正十八年度以降ニ於テモ補助金交付ノ繼續其ノ他耐火建築ノ助成ニ付遺漏ナキ措置ヲ講セラレムコトヲ望ム

右特別都市計畫委員會官制第二條ニ依リ建議候也

年 月 日

特別都市計畫委員會々長

内 務 大 臣 宛

○四十二番(子爵大河内正敏君) 防火地區變更ニ關スル特別委員會ハ、此案ハ昨年十二月二十七日ニ

付託セラレタノデアリマシテ、即チ議第二十二號、大正十一年八月内務省告示第九十二號東京都市計畫防火地區變更ノ件デアリマス、此委員會ハ大正十四年一月十七日第一回ヲ開キマシタノデアリマス、此際ニ委員諸君ト當局トノ間ニ質問應答ガアリマシタノデアリマスガ、之ヲ一々申述ベルコトハ餘リ長クナリマスカラ省キマス、唯其中ノ一二ヲ御報告申シタイト思ヒマス、主トシテ論ゼラレマシタノハ、飛行機ニ依ル東京市ノ攻撃ニ對シテ如何ナル計畫ガアルカト云フ問題デアリマス、此御意見ニ依リマスルト、大都市ノ中央ニ防火建築物ヲ集中スルト云フコトモ一ツノ案デアルケレドモ、郡部ニ隣接シテ居ル地方ニ於テハ、特ニ工場等ガ澤山在ルノデアアル、戰時ニ於テ職工ノ動搖ヲ防グコトハ大事デアルカラ、中央ニ防火建築ヲ集中セズニ、之ヲ適當ニ分布シテハドウデアルカ、而シテ此建物ニ依ツテ其ノ近邊ノ住民ガ襲撃ヲ受ケタトキニ、避難ヲスル場所ヲ造ルト云フ御意見デアリマシタ、或ハ又更ニ進ミマシテ、都市計畫ヲ根本カラ變ヘテ、東京ノ如キ大都市ヲ造ラズニ此附近ニ小都市ヲ分布サセテハドウカト云フ御意見モアツタノデアリマス、併シ是ハ程度問題デ、即チ經費ノ問題ガ主タルコトデアリマシテ、此案モ結構デアルガ、今日ハ遺憾ナガラ實行スルコトガ出来ナイト云フノデアリマス、尙ホ一ツノ案トシテ府知事及警視廳カラ參考案ガ提出セラレタノデアリマス、此參考案ハ確カ御手許ニ廻ツテ居ルト思ヒマスガ、例ヘバ警視廳案ニ依リマスルト、防火地區ガ原案ヨリモ更ニ擴張セラレテ居リマシテ、延坪デ百十八万八千坪ニナルノデアリマス、

原案ハ百六万坪デアリマス、從ツテ之ニ要スル補助金額ハ坪四十圓トシテ千九百万圓トナリマス、結局二百四万圓ヲ増加スルデアリマス、復興局ニ於テハ此警規廳案ヲ採用セラレテ原案ヲ作成サレマシタ、此點ニ付テモ質疑應答ガアツタデアリマスガ、要スルニ經費ノ問題デ、復興局ガ原案ヲ作成セラレタト云フコトガ、能ク諒解セラレタデアリマス、尙ホ其ノ外ニ委員ノ意見ノ主ナルモノトシテハ、例ヘバ日本橋區京橋區一體ニ集團防火地區ヲ設ケルト云フコトハ、金ヲ掛ケタ割合ニ餘リ有效デナイ、ソレヨリハ路線式ニ改メテ、而シテ其ノ節約シテ得タ金ヲ以テ、築地方面ニ注ギ、一二ノ路線的防火地區ヲ増加シテハドウカト云フ御意見ト、今一ツハ本石町カラ淺草橋ニ至ル道路ニ並行シマシテ、警規廳案ノ如ク、丁度本石町カラ隅田川ニ至ル線迄、集團的ノ防火地區ヲ設ケタラ良カラウト云フ御意見、此等ノ御意見ガ出タデアリマスカラ、委員會ハ尙ホ審議ヲ致シマス爲ニ、ソコニ此等ノ案ヲ折衷シテ、モウ一度原案ヲ作り直シタナラバドウデアラウカト云フノデ、此意見ニ依リマシテ四ツノ案ヲ復興局ニ於テハ作成セラレタデアリマス、此四ツノ案ヲ簡單ニ骨丈ケ申シマスレバ、第一案トシテハ六十八万圓ノ減額ニナリマス、第二案ハ二十万圓ヲ増加シタモノ、第三案ハ四十八万圓ヲ増加シタモノトナルデアリマス、而シテ、第四案ハ、百三十六万圓ヲ減ズル案デアリマス、斯ノ如ク増加ノアリマスト云フコトハ、路線式ヲ増ストカ、或ハ集團防火地區ヲ増ストカ、或ハ集團防火地區ヲ削ツテ、路線式ニ改ムルト云フ修正意見ニ依リマシテ、斯

ノ如キ四ツノ案ガ出タデアリマス、ソレデ此等ノ案ニ付キマシテ尙ホ審議ヲ致シマシタ所ガ、結局此四ツノ案ノ何レヲ是トスルヨリモ、警規廳案ト只今申述べタ第三案ヲ折衷シテ、一ツノ新シイ案ヲ作ルガ良カラウト云フコトニ、特別委員會ハ決定シタデアリマス、其ノ修正セラレマシタ案ハ御手許ニ出テ居リマスカラ、此處デ一々讀ミマスコトハ省略致シタ方ガ良カラウト思ヒマス、何卒圖面ニ依ツテ御承知ヲ願ヒマス、尙ホ委員會デ決定致シマシタ此案ノ爲ニ、經費ニドノ位増減ヲ來タスカト調べマスコト、坪ニ於テ約四十六万坪ニナリマス、原案ハ四十二万四千坪デアリマス、警規廳案ハ四十七萬五千坪デアリマスガ、是ハ建坪デ申上ゲタデアリマス、延坪ニ致シマスト、之ヲ二倍半平均トシテ計算致シマス、即チ原案ハ百六萬坪、警規廳案ハ百十八萬八千坪トナルデアリマス、サウシテ坪當リ四十圓ノ補助金ヲ之ニ乗ケテ計算致シマスコト、原案ヨリ約百分ノ八、即チ八歩ヲ減ジマシテ、此金額ガ百四十萬圓トナルデアリマス、豫算面ヨリ超過致シマスカラ、是デハ補助ガ困難ニナルト云フヤウナ疑モ起リマスガ、當局ニ於テモ此實行ノ上ニ於テハ多少ノ遺雜モ出來マセウシ、千六百九十六萬圓ハ可ナリ餘裕ガ見テアリマスカラ、委員會修正ノ如キ案ニ致シマシテモ、約百四十万圓ヲ超過シテモ、實行上差支ナイト云フ見込ガアリマス、是デ修正案ハ決定致シマタガ、借市民ノ現状ヲ見マスコト、今日俄ニ耐火建築ヲ強制スルト云フコトハ、負擔ノ過重極メテ大ナルモノガアル、之ヲ緩和スルコトヲ委員會ハ希望條件トシテ決議致シ

タイト云フコトニナリマシタ、御手許ニ配付シテ置キマシタガ、此希望事項ヲ分ケレバニツニナルノデアリマス、ソレデ二項ニ涉ツテ決議サレタノデアリマス、希望事項ヲ念ノ爲ニ朗讀致シマス  
防火地區ノ指定ハ帝都復興ノ基礎的計畫トシテ之カ實施ノ一日モ速カナラムコトヲ望ムト雖モ翻ツテ該地區内ノ住民ノ現狀ヲ顧ルトキハ災後辛フシテ假建築ヲ爲シタルモ災禍ノ打撃極メテ大ナルノミナラス財界ノ不況ハ亦一層之ヲ甚シカラシメ今後數年ニシテ此ノ域ヲ脱セムコトハ容易ニ逆睹スヘカラサル處ナルヲ以テ直ニ之ニ耐火建築ヲ強制スルハ負擔ノ苛重蓋シ極メテ大ナルモノアリ仍テ政府ハ大正十二年九月勅令第四百十四號ニ依ル假建築物ニシテ防火地區内ニ在ルモノニ付テハ之カ除却期限ニ付市民生活ノ實情ト計畫施設ノ緩急トニ稽ヘ法令ノ改廢實施ニ深甚ノ考慮ヲ拂ヒ以テ帝都復興ノ圓滿ナル進捗ヲ圖ラレムコトヲ望ム  
ト云フノデアリマス、尙ホ一ツハ政府ノ計畫ニ於テハ大正十七年迄シカ防火建築ニ對スル補助金ガナイノデアリマスガ、其ノ以後ニ於テモ無論ハ必要ナコトデアリマス、然ルニ恐ラクハ大正十七年迄ニハ先ヅ四割位シカ防火建築ガ完成シナイデアラウト云フ當局ノ見込デアリマスカラ、残りノ六割ニ對シテモ、假令全部デナクトモ、十七年以後ニ於テモ相當ノ金額ヲ政府ニ於テ支出セラレテ防火建築ニ對シテ補助ヲセラレタイト云フノデアリマス、是モ念ノ爲ニ讀ミマス。

## 建議案

防火地區ヲ擴張指定シテ耐火建築ヲ強制スルハ帝都復興ノ基礎的施設タリ、政府カ防火地區内ノ建築ニ對シテ補助金ヲ交付シテ之ヲ助成セラルルハ最モ機宜ニ適應セル措置ナリト雖其ノ補助金ハ大正十七年度以降トス

翻テ市民ノ實情ヲ考察スルニ災禍ノ打撃激甚シテ之カ恢復容易ナラス補助金交付ノ豫定期間内ニ復興シ得ルモノ幾何ナルヤ逆睹スヘカラサルヲ以テ之カ助成ヲ大正十七年度ニ止ムルハ防火地區ノ實現ヲ期スル所以ニ非サルヘシ、仍テ政府ハ大正十八年度以降ニ於テモ補助金交付ノ繼續其ノ他耐火建築ノ助成ニ付遺漏ナキ措置ヲ講セラレムコトヲ望ム

右特別都市計畫委員會官制第二條ニ依リ建議候也

斯ウ云フノデアリマス、之ヲ希望條項トシテ決議シヤウト云フ話モアリマシタガ、ソレヨリハ建議案トシタ方ガ良カラウト云フコトデ右ノヤウニ極マリマシタノデアリマス、建議案ハ御手許ニ差上ダテゴザイマス、就テハ此希望條件及建議案ニ付テモドウカ御承認アランコトヲ望ム次第デアリマス。

○四十一番(福田又一君) 只今建議ノ趣旨ヲ拜聽致シマシタガ、洵ニ御叮嚀ニ御調ヲ願ツテ厚ク感謝致スノデアリマスガ、特別委員會ニ於テハ十七年度ニ六割殘ルト云フニ付テハ、十八年度以降何年間カ補助ヲ繼續スルヤウニシタイト云フ年限ニ付テノ御腹案ガアツタノデアリマスカ、或ハ唯單ニ



政府二十八年年度以降ト云フコト丈ケニシテ、年度ノコトマデハ御審議ガナカツタノデアリマスカ。  
○四十二番(子爵大河内正敏君) 只今申上ゲマシタ大正十八年度以降ノ經費ニ付キマシテハ、是ハ政府ノ財政計畫ト並行スル問題デアリマス、又民間ノ財界ノ狀況トモ關聯シテ居ルノデアリマシテ、今日カラ之ヲ豫測スルコトハ多少困難ナ點ガアルデアラウ、就テハ出來得ルナラバ是ハ政府ニ於テ成ル丈ケ餘計補助ヲ出シテ載キタイ、即チ出來得ル限リノ限度ニ於テ補助金ヲ餘計交付シテ載キタイト云フ意味デアリマシテ、大正十八年度ニ幾ラ、大正十九年度ニ幾ラト云フ年度割ハ、委員會ニ於テハ別ニ審議致サナカツタノデアリマス。

○四十一番(福田又一君) 私ハ唯十八年度後ノ金額ト云フコトヨリハ、凡ソドノ位ノ年度ヲ御考ニナツタカ、結リ補助金額ハ難カシイデアリマセウガ、大凡十八年後五年トカ七年トカ、サウ云フ年限ニ付テ御考ニナツタカラ聞キタイト云フコトヲ申上ゲタイノデアリマスガ、モウ分リマシタ。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 一寸委員長ニ御伺ヒ致シマスガ、此建議案ノ趣旨ハ、特別都市計畫ノ施行サルベキ、即チ東京及横濱ヲ包含シテノ建議ト信ジマスルガ、此案ハ東京ノ事ニ付テノ案デアリマスカラ、念ノ爲ニ此事ヲ御確メシテ置クノデアリマス、若シ横濱ヲ包含シテ居ナイト云フコトデアリマスレバ、横濱ヲ包含スルコトノ修正ノ動議ヲ提出シタイト存ジマス。

○四十二番(子爵大河内正敏君) 只今ノ特別委員會ハ、東京都市計畫ノ防火地區ニ關スル特別委員會デアリマシテ、横濱市ハ關聯シテ居ラナイノデアリマス、併ナガラ只今ノ御趣旨、即チ防火建築ヲ大正十八年以後ニ於テモ適當ニ助成シテ載キタイ、補助金ヲ出シテ載キタイト云フ意味ニ於テハ、是ハ單リ東京市ニ止マラズ、當然横濱市ニ對シテモ同様ノ意見ヲ委員會ハ持ツテ居ラレルコト、私ハ信ズルノデアリマス、併ナガラ此特別委員會ト致シテ審議致シタノハ、東京ニ關スルコトデアリマシタ爲ニ、横濱ニ關シテハ所調權限以外ノ事デアリマシタ爲ニ、別ニ議論ハ出ナカツタノデアリマス併ナガラ委員會ノ意嚮ニハ、當然是ハ、東京ノミニ助成セラレテ横濱ヲ閉却サレルト云フサウ云フ不公平ナコトハナイト私共ハ考ヘルノデアリマス。

○三十番(磯部尙君) 只今大河内委員長ノ御報告ハ、特別委員會ノ御報告ニ止マルベキモノデアラウカト思フノデアリマス、希望事項トシテ御加ヘニナリマシタ件ニ付テハ、更ニ建議案トシテ御提出相成リマスルナラバ、建議案提出者トシテ茲ニ改メテ御提出ニ相成ルノデアリマセウカ、矢張特別委員會ノ御報告トシテ附加シテ此建議案ヲ御提出ニナルノデアリマセウカ、建議案トシテ茲ニ協議ニ附セラル、ト云フコトデアリマスレバ、又意見ヲ述ブル方法モアラウト思ヒマス、其點ヲ大河内サンニ御尋ネシタイト思ヒマス。

○四十二番(子爵大河内正敏君) 特別委員會ニ於キマシテハ、特別委員會限リノ希望條件トシテ、先程申シマシタ如ク、此二項ヲ加ヘルト云フヤウナ案モアツタノデアリマスガ、ソレヨリハ、此委員

會ノ建議ニ限ラズ、即チ特別都市計畫委員會ノ建議トシテ、内務大臣ニ提出スルコトが一層有效デアラウト云フ考デ、結リ原案ヲ特別委員會ニ於テ作成シタダケデアリマス、此建議案ヲ如何ニスルカト云フコトハ今日ノ總會ニ於テ御決定ニナルコト、私ハ考ヘテ居リマス。

○會長代理(湯淺委員) 四十二番ニ御相談致シマスガ、此特別都市計畫委員會ノ官制及議事規則等モ何レモ規定ガ詳密ニ亘ツテ居リマセヌノデ、多少便宜ノ取計ヲ致シテハ如何デアラウカト思ヒマス特別都市計畫委員會ノ官制ノ第二條ニ依リマスルト、特別都市計畫委員會ハ都市計畫ニ關スル事項ニ付テ建議ヲスルコトヲ得ル、斯ウ云フコトニナツテ居リマスルノデ、蓋シ特別委員會ノ御考モ、特別委員會デ此案ヲ作ツテ、更ニ特別都市計畫委員會ノ總會ニ於テ、建議案トシテ御提出ニナルト云フ御考デアツタノデハナイカト御察シ致ス次第デゴザイマスガ、結リ特別委員會ニ附議セラレタル議案第三十二號ヲ修正サレタト同時ニ、希望決議ヲ之ニ添附シ、此建議案ニ付テモ、特別委員ヨリ御提案ニナツテ、此總會ノ議ニ附スル、斯ウ云フ事ヲ併セテ致サレル御希望デハナイカ、斯様ニ御察シテ居ル次第デゴザイマスガ、之ヲ若シ順序ヲ細カク分ケテ致シマシタナラバ、改メテ此建議案ヲ御提案ニナル、斯ウ云フコトニナル方ガ或ハ相當カト思ヒマスケレドモ、互ニ關聯シテ居ルコトデ、一度ニ之ヲ併セテ議シタラドウカト思フノデアリマス、ソレモ特別委員會ノ御意嚮ニ依ツテ御諮リ致シテ見タイト思ツテ居ル次第デアリマス。

○四十二番(子爵大河内正敏君) 私モ其ノ通りノ考ヲ持ツテ居ツタノデアリマス、希望條件トシテハ茲ニ御報告ヲ申シクノデアリマス、建議案ハ、一體ナレバ改メテ特別委員カラ原案トシテ提出スル筈デアリマスガ、關聯シテ居リマシタ爲ニ、一度ニ此處デ序ニ申述べタ次第デアリマス、只今ノ議長ノ御考通りニ御取計ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○會長代理(湯淺委員) 少シ異例ノヤウニモ思ヒマスガ、御趣旨ハ能ク分ツテ居ルヤウニ考ヘマスノデ、只今ノ特別委員會ノ御報告ニ依リマシテ、三十二號ノ議案ニ附帶シテ此建議案ヲ議スルコトニ致シテハ如何デアリマセウカ。

(〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) ソレデハサウ云フコトニ致シタイト考ヘマス、若シ此建議案ニ付テ御質疑御意見等ガゴザイマスレバ此際御發議ヲ願ヒマス。

○三十番(磯部尙君) 此建議案ガ議題トナリマシタナラバ、私ハ是ハ、特別委員會ノ希望條件トシテ御提出ニ相成リマシテ、改メテ建議案トシテ御提出ニ相成リマスコトニハ、聊カ賛成ニ躊躇スルモノデアリマス、此建議ノ趣旨ハ滿腔ノ喜びニ堪ヘザル所デアリマスケレドモ、之ヲ今建議案トシテ決議シテ置クト云フコトハ如何デアラウカト思フノデアリマス、御承知ノ如ク今日復興事業ノ爲ニ國家ガ金ヲ支出シテ居ルコトハ實ニ莫大ナモノデアリマシテ、先日モ震災地被害民ニ對スル營業稅

ヲ五箇年間免除セラルベク、吾々共震災地選出ノ者ヨリ法律案ヲ提出致シマシテ、具ニ國民ヲ代表スル議員諸君ノ意嚮ト云フモノ、内情ヲ探ツタノデアリマスケレドモ、何レモ此非常ナル災害ニ對シテ同情ガ無イト云ハレテハ相成ラヌト云フノデ、ナカク、曲折ハアリマシタガ、兎モ角モ此法律案ハ衆議院ヲ通ツタノデアリマスケレドモ、併ナガラ大多數ノ意見ハ、國家ハ震災被害地ニ對シテ金ヲ掛ケ過ギル、農村ノ不振ハドウシテ救フ積リデアルカ、農村ノ疲弊ト云フ事ハ、震災被害地ト雖モ之ヲ顧ミナイコトハ出來ナイノデアラウ、ト云フ議論ガ頗ル根抵ニ横ハツテ居リマシテ、而モソレガ力強イモノニナツテ居ルノデアリマス、既ニ四十九議會ニ於テモ、債券ヲ發行致スニ付テ、其募集シテ得タル金ノ半額ハ地方事業費ノ爲ニ使フト云フコトノ希望條件ヲ附シテ置キマシタヤウナコトデアリマシテ、尙ホ之ヨリ以上ニ、今日迄ニ出マシタル豫算以上ニ國庫ノ金ヲ持ツテ來ルト云フコトハ必然ヤムヲ得ザル場合ニ於テハ何デモゴザイマセスケレドモ、今日左様ナ事ヲ決議シテ置クト云フコトハ、餘リ國民ニ甘ヘテ、國民ノ反感ヲ招來スルノ虞ハナイカト云フコトヲ憂慮スルノデアリマス、其間際ニナツテ、到底是デハ復興事業ヲ完成スルコトガ出來ナイカラ請求スルト云フコトニナレバ、是ハ國民モ首肯スルデアラウト思ヒマスケレドモ、サナキダニ、動モスレバ地方ノ國民ノ反感ヲ得ントスル今日ニ於テ斯様ナル建議案ヲ通過セシメテ置ク必要ガ何處ニ在ルト云フコトヲ私ハ疑フノデアリマス、是ガ第一點デアリマス、ソレカラ又此耐震耐火ノ建築物ニ對シ國庫

ガ相當ノ補助ヲスルト云フコトハ、一日モ早く此復興事業ヲ完成セシメタイト云フ意思ヲ表示スルガ爲ノ一手段ニ外ナラナイモノトスルナラバ、大正十七年迄ナレバ補助ヲ與ヘルト云フコトヲ聲明シテ置ク方ガ、一日モ早く進行セシムル所以デアラウト思フ、斯ウ云フ決議ヲシテ、何年經ツテモ補助ヲ與ヘルゾト云フ安心ヲ被害地住民ニ與ヘテ置クト云フコトハ、是ハ甚ダ策ノ得タルモノデハナイト思ヒマス、其時ニナツテ、必要已ムヲ得ザル時ニ此建議案ハ通過セシムベキモノデアアル、今日特別委員會ノ希望條件トシテ御提出ニ相成リマスコトダケデ十分デアラウト思ヒマスノデ、御趣旨ハ洵ニ賛成モ致シ、且ツ感謝致スノデアリマスケレドモ、此建議案ハ今日ノ所私ハ、其時機ヲ得タルモノニアラズト云フ意見ヲ持ツテ居ルノデアリマス。

○四十二番(子爵大河内正敏君) 只今磯部君ノ御意見モ御尤ト存ジマス、併ナガラ特別委員會ニ於テ農村問題、言葉ヲ換ヘテ言ヘバ地方ヲ閉却シテ、東京及横濱ノ兩市ニノミ國庫ガ多大ノ補助ヲシナケレバナラヌト云フヤウニ一向考ヘテ居ラナイノデアリマス、農村問題ノ必要ナルコトハ何人モ認メテ居リマスカラ、決シテ地方民ヲ閉却シテ兩都市ヲ救ヘト云フ聲デナイノデアリマス、即チソレガ時ノ財政状態、民間ノ經濟状態ヲ考ヘテ適當ニ支出ヲシテ戴キタイト云フ所以デアリマスカラ、兩都市ノ防火地區ヲ助成センガ爲ニ、農村救済ノ經費ガ削減セラレルトハ考ヘテ居リマセヌ、地方ニ對シテモ充分ナル補助——ト言ヒマスカ、或ハ振興策ト言ヒマスカ、何レニシテモ適當ナル方法ヲ

講ジテ戴キタイ、同時ニ振古未曾有ノ大震火災ニ因テ受ケタ所ノ打撃ノ極メテ激甚ナル兩都市ノ市民ノ苦ミモ亦考慮セラレテ、出來得ルナラバ十七年度限りニ止メズシテ、十八年度以降ニ於テモ金ヲ出シテ戴キタイト云フノデアリマス、先程四十一番カラ御質問ノアリマシタ如ク、是ハ何千万圓ヲ出シテ吳レトカ、或ハドウシテ吳レトカ云フ具體的ノ希望ヲ建議シヤウト云フノデハナイノデアリマシテ、政府ガ其ノ時ノ財政状態ト、民間ノ經濟状態ニ鑑ミテ、適當ニ支出シテ貫ヒタイト云フノデアリマス。

次ニ第二、復興完成ノ爲ニ却テ十七年度ニ限ルガ良イト云フ御意見デアリマス、是モ一應御尤デアリマスガ、東京横濱ノ實際ノ狀況ヲ考ヘテ斷定セラルヘキ議論ト思ヒマス、若シ兩都市ガ大正十七年度迄ニ全部完成セラレルト云フ可能性ヲ持ツテ居ルナラバ、是ハ無論一刻モ早ク復興計畫ガ完成スルト云フ點ニ於テ頗ル賛成スル所デアリマスガ、實際ノ狀況トシテハ餘程困難デハアルマイカ、故ニ万一之ガ困難デアリ而モ財政上ニ於テ餘裕ガアツタナラバ、十八年度以降ニ於テモ考慮シテ貫ヒタイト云フノデアリマシテ、決シテ初メカラ十七年度以降ニ延バシテモ良イト云フ考ハ、此建議案ノ中ニ含まレテ居ナイノデアリマス、之ヲ一應辨明致シテ置キマス。

○三十番(磯部尙君) 私ハ此建議案ノ御趣旨ニ對シテ、地方ヲ閉却セラレテ居ルト云フ考ヲ、毛頭持ツテ居ル者デハアリマセヌ、震災地ガ復興致シマスノハ即チ全國ガ復興スルノデアリマス、地方ト

中央ト相俟ツテ環狀的因果關係ヲ持ツテ居ルモノデアルト云フコト位ハ心得テ居リマス、併ナガラ十七年度以降ニモ補助金ヲ交付スルト云フコトニナリマスレバ、勢ヒ金ノ問題ニナリマス、而シテ復興事業ニ對シテ國庫ガ年度割ノ金ヲ支出スルト云フコトハ協賛シテ居リマシテ、是以上ハ相成ラヌゾト云フコトヲ有ユル機會ニ於テ聲明セラレテ居ル今ハ其ノ時期デアリマス、ソレ故ニ私ハ時期ガ宜シクナイト云フコトヲ申スノデアリマス、尙ホ十七年度デ防火地區ノ實現ヲ期スルコトハ出來ナイト云フ御説ニ付テハ、是モ私ハ矢張出來ナイト云フコトヲ確信シテ居ル者デアリマス、併シ今カラ此建議ヲ出サズトモ其ノ時ニナツテ御出シニナツテモ敢テ遅クハナイト思フノデアリマス、今日カラドウセ出來ナイモノデアルト云フコトヲ、コチカラ進ンデ市民ニ聲明スル必要ハナイト考ヘルノデアリマス、要スルニ私ノ意見ハ今日ノ場合、サウ云フコトヲスルノハ如何デアラウカト云フニ止マルノデアリマス、決シテ地方ヲ閉却ニナツテ居ルト疑ツタリ、或ハ十七年度迄ニ立派ニ出來上ルト云フ確信ヲ持ツテ居ツタリスル者デナイト云フコトヲ、茲ニ明カニシテ置キマス。

○四十一番(福田又一君) 私ハ此建議案ヲ賛成致シタイト思ヒマスノハ、耐火建築ハ大正十七年度迄ニハ四割シカ出來ナイト云フコトハ、取調ノ上明カニ現ハレテ居ルノデアリマス、サウスレハ六割ノ補助ハ金カ剩ルノデアリマス、初カラ出來ナイ相談ヲ持掛ケルコトハ如何デアリマスケレドモ、到底出來ナイト分ツテ居ルモノヲ十七年度迄ト切ツテ置クヨリモ……、之ヲ十七年度迄ニ仕上ゲル

トシタナラバ、十五年度、十六年度、十七年度ノ三年ノ内ニヤリ切ラナケレバナラストスレバ、建築ノ材料モナイ、物價モ高クナツテ決シテ良イ結果ヲ得ラナイト思ヒマスカラ、初メカラ出來ナイコトガ分ツテ居ルナラバ、延バシテヤルカラ寛リヤレト云フヤウニ考ヘサセルノデナク、實際出來ナイコトニナルノデアリマス、ソレカラ三十番ハ營業稅免除ノ問題ヲ引カレマシタガ、アレハ無責任ト思ヒマス、自分ガ實際ニヤルコトガ出來ナイト云フ觀念ノアル者ガ、周圍ノ事情デ滿場一致デ決スルノハ、寧ロ不可解ト考ヘルノデアリマス、ソレデ内輪ノ事ハ内輪ノ事トシテ吾々ガ詮議スル必要ハアリマセヌカラ、震災地ニ國民ノ同情ガアツタト見ルノガ當然ト思ヒマス、既ニ國民ガアレ程迄ニ同情ヲ寄セタノガ當然ト見ルナラバ、此建築ガ四割シカ出來ナイナラバ、残り六割モ補助シナケレバナラスト云フコトモ、算盤ノ上カラ出ルノデアリマス、先程委員長カラモ申サレマシタ如ク、金額ヲ決定シタ譯デモナク、又年限モ極メタ譯デモアリマセヌカラ、此際ニ此建議案ヲ通過シテ置クコトハ、一種ノ血路ヲ開イテ置クノデアリマシテ、政府ハ相當ノ事ヲスルデアラウト云フ考ヲ與ヘテ置クコトハ、或場合ニハ市民ノ意思ヲ柔ラゲルコトニモナラウト思ヒマスカラ、強ヒテ三十番ノ說ヲ必要トモ考ヘマセヌノデ、委員長ノ意見ニハ同意ヲ表シテ置キマス。

○七番(久保三友君) 委員長ノ意見ニ賛成。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 此建議案ノ性質ハ、先刻來ノ委員長ト委員ノ御問答ニ依ツテ、明確ニナ

ツタヤウデアリマス、サウ致シマスルト、此建議案ノ中ニハ、先程私ノ御尋致シマシタ横濱迄モ包含シテ居ルモノト明瞭ニ解釋シテ、何等差支ガナイヤウニ存ジマス、左様心得テ宜シウゴザイマスカ念ノ爲ニ伺ヒマス。

○會長代理(湯淺委員) 三十一番一寸私カラ申上ゲマスガ、是ハ議案ノ第三十二號ガ特別委員ニ付託ニナツテ、其ノ委員會ニ於テ防火地區ノ面積ヲ修正決定ニナリマシタニ付テ、ソレニ關聯シテ離ルベカラザルヤウナ關係ニ立ツテ居ルト思フノデアリマス、即チ希望決議モ建議案ノ一ツノ條件ノヤウナ性質ヲ持ツテ居リハシナイカト思ヒマス、ソレ故ニ甚タ妙ナ扱ヒデスガ、議案ノ第三十二號ト此建議案トヲ矢張一緒ニシテ取扱フコトニ致シタ次第デゴザイマスカラ、是ハ是トシテ、別ニ御考ヘニナル方ガ適當デナイカト思ヒマス。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 一寸今頭ガ惡クテ能ク了解致シマセヌデシタガ、建議案ハ特別委員ガ三十二號議案ニ關聯シテ拵ヘタノデアリマスカラ、何モ特別委員ハ東京ノ防火地區ト云フコトニ三十二號ノ建議案ハ拘束サレナイコトハ、法律上疑ヲ要シナイト考ヘマス、去レバ委員長モ問題トシテハ横濱モ同一デアルト云フコトヲ先刻モ明言サレマシタシ、是ハ當然含ンデ居ル趣旨ト解釋シテ居ルノデアリマスガ、頭ガボンヤリシテ居リマシテ會長ノ御話ガ能ク這入リマセヌカラ、會長ハサウ云フ事ヲ御述べニナツタノデアリマスカ、ドウカト云フコトヲ更ニ御尋致シマス。

○會長代理(湯淺委員) 御答致シマスガ、サウ云フ積リデハナイノデアリマス、ソレハ特別委員長ノ御報告ハ、議案第三十二號ニ付テノ特別委員會ノ結果ヲ、御報告ニナツタノデアリマシテ、議案第三十二號ニ附帶シテ、此建議案ヲ提出ニナツタモノト認メテ居ルノデアリマス、ソレハ防火地區ノ面積ガ非常ニ廣イ場合トカ、狭イ場合ニ於テ、自カラ簡様ナ建議案ガ出ルトカ出ナイトカ云フコトニ關係ヲ持ツコト、思フノデアリマス、ソレデ東京市ノ防火地區ノ決定ヲ特別委員會ニ於テセラレタノデアリマシテ、其ノ防火地區ノ面積ノ結果トシテ、斯様ナ建議ガ必要ナリト認メラレタト考ヘテ居ルノデアリマス、然ルニ横濱ノ場合ニ付キマシテハ、別ニ若シ必要ガアリマスナラバ、其ノ際ニ同様ナ御建議ニナルトカ、御希望ニナルヤウニ、取扱ツタ方ガ良カラウト考ヘルノデアリマス。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 甚タ諄イヤウデアリマスガ、會長ハ餘リ謹嚴ニ御解釋ニナツテ居ルヤウニ思ヒマス、委員長モ横濱ハ同一ニ扱ツテ良イト云フ趣旨モ述ベテ居ラレマスシ、若シ今會長ノ御述ベノヤウニナリマスルト、横濱ノ問題ハ直ニ今日ノ議題ニナツテ居リマス、其ノ時ニ又同一ノ文デ建議ヲ致スヤウニナツテ、體裁モ如何カト思ハレマス、又委員諸君ヲ煩ハスコトモ大デアリマスカラ、此建議案ニアル「帝都」ト云フ文字ヲ「東京横濱兩市」ト云フ文字ニ修正ラシマスルカ、否ラズンバ建議者ノ御意見デ、「帝都復興」ト云フコトハ東京横濱ヲ包含スルモノデアルト云フコトデアリマスナラバ、敢テ文字ノ修正ニモ及ハナイノデアリマスカラ、ドウカ會長ヨリ其ノ點ヲ委員長ニ

御確メヲ願ヒマス、尙ホ私ハ特別委員デアラセラレル委員諸君ニ申上ゲタイノデアリマスガ、此問題ト關聯シテ建議ヲ爲サルノデアリマスカラ、何等東京ト云フコトニ局限サルベキ權限上ノ累ヒガアルノデモナシ、兩市ガ同ジ状態ニ在ルト云フナラバ、ソレヲ包含セラレタル建議ヲ爲サルト云フコトガ、極メテ適切ナル御處置デアルト信ズルノデアリマス、其ノ意味ニ於テ甚タ諄イヤウデアリマスガ、建議者ノ御意見ヲ御確メニナツテ、私ノ意見ノ通りデアルト云フコトヲ承リタイノデアリマス。

○四十二番(子爵大河内正敏君) 私ハ先程申シマシタ如ク、特別委員會ハ東京市ニ關シタ防火地區ノ委員會デアリマシテ、横濱市ニ關シタコトニ付テ云々スルノハ權限外デアルト解スルノデアリマス故ニ正面カラ此建議案ヲ御覽ニナリマスナラバ、只今御質問ノ如キ事モ起ラウト思ヒマスガ、精神ニ於テハ、是レハ決シテ東京市ノミニ止マルモノデナイト云フコトハ、委員ノ方々ノ御意見ヲ伺ツタ譯デアリマセヌガ、誰方ニ於テモ御異存ノナイコト、考ヘマス、即チ意味ニ於テハ此建議案ノ中ニ含まレテ居ルト解釋シテ良カラウト思ヒマス、唯正面カラ、或ハ手續ノ上ラテ御議論ニナリマシタナラバ、横濱市ハ這入ツテ居リマセヌカラ、即チ東京市ノ防火地區ノ委員會ノ審議以外ノコトニナツテ居リマスノデ、是ハ此中ニ這入ラヌト解釋スルノガ本當デアリマスガ、精神ニ於テハ這入ツテ居ルノデアリマス。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 帝都ト云フ文字ハドウ云フ意味デスカ。

○四十二番(子爵大河内正敏君) 此帝都ハ東京ニ限ツテ居ル譯デアリマス、何故ナラバ、此場合ニ吾々ハ横濱ヲ加ヘル權限ハナイノデアリマス、ケレドモ意味ニ於テハ横濱ガ入ツテ居ルト御解釋ニナツテヨイ思ヒマス。

○四十一番(福田又一君) 唯形式ノコトデアリマスカラ、横濱ヲ入レルト云フ動機デモ御出ニナツタラ如何デス、私モ賛成致シマスカラ……。

○會長代理(湯淺委員) 三十一番ノ御意見モアリマシタガ、特別委員長ノ御説明ハ御聽キニナツタ通リデアリマスカラ、先ヅ以テ是ダケデ採決致シマス、議案第三十二號ハ特別委員長ノ御報告ヲ原案ト致シマシテ、之ニ對シテ三十番ヨリ附帶ノ建議案ヲ、希望條件トシテ置キタイト云フ御意見ガ出マシタガ、之ニ對シテハ更ニ御賛成ガナイヤウデアリマスカラ、特別委員長ノ御報告通り決定致シテ御異議ハアリマセスカ。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) ソレデハ特別委員長御報告ノ通り決定致シマス——日程第二、議第三十三號

〔參照〕

一、議第三三號

東京市長申請河岸地賣却ノ件

○直木長官 議第三十三號ノ御説明ヲ申上ゲマスガ、此案ハ神田上野間ノ高架鐵道ノ敷地ト致シマシテ、東京市ノ柳原河岸、佐久間河岸ノ河岸地ノ一部ヲ鐵道省ニ賣却スルコトヲ認可セラレタイト云フ申請ニ對シテ認可シタイト思フノデアリマス、百坪以上ノ河岸地ノ賣却ハ、特別都市計畫委員會ニ於テ御審議ヲ經テ認可スルコトニナツテ居リマスカラ、提案シタ次第デアリマス。

○會長代理(湯淺委員) 本案ニ對シテ御質疑ハゴザイマセスカ。

○四十一番(福田又一君) 鐵道省ニ賣ルト云フコトデアリマスガ、値段ガ安クハアリマセスカ、ドウデスカ、一寸其點ヲ……。

○直木長官 御答ヘ致シマスガ、此値段ノ通りデ東京市會デ決議ヲシテ居ルノデアリマス。

○會長代理(湯淺委員) 本案ニ付テ御意見ハアリマセスカ。

(〔異狀ナシ〕ト呼フ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) 御異議ハナイモノト認メマシテ原案ニ決シマス——日程第三議第三十四號

〔參照〕

一、議第三四號

第十回總會

東京都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(環狀線及放射線變更關係)

○直木長官 此議第三十四號ニ付テ御説明致シマスガ、附イテ居リマスル圖面ニ付テ御覽ヲ願ヒタイト思ヒマス、説明ハ非常ニ難カシイノデアリマスガ、圖面ノ紫色ノ線ガ既ニ議定サレテ居ル東京府デ施行スベキ環狀線ノ一部デアリマス、此紫色ノ線ヲ朱色ノ線ニ變更スルト云フノガ大體ノ趣意デアリマス、ソレカラ綠色ノ線ガ二ツアリマスルガ、此綠色ノ線ハ、特別都市計畫委員會ニ於テ御議定ヲ經タ路線デアリマス、此綠色ノ線ノ一ツニ幹三十號ト書イテアリマス、是ハ幅員十二間デアリマシテ、電車ガ通り得ルコトニナツテ居リマス、此電車ノ通り得ル所ガ、市ト郡トノ境ヘマデシカ行ツテナイノデ、郡部ニハ延ビナイコトニナツテ居リマス、ソレヲ此際十二間デ電車モ通り得ルヤウニスルコトハ、郊外開發ノ狀勢ニ照シ、且ツ交通系統ノ上カラ必要デアリマスルカラ、幹三十號ノ線ヲ眞ツ直グニ荒川岸マデ延バスト云フコトヲ、國ノカト府ノカデ執行シタイト云フノガ、主ナル理由デアリマス、ソレカラ紫色ノ二ツノ廣イ線ガアリマスガ、一ツハ曳舟川ニ沿ウタ路線デ、一ツハ中居堀ニ沿ウタ路線デアリマス、此中居堀ノ方ハ河岸ヲ通ツテ居ルノヲ少シ變更シテ、將來中居堀ガ擴張サレテモ、此道ハ河岸ニアル一ツノブロックヲ隔テ、道路ガ通ルト云フ風ニ變更シタイ、曳船ノ方ハ、弧狀ヲシテ居ルノヲ直線ニシタイ、要スルニ紫色ヲ朱色ノヤウニ改メテ、綠色ノ幹第三十號ヲ執行スル、斯ウ云フノガ大體ノ趣意デアリマス。

○會長代理(湯淺委員) 本案ニ付テ御質疑ハゴザイマセスカ。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) 御意見モゴザイマセスカ。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) ソレデハ御意見ガナイヤウデスカラ、原案ニ決シマス——次ハ日程第四議第三三五號

(〔參照〕)

一、議第三三五號

大正十三年七月四日內務省告示第四百二十七號橫濱都市計畫土地區劃整理施行區域並土地區劃整理事業及其ノ執行年割中變更ノ件

○直木長官 第三十五號ハ、橫濱ノ土地區劃整理ノ區域ガ既ニ定マツテ居リマスルガ、ソレニ關内ノ一部ヲ追加致スト云フ案デアリマス、約十七万坪程ノ面積ヲ追加スルコトニシタイト思フノデアリマス、橫濱市ノ關内ハ橫濱市ノ將來ニ取りマシテハ最も重要ナル地區デアリマスガ、之ヲ最初土地區劃整理カラ除イテ居リマシテ理由ハ、路幅ガ狭イ、狭イケレドモ相當街路トシテハ整然トシテ居ル、デアリマスカラ區劃整理ノ中ニ入レテ居ラナカッタデアリマス、然ニ橫濱市ヨリ、之ヲ編入



シテ、此際横濱市ノ將來ノ爲ニ區劃整理ニ依ツテ適當ニ路幅ヲ擴ゲテ置キタイ、殊ニ一部分ニ防火地區ニ指定サレタ地區モアリマスカラ、將來ノ爲ニ、道ガ狹ケレバ道路幅ニ制限セラレテ建築物ノ高イモノガ建ラレナイ、將來ノ事ヲ考ヘレバ之ヲ改正シテ置キタイト云フコトヲ市會ニ於テモ決議サレ、神奈川縣知事モ認メラレテ上申サレテ參ツタノデアリマス、ソレデ之ヲ此際區劃整理ノ區域ノ中ニ加ヘテ遂行スルノガ、横濱市ノ復興ニ對シテ一層光ヲ放ツモノト思ヒマスカラ、之ヲ追加シタイ、現ニ其處ヲ通ツテ居ル幹線ガ二ツアリマスガ、其幹線ヲ買收ニ依ツテヤルコトニナツテ居リマスガ、其費用ヲ以テ之ヲヤル、足ラナイ所ハ横濱市ニ於テ補ツテ完成シ得ル見込ガアリマスカラ後レ走セデアリマスガ、之ヲ追加スルコトニ御承認ヲ得タイト思フノデアリマス。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 本案ハ横濱ト致シマシテハ極メテ重大ナル案ト考ヘマスノデ、神奈川縣ヨリ出テ居リマス本會ノ委員ハ、豫メ本問題ニ付キマシテハ慎重ニ研究ヲ致シマシタガ、原案ハ極メテ適切ナル案ト信ジマシテ一同之ニ賛同致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、直チニ可決確定セラレンコトヲ希望致シマス。

○四十番(池田勝次郎君) 私ハ只今ノ三十一番ノ說ニ同意致シマスガ、此ノ關内ノ區劃整理區域ノ變更ニ付テハ大分反對運動ガアリマス、其反對運動ハ如何ナル理由ニ依ルカ、色々其理由ガアリマスガ、震災地ノ假設建築物ハ昨年ノ八月三十一日ヲ以テ限ツテ居ル、其後ハ本建築ノ時期ニ入ツテ居

リマシテ、昨年ノ九月ヨリ十一月ニ亘リマシテ本建築ニ掛リマシタ、然ル所昨年十二月ノ初メニ入リマシテ、市長ヨリ諸問案ガアリマシテ、市會ハ之ヲ可決シタノデアリマスガ、反對ノ側ノ方々ハ此變更案ノ區域ノ變更ハ、其期間ヲ失シテ居ルト云フコトガ一番ノ原因ニナツテ居ルヤウニ考ヘラレマス、今日モ尙ホ繼續シテ反對運動ヲシテ居ルヤウデアリマスガ、此反對運動ガ益々猛烈トナル場合ニ於テハ、此區劃整理ノ施行ニ付キマシテ、多大ノ障礙ニナリハシナイカト憂慮シテ居ル次第デアリマス、ドウゾ局ニ當ル方々ハ、最善ノ努力ト周到ノ注意ヲ御拂ヒニナリマシテ、無事ニ此事業ノ遂行ヲ期セラレンコトヲ希望スル次第デアリマス、賛成ニ付キマシテ一寸政府ニ希望ヲ申述べテ置キマス。

○四十一番(福田又一君) 私ガ承ル所ニ依リマスト、成程市會モ決議ヲシテ居リ、機關ニ於テハ只今三十一番ノ御述ベノ通りデアリマスガ、區劃整理ニ這入ラナケレバナラナイト云フコトニナツタ爲ニ、本建築ヲシタ者ガ又壞ハシテ仕舞ハナケレバナラスト云フ大分反對ノ運動ガ烈シイサウデ、澤山書面ガ參ルノデアリマスガ只今四十番ハ早ク決シテ貫ヒタイト云フヤウナ意味デモアリ、圓滿ニ事ヲ決シテ貫ヒタイト云フ意味デモアルヤウニ見エマスガ、私ハ特別委員ヲ選ンデ慎重ニ審議シテ本會ガ遂行スベキモノデアルト云フナラバ遂行スルト云フ方ガ、反對ヲスル横濱ノ市民ノ満足ヲ得ルデアラウ、又入レルコトガ適當デナイナラバ、適當デナイト云フコトヲ明カニスルガ良カラウト

思ヒマス、特別委員ニ御付託ニナツタナラバ、反對ヲスル入モ意ヲ安ンズルト思ヒマスカラ、其ノ方ダ横濱ノ市民ノ心ヲ和ラゲルデアラウト思ヒマスノデ、私ハ委員付託ノ動議ヲ提出致シマス。

○二十番(清野長太郎君) 此問題ニ付キマシテ只今四十番カラ、委員ニ付託シテ一層慎重ニ審議スル方ガ、反對スル人ニ満足ヲ與ヘル所以デナイカト云フ御説デアリマシタガ、一應御尤デアリマスケレトモ、此事ニ付キマシテハ諸君ノ御參考ノ爲ニ、私ハ神奈川縣知事トシテ之ニ同意ヲ致シタ顛末ヲ御聽ニ入レタイト思ヒマス、成程此問題ハ後ニ整理地區ニ編入ニナリマシタノデ、即チ昨年以來此地域ノ工事ヲ、法律ニ依リマシテ知事トシテ認可ヲ致シマシタ件數ハ、只今迄ノ所デ五十九件ゴザイマス、是ハ工事ガ竣工致シテ使用ノ認可ヲ與ヘタモノガ五十九件、ソレカラ目下私共ノ手許デ建築工事ノ承認或ハ認可ヲ與ヘントシテ居ルモノ、即チ工事中ノモノ、或ハ工事ニ着手シタル程度ニ達シテ居リマスモノガ十七件計リゴザイマス、區劃整理ノ追加ト云フコトガ後ニ起リマシタ爲ニ折角力ヲ入レテ本建築ヲシタ者ニ對シテ、個人々々ニ對シテハ事情ノ上デ氣ノ毒ニ感ジテ居リマス私共反對者ノ説モ屢々面接ヲシテ聽イテ居リマス、此問題ニ付テハ神奈川縣知事ノミナラズ、市全般ノ復興ト云フコトニ付テ、市民ノ集リマシタ復興會ニ於キマシテモ、餘程慎重ニ是ハ攻究ヲ致シ盡クシテ居リマスヤウナ次第デアリマス、先刻來直木長官ノ述べラレマシタヤウニ、此五十何件並ニ目下問題ノ十七件ノ數ノ人ニ對シテハ氣ノ毒デアリマスカラ、横濱市ノ大局ノ上、將來ノ利害ノ

上カラ致シマスレバ、事柄ハ研究シ盡クシテ居ルノデアリマス、横濱市長トシテハ充分ニ考慮ヲ拂ヒ、或ハ移轉審査ニ、或ハ補償ニ付テ、出來ル丈ケ同情ヲ致シ、權利ヲ害セズ、利益ヲ害セズト云フコトニ付テハ市長ニモ話ヲ致シ又諒解ヲ求メ、諒解ヲセレテ居ルノデアリマス、ソレデ今改メテ委員ニ付託ヲスルコトハ、反對ヲスル人ニ満足ヲ與ヘルコトハアリマスガ、問題ノ研究ハシ盡クシテ居ルノデアリマス、故ニ私ハ此經過ヲ述べマシテ、折角四十番ノ御説デアリマスガ、直チニ本案ヲ此席デ御決シニナリマシテ、委員付託ハ御見合セニナルヤウニ願ヒタイノデアリマス。

○四十一番(福田又一君) 神奈川縣知事ノ御説明デ能ク分カリマシタタラ、私ノ動議ハ取消シマス。

○會長代理(湯淺委員) 本案ニ付キマシテ他ニ御意見ハゴザイマセスカ。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) ソレデハ原案ニ決シマス——日程第五、議第三十六號

一、議第三十六號

大正十一年八月内務省告示第九十三號横濱都市計畫防火地區變更ノ件

○直木長官 是ハ横濱ノ防火地區變更ノ件デアリマス、横濱ノ防火地區ハ大正十一年八月内務省告示ヲ以テ指定サレテ居ルノデ、同年九月カラ既ニ施行サレテ居ツタノデアリマス、然ルニ其ノ後一年ニシテ大震火災ガ起リマシタ爲ニ、其ノ後ノ都市計畫ノ種々ナル計畫ニ伴ツテ、多少防火地區ノ變

更ヲ必要ト認メマシテ、茲ニ其ノ變更案ヲ提出シタ次第デアリマス、其ノ變更シタル内容ノ著シキモノニ就テ申上ゲマスレバ、圖面ニゴザイマスマスヤウニ、元ハ横濱ノ山下町ノ居留地全體ガ防火地區ニナツテ居リマシタガ、今度ハ海岸寄り丈ケヲ殘シマシテ、他ノ部分ヲ削リマシタ、削ラレタ部分ハ支那人町デ、主モニ煉瓦造ノ家ガ密集シテ居リマシタ、ソレガハ度ハ全部無クナリマシタ跡デ、此全體ヲ入レルカ入レナイカト云フコトヲ研究致シテ見マスルト、此場所ハ土地ガ軟弱デ永久構造ヲ強ユルニハ基礎工事ニ金ガ餘程要ルデアリマス、又住民ヲ考ヘマシテモ民度ガ低ク到底之ニ堪ヘナイデアリマスカラ、之ヲ殘ラズ削リマシテ、一二ノ路線狀ノ防火地區ヲ置クコトニ致シマシタ、ソレカラ新ニ集團防火地區ノ中ニ加ヘタ所ガアリマス、ソレハ築港ニ接近シタ場所デ、最モ必要ナル中樞地區デアリマスカラ、防火地區ノ集團地區ニ決定シタノデアリマス、其ノ他ハ路線的ノ防火地區ヲ移動セシメテ居リマスケレドモ、大シテ説明ヲ申上ゲル程ノコトハゴザイマセス、此防火地區ヲ選ムニ付キマシテハ、横濱市、神奈川縣當局ノ御意見ヲ徵シテ其ノ一致ヲ見マシテ、茲ニ提案シタ次第デゴザイマス。

○二十番(清野長太郎君) 此防火地區ノ問題ニ付キマシテ、當局者ノ御意見ヲ伺ヒタイト存ジマス、私共ガ改メテ茲ニ申述べル必要モナイコトデアリマスガ、先刻大河内委員長ノ御報告ニモゴザイマシタガ、此防火地區ノ上ニ建築ヲスベキ現行ノ法令ノ現定ハ隨分嚴格ニナツテ居ル、防火地區ノ區

域ト云フコトニ付キマシテハ御諮問ニ對シテ固ヨリ何等意見ハゴザイマセス、但シ之ト同時ニ強制ヲセラレマスル耐火家屋ノコトニ付キマシテハ、昨年以來即チ昨年ノ七月カラ八月ニ掛ケマシテ、私ヨリ、並ニ市會ノ決議モアリマシテ市長ヨリシテ、横濱ノ震災ノ程度、又横濱ノ困憊ヲ致シテ居リマス事情ハ屢々申述べマシタ、何分ニモ防火地區ニ耐火家屋ヲ建テ、永遠ノ利益ヲ圖ルコトハ、私共ヨリ市民ノ方ガ寧ロ能ク知ツテ居リマスガ、何分ニモ震災ノ程度ノ酷イコト、其ノ時ニ受ケマシタ市民ノ災厄、又現在ノ不景氣ノ狀況カラ致シマシテ、如何トモ力ガアリマセス、法令ヲ強制サレテモ實行スル力ガアリマセス爲ニ、之ニ付テ特別ノ便法ヲ講ゼラレタイト云フコトヲ屢々申シマシタ、殊ニ防火地區トシテハ横濱ハ帝都ノ關門デ而モ重要ナル港デアリマシテ、外國人ノ居住スル山下町ニ付テ、昨年モ「グラント、ホテル」ノ建築問題ガ起リマシタ、其ノ當時當局ニモ意見ヲ述べ内務省ニモ意見ヲ申シマシタ、然ルニ震災前ノ法律勅令ヲ政府ガ強制スルニ於テ、横濱ノ事情ハ氣ノ毒デアルガ曲ゲル譯ニ行カナイト云フノデ、「ホテル」モ出來ナイノデアリマシテ、外國人ハ「テント」ノ「ホテル」ニ住ンデ居ルノデアリマス、其ノ當時大正九年ノ省令ニ依リマシテ、知事ノ權限デ、一時ノ使用ニ供スルモノハ特別ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトガ出來ルトアリマス爲ニ、文字ノ上カラ言ヘバ妙ナモノデスガ、一時ノ使用ニ知事限リデ特別ノ處分ヲシタイト思ヒマシタ所ガ、復興局デ御研究ノ上、ムツカシイト云フコトデアリマシタ、其ノ後市長或ハ市會或ハ私ノ意見ヲ御參

酌下サイマシタカ、過日復興局ヨリ横濱ノ防火地區ニ對シテハ特別ニ一二年限リ一時ノ使用ニ對スル建物ニ付テ縣令ヲ出シテモ良イ、併シ發令前ニ復興局ニ協議セヨト云フコトデアリマシタ、是ハ横濱ノ事情ヲ御洞察下サイマシタ復興局當局ノ御衷情ノ在ルコト、感佩致シテ居リマス、然シナガラ一時ノ使用ト云フ文字ハ所謂一時ノ使用デアリマス、同時ニ斯ノ如キ御沙汰ヲ受ケマシタ以上ハ復興局トシテ御腹案モアリ、假令横濱トシテ特別ナル處分ヲシテモ己ムヲ得ナイト云フ御考モアラウト思ヒマスガ、之ニ付テ骨子ノミヲ申上ゲマスレバ、私共ノ腹案ハ十年間存續、或ハ使用シ得ル木造ノ本建築ヲ、此防火地區ニ許シテ載キタイト云フノガ、只今私共ノ腹案デアリマス。

此點ニ付キマシテハ、横濱市民ヲ代表致シテ居マサル市會並ニ市長、或ハ復興會ト云フモノハ、全然私共ト所感ヲ一ニ致シテ居リマス、但シ防火地區ノ制度ヲ設ケテカラ、事實ニ於テ此防火地區ヲ撤廢シテ吳レト云フ隨分運動ガアリマシタケレドモ、是ハ斷乎トシテ拒絶ヲ致シタノデアリマス事實防火地區ヲ撤廢スルト云フ事ニハ反對シナガラ、十年間木造ノ家屋ヲ建築スルコトヲ許スト云フコトハ或バ撤廢同然デハナイカ、少クトモ十年間ハ事實上防火地區ノ撤廢ト同一デナイカト云フヤウナ御議論ハ隨分起リ得ルト思フ、此點ニ付テモ復興局デハ十分御研究ニナツテ、既ニ御腹案ノ確定シタモノガアルベキ筈ト思ヒマス、ソコデ只今伺ヒタイノハ、一時ノ使用ニ供スル建物ヲ、神奈川縣知事ガ特別ノ縣令ヲ出シテ免ルト云フコトニ付テノ御意見ヲ伺ヒマス、落成ヲ致シタ後十年

間存續若クハ使用ニ供スル家屋ヲ御認メ下サルヤ否ヤ、此十年ト云フコトヲ申シマスルノハ以前ニハ十五年ト云フコトデ意見ヲ申シテ居リマシタ、先ヅ「バラツク」ハ斷然是ハ許サヌ積リデアリマス、一日モ早ク整理ヲスルト云フ考デ、横濱ノ美觀ノ上カラモ撤廢ヲスルト云フコトヲ市長ニモ迫リツ、アリマスノデ、併ナガラ本建築ト致シマシテ、木造ノ相當ナモノヲ許シマシタ以上ハ、事實ノ上カラ、又常識カラ申シマシテモ、現在ノ「バラツク」デスラ既ニ大正十七年ノ八月マデハ御許シニナツテ居ル、或ハ大正十七年ノ八月ガ來テモ、更ニ其時ノ狀況ニ依リマシテハ、政府ノ方デモ之ヲ一時ニ撤廢スルト云フコトハ事實上斷ジテナイト思フ、相當ノ御猶豫ノアルノハ、是ハ政府トシテハ然ルベキコト、思フ、彼是レ考ヘマスレバ、今新タニ「バラツク」ヲ許サズ、本建築トシテ相當ナモノヲ許シタ以上ハ、十年間使用サセテ除却サスト云フコトハ、穩當デアルト信ジテ居リマス此點ニ付テ復興局當局者ハ如何ナル御考ヲ持ツテ居ランマスカ、其事ニ付テ御意見ヲ承リタイト思ヒマス。

○直木長官 御答へ致シマスガ、復興局當局ト致シマシテハ、横濱ノ御事情ニ鑑ミテ、此際縣令ニ依ツテ相當ノ或ル經過の規定ヲ御作りニナルコトハ同意致シマスケレドモ、其骨子ガ、十年間存續或ハ使用シ得ル木造本建築ヲ許スト云フ、十年ト云フコトニ年限ヲ延長サレルコトニ付テハ甚ダ賛成致シ兼ネルノデアリマス、防火地區ヲ設定スル必要ヲ認メル以上ハ、其效果ヲ減殺サレル程度ニマ

デ、防火地區ヲ單ニ圖面ノ上デ示スニ止マルコトニナリマシテハ、甚ダ殘念ニ存ズルノデアリマス其適當ナル程度ニ付テハ、今直ニ此處デ御答ヘ仕兼ネルノデアリマスガ、十年間使用許可ヲ特ニ聲明シテ、防火地區内ニ木造建築ヲ許スト云フコトニナリマスルコトハ、今ノ所ハ、ソレハ餘リニ防火地區ノ効果ヲ減殺スル度ガ甚シイモノト考ヘテ居リマス。

○二十番(清野長太郎君) 只今ノ御答辨ヲ得マシテ、洵ニ復興局當者トシテハ御尤ノ御答ト思ヒマス固ヨリ私共モ、一日モ早ク市民ノ力ノ恢復ヲ待チマシテ、又市民ノ力ガ恢復シマスレバ、恐ラク當局者ノ御勸メガナクテモ、私共ヨリ勸メズトモ、既ニ家屋建築會社モ出來、又補助ノ途モアリマスルガ故ニ、市民ノ力ガ恢復シマスレバ、喜ンデ安全ナ堅固ナ家ニ住ミタイト云フコトハ、是ハ申スマデモナイコトト思ヒマス、殊ニ又イツ迄モダラ〜ト、此防火地區ノ中ニ木造ノ建築ヲ許スト云フ事柄ハ、是ハ私共ト雖モ反對ノ意見ヲ持ツテ居リマス、只今申シマシタ十年使用ノ家屋ヲ許スニシテハ、只今私ノ腹案ト致シマシテハ、十五年ノ十二月末日迄ニ起工ヲシテ、十六年三月末日デ、木造建築ハ實ハ打切ル積リデアリマス、サウ致シマスレバ、來年ノ三月三十一日ヨリ十年經チマシタ後ニ、木造ノ家屋ハ撤廢スル積リデアリマス、斯ル事ヲ今細カク此席デ問答致シマシテ、當局ノ御答ヲ求ムルコトハ或ハ無理カト存ジマス、此問題ハ殆ド横濱市ト致シマシテハ、或ハ極端ニ申シマスレバ盛衰、ノミナラス死活ノ岐ル、問題ニナツテ居リマス、私共モ尙ホ細カナ意見ヲ持チ、尙

ホ其他市ノ當局モ之ニ付テハ餘程深イ考ヲ持ツテ居リマスルノデ、願クハ此問題ハ委員ニ付託セラレマシテ、十分慎重ニ御審議ヲ願ヒタイ、私ヨリ改メテ茲ニ、委員十一名、議長ノ指名ニ御任セシタイト云フ委員付託ノ動議ヲ提出致シマス。

○十六番(小坂梅吉君) 只今二十番ノ御質問ニ對シテ長官ノ御答ガアリマシタガ、洵ニ二十番ノ御説ハ御尤デアリマス、而シテ帝都復興ニ付テハ、東京ト横濱ニ厚薄ハナイコト、信ズルノデアリマス横濱ノ事情モ東京ノ事情モ大差ハナイノデアリマス、然ラバ東京ニ於テモ同様ナル取扱ヲシテ下サルコトハ當然ト思フノデアリマス、此點ニ付テ長官ノ説明ヲ求メマス。

○直木長官 東京ノ方ニ付キマシテハ、既ニ本日モ防火地區ノ案ガ出マシタ時ニ、希望條件トシテ「バラック」ノ猶豫期間ガ切レテモ尙ホ其點ヲ考慮シテ貰ヒタイト云フコトガ出テ居リマス、東京ハ燒跡全部ニ殆ド「バラック」ガ建テ詰ツテ居ルノデアリマス、横濱ハ建ツベキ家が未ダ建チ兼チテ居ルヤウナ有様デアリマス、東京ハ東京トシテ適當ナル方法ヲ執リタイト思ツテ居リマス。

○十六番(小坂梅吉君) 長官ハ實際ノ事情ヲ御覽ニナラスノデアリマセウガ、銀座ノ街頭デモ未ダ空地ガ澤山アルノデアリマス、防火地區ニ於テ未ダ建築ノ出來ナイモノガ澤山アルノデアリマス、然ラバ横濱ト同様ニ除外例ヲ認メテ、神奈川縣知事ノヤウナ御説ヲ東京ニモ用ヒラレルコトガ當然デアラウト思ヒマス、其點ニ付テ第答辨ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○五十七番(平沼亮三君) 只今ノ委員付託説ニ賛成致シマス。

○直木長官 横濱トハ餘程東京ハ事情ヲ異ニシテ居リマス、東京ニ於テハ燒失地ノ全部ニ土地區劃整理ガ行ハレツ、アリマス、從テ換地設計ガ濟ムマデハ「バラツク」建築ヲ許シ得ルノデアリマス、然ルニ横濱ハ防火地區トシテ在來カラ指定サレテ居ル場處デ土地區劃整理ヲ行ハナイ處ガアリマス、例ヘハ山下町ノ如キハ今建テヨウトシテモ「バラツク」デハ許サレナイノデアリマスガ、東京デハ「バラツク」ヲマダ當分建テ得ル譯デアリマス、其建テタ「バラツク」ハ今ノ所デハ大正十七年八月迄ハ有效デアル、尙或ハ其時ノ事情ニ依ツテハ更ニ多少考慮シナケレバナラヌコトモアラウ、ソレト横濱トハ大分事情ノ異ナル點ガアルノデアリマス。

○十六番(小坂梅吉君) ソコニ私ハ疑點ガアルノデアリマス、只今モ知事ガ言ハル通り、相當ノ木造建築物デアレバ、横濱ニ許スナラバ東京モ許シテ差支ナイト思フ、換地處分モ大分進ンデ參リマシタケレドモ、其換地ノ所ヘ持ツテ行ツテ、木造ノ相當ノ建築ヲ許シテ差支ナモノト思フ、横濱ニ許スナラバ東京ニモ許シテ宜イト思フ

○直木長官 横濱ニ對シマシテモ、知事カラ今申サレタヤウナ程度ニマデ、一方ニ防火地區ヲ設定シナガラ、又一方ニ大ニ其効果ヲ減殺スルヤウナ寛カナ除外規程ヲバ定メ兼テアルノデアリマス、尙ホ篤ト考慮シタイト思フノデアリマスガ、横濱ニ付テ若シ左様ナ事情ガ行ハレ、バ東京ニ付テモ亦考

ヘナケレバナラヌコトガ起ツテ來ルカモ知レマセヌ。

○十六番(小坂梅吉君) 均等主義ニ御願ヒシタイ。

○會長代理(湯淺委員) 二十番カラ特別委員付託ノ動議ガ出マシテ、之ニ賛成ゴザイマシタガ、此ノ動議ニ付テ採決致シマス。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○會長代理(湯淺委員) ソレデハ二十番ノ動議ハ成立致シマシタ、特別委員ニ付託スルコトニ決シマス、委員ヲ指名致シマス

- |    |     |      |    |      |
|----|-----|------|----|------|
| 子爵 | 大河内 | 正敏君  | 渡邊 | 鐵藏君  |
|    | 渡邊  | 勝三郎君 | 清野 | 長太郎君 |
|    | 井坂  | 孝君   | 長岡 | 外史君  |
|    | 片岡  | 安君   | 堀切 | 善次郎君 |
|    | 平沼  | 亮三君  | 篠原 | 英太郎君 |
|    | 直木  | 倫太郎君 |    |      |

ソレデハ本案ニ付キマシテハ、特別委員ニ於テ至急御調査アランコトヲ望ミマス——日程第六、議第三十七號

〔參照〕

一、議第三七號

大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件

○直木長官 議第三十七號ハ、橫濱ノ都市計畫地域變更ノ件デアリマス、橫濱ノ地域制ハ大正九年頃カラソレノ研究ヲ神奈川地方委員會ニ於テ始メマシテ、其結果十二年ノ七月ニ決定ヲ見タノデアリマス、ソレデ將ニ内閣ノ認可ノ申請ノ手續ヲ經テ居ル際ニ大震災ガアツタノデアリマス、今回ハ其時ノ議決ヲ參酌シテ、多少ノ變更ヲ加ヘテ、一層地域制ヲ其實際ニ適應セシムルヤウニシタノデアリマス、特ニ地域制ニ付テ説明ヲ申上ゲルヤウナ點モナイノデアリマシテ、大體ノ道路ノ計畫等ガ定マリマシタ爲ニ地域ノ境ガ定マリ、或ハ土地ノ開發ノ狀況ニ應シテ商業地域ヲ殖シ、或ハ從來工業地域デアツタ所ヲ商業地域ニ致シ、又從來住居地域デアツタ所ヲ商業地域ニ變ヘ、又從來未指定地トシテ殘ツテ居ツタモノヲ、今回ハ未指定ヲ全部無クシテ工業地域ニシマシタ、是等ハ土地ノ發展ニ應ズル適當ナル修正ト思フノデアリマシテ、是ハ亦橫濱市長ニ於テモ神奈川縣知事ニ於テモソレノ意見ヲ述ベラレ、其意見ノ略々合致セル點ニ於テ提案シタ次第デアリマス。

○五十八番(原富太郎君) 只今ノ地域變更ノ提案デアリマスガ、之ニ付キマシテ、地域ノ區劃ニ付キマシテハ賛成致シマス、併シ其ノ間ノ小部分デアリマスガ、吾々ノ考ヘテ居ル所ト相違シテ居ル所ガアリマス、加之最近新ニ種々ノ事情ノ變化カラ更ニ地域ノ増減ヲ要スル必要ヲ生ジテ居ルノデアリマス、ソレハ將來橫濱市ノ發達ノ爲ニ重要ナル問題デアルト考ヘマス、就テハ是モ前議案同様特別委員ニ付託サレマシテ、尙ホ一應御審議ヲ願ヒタイト存ジマス、幸ニ御賛成ヲ得マスレバ、新ニ委員ノ御指名ヲ願フコトハ煩ハシウゴザイマスカラ、前ノ三十六號ノ委員ニ御付託ヲ願フ考デゴザイマス。

〔賛成〕〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○會長代理(湯淺委員) 只今五十八番ヨリ本案ニ付テ、議第三十六號ノ特別委員ト同一委員ニ付託ノ動議ガ出マシテ、之ニ賛成ガゴザイマスガ、此動議ニ付テ採決致シマス、此動議ニ御異議ハゴザイセヌカ。

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○會長代理(湯淺委員) 御異議ナイト認メマス、仍テ五十八番ノ動議ノ如ク決シマス——次ハ日程第七、議第三十八號

一、議第三八號

東京都市計畫高速度交通機關路線決定ノ件

○直木長官 議第三十八號ハ東京市ノ高速度交通機關路線決定ノ件デアリマス、高速度鐵道ノ施設ニ

關シマシテハ、既ニ明治二十一年來市區改正委員會デ審議セラレタ所デアリマシテ、大正八年ニ路線ノ決定ヲ致シマシタガ、東京市長ハ大正九年一月十四日東京市告示第二號ヲ以テ之ヲ告示致シマシタ、其ノ線路ノ數ハ七ツアリマシテ、延長四十六哩デアリマス、然ルニ其ノ後ハ實行セラレナイデ唯計畫タルニ止ツテ居リマシタ、ソコデ民間ニ於テ其ノ路線ヲ追フテ出願ヲ致シマシテ、ソレノ會社ガ免許ヲ得マシタ、其ノ數ハ四ツデ線路延長四十四哩デアリマス、借免許ハ得マシタケレドモ、其ノ中デ實行ノ域ニ達シタモノハアリマセヌノデ免許ガ失效シテ、僅ニ一ツノ會社丈ケガ七哩ノ分部丈ケ實行ノ見込アリトシテ免許ガ存續ナレテ居リマス、其ノ會社線ノ夫々ノ計畫ニ付テ考ヘマスルト、會社各自ノ利害ガ異ナル爲ニ、完全ナ理想的ノ設計ニナツテ居リマセヌ、即チ郡部ニ向ツテ均整的ニ放射シテ居リマセヌシ、又市内ノ眞ン中ニ於テモ、ソノ聯絡ガ十分ニ附イテ居ラナイ遺憾ガアリマス、ソコデ東京市ニ於テハ會社線ノ免許失效ヲ機トシ、市ノ事業トシテ新ニ統一アル設計ヲセラレテ、大正十三年十二月ニ免許申請ヲセラレタノデアリマス、ソレヲ機會トシテ本年一月カラ二月ニ涉リマシテ、復興局ニ於テ鐵道省內務省大藏省東京府東京市ノ方々ト相會シ、最モ統一アル理想ニ近イ線路ヲ選ミタイト云フノデ、協議ヲ遂ゲマシテ、大體成案ヲ得タノデアリマス、其ノ系統ハ五ツノ路線カラ成ツテ居リマシテ、相互ノ聯絡ハ理想的ニ往ツテ居リマス、線路ノ延長ハ四十八哩ニ達シマシテ、從前ノ計畫ニ比較致シマスト、確ニ改良サレタル路線計畫デアルト存ジ

マスノデ、此處ニ都市計畫トシテ之等ノ路線ヲ決定致シタイト斯様ニ考ヘルノデアリマス。

○三十番(磯部尙君) 御配付ニナリマシタ圖面ヲ拜見致シマス、本所深川ニ付キマシテハ吾妻橋カラ押上、新大橋カラ洲崎ト云フ兩區ノ邊陲ノ土地ニ、ホンノ一部分丈ケシカ設計セラレテ居ラナイノデアリマスガ、甚ダ差別待遇ガアルヤウナ感じガシテナラスノデアリマス、是ハ技術上斯克セザルベカラザル理由ガアルノデアリマス、或ハ本所深川ハ僻遠ノ地ナルガ故ニ交通モ瀕繁ナラズトシテ、斯様ナ御計畫ニ相成ツタノデアリマス、其ノ基礎觀念ニ付テ、當局ノ御考ヲ承リタイト思ヒマス。

○直木長官 御答致シマスガ、實ハ今度ノ高速度交通機關ノ路線トシテハ二ツシカ這入ツテ居リマセヌガ、實際ハ鐵道省ノ兩國線ガモウ一本アルノデアリマス、是ハ御茶ノ水迄聯絡スルコトニナリマスカラ、ソレヲ考ヘニ入レマス、三本アル譯デアリマス、今日ノ交通狀態カラ申シマス、此方面ハ三本アレバ充分デアルト思ヒマス、將來交通狀態ガ變リマシタナラバ、更ニ増設スル方法モアルノデアリマス。

○三十番(磯部尙君) 其ノ兩國線ト云フノハ點線ガソレデアリマス。

○直木長官 眞ン中ニアル線デス。

○三十番(磯部尙君) ナゼ斯ウ云フ曖昧ナ線ニオ書ニナツタノデアリマス。



○直木長官 是ハ既ニモウ定マツテ居ルノデアリス、省線デアリマス。

○六番(近藤達兒君) 本案ハ先刻直木長官ノ詳シイ御説明ガアリマシタガ、是ハ古イ懸案デアリマシテ、而モ今回研究ニ研究ヲ重テ、特ニ又關係官廳並ニ東京府市ノ當局者ガ協議ヲサレ、立案セラレタモノデアリマス、只今ノ所デハ最モ適當ナル案ト考ヘマスカラ、私ハ本案ニ賛成ヲ致シマス。

○十六番(小坂梅吉君) 私ハ近藤君ト同説デアリマスカラ、即決可決ヲ希望致シマス。  
〔賛成〕ト呼フ者アリ

○會長代理(湯淺委員) 本案ニ付キマシテハ御異議モナイヤウデアリマスカラ、原案ノ通り決定致シマス——次ハ日程第八、議第三十九號

一、議第三十九號

大正十三年三月十一日內閣認可横濱都市計畫並都市計畫事業及其ノ執行年割中及大正十三年五月二日內務省告示第二百八號横濱都市計畫事業及其ノ執行年割中變更ノ件(第一號路線外七線關係)

○直木長官 議第三十九號ハ皆様ノ所ニ圖面ヲ配付シテ居リマセヌノデ、壁ニ貼付ケテゴザイマスガ曩ニ御決定ニ相成リマシタ横濱ニ於ケル道路ノ中、八ツノ線路ニ付キマシテハ、電車ヲ其ノ路線ニ引入レル關係上、道幅ヲ廣クシタイト云フノデアリマス、在來九間幅デ極マツテ居リマシタモノヲ

十一間ニ擴ゲルモノモアリ、十二間ニスル分モアリマス、又十三間半ノモノヲ十五間ニ擴ゲルモノモアリマス、此際ヤルナラバモウ少シ幅ヲ擴メテ、電車ノ這入ルヤウニシタイト云フ横濱市ノ希望ガアリマスノデ、横濱電氣局ノ費用デ擴張サレルノデアリマス、但シ其ノ中ノ一號線丈ケハ國費ヲ以テ擴ゲタイトノデ、又ソレニ伴ヒマシテ年度割ノ變更ヲモ併セテ御議定ヲ願ヒタイトデアリマス。

○三十一番(渡邊勝三郎君) 本案ハ極メテ適當ナル案ト存ジマスカラ、原案ヲ賛成致シマスト共ニ直ニ可決セラル、コトヲ希望致シマス。

〔賛成〕ト呼フ者アリ

○會長代理(湯淺委員) 本案ハ他ニ御意見モナイヤウデアリマスカラ、原案ノ通ニ決定致シマス——是ニテ本日ノ日程ハ終リマシタカラ、散會致シマス、御苦勞様デゴザイマシタ。

午後四時三十分 散會

横濱都市計畫防火地區變更並地域ニ關スル  
特別委員會第一回議事速記録

橫濱都市計畫防火地區變更並地域ニ關スル特別委員會第一回議事速記録

大正十四年四月九日(木曜日)復興局長官室ニ於テ開會

議事日程

- 一、議第三六號 大正十一年八月內務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件
- 一、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件

出席委員

委員長	子爵	大河内	正敏君
委員	渡邊	鐵藏君	
	渡邊	勝三郎君	
	清野	長太郎君	<small>退席后代理藤宮惟一君</small>
	伊坂	孝君	
	片岡	安君	
	堀切	善次郎君	
	平沼	亮三君	

篠原 英太郎君  
直木 倫太郎君  
吉 田 茂君

菊 地 愼三君  
西 村 輝一君

復興局職員

建築部長 笠 原 敏郎君

土木部長 太 田 圓三君

其他關係職員

議 事

午後一時二十五分・開議

○委員長(大河内子爵) 是ヨリ議第三十六號大正十一年八月内務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件並議第三十七號大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件ニ關スル特別委員會ヲ開會致シマス——先ツ便宜上第三十六號ノ防火地區ノ方

カラ始メマス、此前ノ説明デ今日ハ別ニ之ヲ繰返ヘス必要ハナイト思ヒマスカラ、直ニ質問ニ移リ  
タイト思ヒマス。

(〔異議ナ〕シト呼フ者アリ)

一、議第三六號

大正十一年八月内務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更ノ件

○井坂委員 橫濱市ノ防火地區ノ問題ニ付テハ、此前ノ本會ニ於テ、委員ノ神奈川縣知事ヨリ案ガ提出サレテアルコト、了解致シマスガ、其ノ案ニ對スル復興局ノ當局ノ、其後ノ御研究ノ結果ノ御報告ヲ承ルコトガ出來マスナバ甚タ仕合セト存ジマス。

○直木長官 復興局當局ト致シマシテハ、縣令ノ案ニ付テ色々考ヘマシタガ、此縣令ニ依ツテ一時的ノ本建築ヲ許サレルコトニナリマスルト、折角防火地區トシテ指定シタ趣意ガ破壞サレルコトニナリマス、十年間木造本建築ヲ許スコトニ致シマスト、恐ラクニ階建、三階建マデノ物ハ、殆ド全部十年間許可ノ木造ニナリマス、ソレガ建チ並ヒマシタ上デ取拂ハセルコトハ、又甚タ困難ニナルノデアリマス、自ラ立腐レニナル時マデ忍バナケレバナラスコト、思ヒマス、而モ其影響スル所ハ單リ橫濱市ノミナラズ、東京ハ勿論ノコト、他ノ六大都市ノ現在ノ防火地區ヲ布イテ居ル所ニマデモ及ブノデアリマスカラ、年數ヲ十年トスルト云フコトハ何ウモ出來ナイト思ヒマス、「バラツク」令

ノ布カレテアル間ノ假設建築物ハ許サレマスガ、其ノ以後ハ耐火構造ノ建築物ニシナケレバナラヌト思ヒマス、尙ホ二階建百坪迄、平家建二百坪迄ト云フ制限ハ之ハ、階數ヲ二階迄トシ、建坪ハ五十坪トシテ、年限ヲ大正十七年八月迄ト云フコトハ守リタイト思ヒマス、遺憾ナガラ此縣令ノ趣旨ニ依ルナラバ、寧ロ防火地區ヲ指定シナイ方ガ良カラウト思ヒマス。

○井坂委員 尙ホ只今ノ御説明ニ對シテ疑ヲ持ツテ居リマスカラ、ソレヲ御尋致シタイト思ヒマス、特殊ノ場合ニ知事ノ裁量ニ依ツテ例外ヲ許スト云フコトハ、其ノ建築ガ木造ノ本建築デ、金ノ掛ツタモノデ、一定ノ年限後ニ取去ルコトガ、出來ナイト斷定シテ掛ル根據ハナイト思ヒマス、今日ノ「バラツク」ヲ建坪デ制限スルカ、高サデ制限スルカ、要スルニ永久防火建築ニ代ルベキ木造ノ本建築ヲ許サナケレバナラヌト云フコトマデノ、神奈川縣知事ノ案デハナイト思ヒマスガ、ソレハドウ云フ風ニ御考ヘデアリマスカ。

ソレカラモウ一ツハ、此事ガ神奈川縣ニ於テ行ハレ、バ他ノ都市ニモ影響ヲ及ボスト云フ御説デアリマスガ、東京ハ勿論當然デアラウト思フ、東京デハ此防火地區ニ付テハ、横濱ト利害休戚ヲ同じクスルト云フ所ガ幾ラモアルト思フ、併ナガラ其他ノ府縣トシテハ燒失區域ノ狀態ガ違フノデアリマスカラ、之ヲ同一ニ取扱フベキ必然ノ根據ハナイト思フノデアリマス、其點ハドウ云フヤウニ御考ニナツテ居ルカ、モウ一ツハ經濟上ノ事情デアリマスガ、是ハ申スマデモナク、横濱ナリ東京ナ

リ、要スルニ防火建築ヲシテ、將來ニ於テ之ヲ生ミ出スト云フコトヲスル外ハナイ。今直チニ金ヲ持テ建築シ得ルカト云フニ、建等會社ノヤウナモノガ出來テ資金ノ供給ガ無イナラバ、尙且ツ難カシイノデアアル、サウ云フ場合ニ之ヲ強制スルコトガ可能デアルカ、十年或ハ十數年後ノ經濟力ヲ蓄積シテカラ建テルト云フコトニナルノガ自然ノ狀態デアリマスカラ、無理ニ斯ウ云フモノヲ強ユルコトガ果シテ適當デアルカドウカト云フコトヲ承リタイ、ソレカラ長官ハ、之ヲヤルト防火建築ガ遲延スルダラウト云フコトデアリマスガ、地方長官ノ趣旨ハ、之ヲ許セバ、當リ前ノ防火建築ノ出來ル者ニモドン／＼ソレヲ許スト云フ風ニ即斷スル必要ハナイト思フ、而シテ防火地區ノ制ハ、永久ニ取ツテハ良イ制度デアアル、是非設ケナケレバナラヌト思ヒマスガ、斯ウ云フ際ニ之ヲ設ケテ置イテ、一方ニ於テ防火建築ニ對スル補助モアルノデアルカラ、ソレニ依ツテ獎勵シテ、少シデモ多ク防火建築ヲ拵ヘサセテ、ドウシテモ已ムヲ得ナイモノニハ地方長官ガ之ヲ許ス、全然防火地域ノ制度ヲ撤廢スルコトナクシテ目的ヲ達シ得ルト思フノデアリマス、サウシタ點カラ色々ノ事情ヲ考ヘテ、今神奈川縣知事ノ提案ノヤウニ扱フノガ最モ必要デハナイカト思フ、之ニ付テ當局ノ御考ヲ伺ヒタイ。

○直木長官 第一ノ御尋ハ、特殊ノ場合ニ知事ノ裁量ニヨツテ例外ヲ許スノデアルカラ一定ノ年限後ニ撤去ガ出來ナイ程ノ建物ガ頻出スルト想像シテカ、ルニモ及ブマイルトノ御考ヘカラデアリマスガ

成程小サイ建物モ出來マセウガ、然シ十年間ハ動カナイデヨイト云フコトデアリマス、自然ト相當大キナ建物モ出來テ、横濱ノ中心ガ本建築類似ノモノニナツテシマウト見ルノガ本當デハナイカト思フ、大體トシテハ縣令ノ制限ニ達スルカ達シナイカト云フ位ノ見當ノ建物ガ列ブト見ルノガ實際デハナイカト思ヒマスガ、ソレガ出來テシマウト。猶豫期間ガ來タ時ニ、復タ又撤廢延期トカ何トカ云フコトニナツテ來ヤウト思フデアリマスカラ、サウ云フコトニナルト、防火地區設定ノ目的ヲ今後大分長イ間達セシムルコトガ出來ナイカト思フ、勿論經濟上ノ問題トシテハ、實際色々大キナ點カラ研究シテ見ナケレバナラヌガ、然シ防火地區ヲ布ク以上ハ、同時ニサウシタ矛盾シタモノヲ許スノデハ甚ダ困ル、ソレハ防火地區ヲ設クル精神カラ申シテ適當ナル方法デハナイト思フ次ニ是ガ各都市ニ影響ヲ及ボスト申シマシタノハ、東京ハ勿論デアリマスガ、其他ノ都市ト雖モ火事ガアツタト云フ時ニハ、横濱ニ斯ウ云フ例ガアルト云フコトデ、其例ヲ逐ツテ貫ヒタイト云フモノガ段々出來テ來ハシナイカ、矢張火事ノアツタ時ニハ防火地區ノ設定シテアル所ハ、ドウシテモ強制シテヤラサウト云フ積リナノデアリマスカラ、ソノ場合隨所ニ横濱ノ例ニ倣ヒタイト云フコトニナツテハ、折角防火地區ヲ設定シテ置イテモ、ソレヲ無意義ナラシムルコトニ終ラウト思フ、故ニ經濟上ノ點カラ、此際横濱ノ事情ニ察シテ甚ダ不可能デアルト云フコトデアラナラバ、寧ロ當分防火地區ヲ見合セテ置ク方がヨイ、斯ウ云フ風ニ考ヘテ居ルノデアリマス。

## ○堀切委員

此前神奈川縣知事カラ、御考ニナツテ居ル縣令ノ内容ノコトヲ簡單ニ御話ニナリマシタガ只今其點ガ問題ニナツテ居リマスカラ、モウ一度頭ニ這入ルヤウニ御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス。

## ○委員長(大河内子爵)

概略御説明ヲ願ヒマシタラドウデスカ。

○清野委員 私ノ腹案ト致シマシテ、復興局ノ方ヘ御意見ヲ伺ツテ居リマスル縣令ハ、一ツ讀ンデ見マセウ

## 第一條

防火地區内ノ建築物ニシテ使用期間十年未滿ノモノニ在リテハ左ノ各號ノ一ニ該當スル建物ヲ除キ市街地建築物法施行規則第百十九條乃至第百三十五條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

一 平家建ニシテ建築面積二百坪以上ノモノ

二 二階建ニシテ建築面積百坪以上ノモノ

三 階數三以上ノモノ

四 防火上特ニ危険ノ虞アル用途ニ供スルモノ

第一條ダケヲ讀ミマシタノデアリマスガ、大體ニ此縣令ヲ制定スル必要ガアルト固ク信ジテ居リマスルノハ、詰リ横濱ノ震災ニ由ツテ受ケタ市民ノ經濟上ノ打撃ト云フモノハ、改メテ申スマデモナク是ハ非常ニ深刻ヲ極メテ居ル、防火地區ト云フコトニ付テハ、只今一寸御問答ノ間ニ、直木君カラモ御話ノアツタ通りデ、成ベク防火地區ノ中ヘ耐火ノモノヲ完備シタモノヲ拵ヘタイト云フコトハ山

々デアリマスガ、横濱市民ノ狀況ハ、市民ノ力ガ足りナイノデアリマス、防火建築ヲ強制スルト云フコトハ、是ハ神奈川縣知事トシテハ横濱市民ニ其ノ力ガナイモノト固ク認メテ居リマス、但シ何時迄モ此防火地區内ニ木造ノモノヲ許スト云フコトハ、固ヨリ防火地區ヲ設ケタ趣意デナイコトハ勿論デアリマス、ソレデ、木造ノモノニ致シマシテモ、實ハ今ノ所謂「バラツク」ト云フヤウナモノハ、體裁カラ申シマシテモ、又其他ノ點カラ申シマシテモ、實ニ缺點モ多シ見ルニ忍ビナイノデ、震災後直チニ出來マシタヤウナ「バラツク」ハ大體ハ許サヌ積リデアリマス、本建築ト云フコトハ少シ廣イヤウデアルケレドモ、矢張本建築ノヤウナ建物ヲ許シタイ、ソレニ致シマシテモ、何處マデモ大キナ高イモノヲ拵ヘルト云フコトハ、十年後ニ撤廢ヲ命スルニ困ル、ソコデ此制限ヲ致シタノデアリマス、ソレカラ十年ト云フコトニ付キマシテ、條文ニモ書イテアリマスルガ、際限ナク建テラレテ、ソレカラ十年ト云フコトニナツテモ困リマスルカラ、來年ノ十二月末日迄ニ工事ニ着手シテ大正十六年ノ三月迄ニ竣工シタモノデナケレバイケナイ、其以外ニハ一切木造ノモノハ許サヌ、サウシテ出來タモノハ所謂「バラツク」デハナイノデ、現在ノ「バラツク」デモ、中ニハ大正十七年ノ何月迄デシタカ、ソレ迄許サレタモノハ坪ニ百圓掛ケマスカ百圓以上掛ケマスカ、ソレダケノモノヲ許シテ、其處デ商賣ヲシテ、カノ恢復スルノヲ待ツテ、木造カラ耐火ノモノニ移ラシテ行ク、其木造ノ家ヲ十年以内デ、五年トカ六年トカ撤去ヲ命ズルト云フコトハ、現在ノ「バラツク」ト對照ヲシ

マシテモ、餘リ道理ニ合ハズ常識ニ外レテ居ルカラ、此十年ト云フモノハ十五年ト云フ考ヘデアリマシタガ、十五年ト云フモノハ長過ルト思ヒマシテ、先ヅ十年スレバ建築費用ヲ償還スルダケノ商賣ガ出來ルト見マシタノデ、大正十六年ノ三月カラ十年間ダケ其建築物ヲ許シタイト云フノガ大體ノ腹案デアリマス。

〔參 照〕

横濱ノ防火地區内ニ於テ市街地建築物法施行規則第三百二十五條ノ二ノ規定ニ依リ一時ノ使用ニ供スル建築物ヲ許可スル場合ノ條件

- 一 建築面積五十坪以内
- 二 階數ニテ超エサルコト
- 三 大正十四年十二月末日迄ニ着手スルコト
- 四 除却期限ハ大正十二年勅令第四〇四號ニ依ル假設建設物ノ期限ト同一ナラシムルコト
- 五 市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則第一條乃至第四條ノ規定ヲ適用スル建築物ニ非サルコト

横濱市ニ於ケル大火災調査表 (自明治初年 至大正十四年三月 現在) 神奈川縣警察部調査

年月日	發火場所	燒失區域	原因	風側	罹災戶數		損害金額
					全燒	半燒	
(1) 明治六、三、三	相生町三丁目	末廣町一、三丁目 相生町二、三、四丁目 高砂町尾上町各一、二丁目 住吉町常盤町各一、二、三、四丁目 眞砂町三丁目 港町一、二丁目	不詳	西北風	一、五七	不詳	不詳
(2) 明治二、一、三	野毛町四丁目	野毛町一、二、三、四丁目 宮川町一丁目 花咲町一丁目 東ハ川岸ニ達ス	不詳	東北風	一、三二	九	不詳
(3) 明治六、六、七	元町五丁目	石川町一丁目 元町三、四、五丁目	不詳	南風	一、六四	四	不詳
(4) 明治三、八、三	雲井町一丁目五番 地湯屋峯村マス方 物置	雲井町一丁目 吉田町一、二丁目 柳町、福富町、梅枝町 若竹町 長者町五丁目ヨリ八丁目ニ至ル	失火	南西風	三、一五六	四九	不詳
(5) 明治三、二、三	賑町二丁目五番地 田中セイ方屋上	賑町二丁目 久方町、足曳町、雲井町、吉岡町、駿河町	湯屋煙突ヨリ發火	北風	三四	二三	九〇、〇〇〇

年月日	發火場所	燒失區域	原因	風側	罹災戶數		損害金額
					全燒	半燒	
(6) 明治五、五、二	石川仲町六丁目一、二 四伊藤万次郎方二階	石川仲町	失火	北風	二、三五	一五	不詳
(7) 明治三、二、三	千歳町三丁目三〇 大久保國太郎所有 物置	千歳町三丁目、三吉町二、三丁目	不詳	西風	一〇〇	三	不詳
(8) 明治三、二、九	羽衣町一丁目五 羽衣座	羽衣町一丁目、二丁目 菜蓬町一、二丁目	失火	西風	二六	二	不詳
(9) 明治四、三、一九	野毛町三丁目九四 佐藤繁太郎方勝手 元	野毛町三丁目 花咲町五丁目 福島町一丁目	失火	南風	四九四	五〇	三、九、六〇五
(10) 明治四、二、一五	長者町九丁目八七 中根孫三郎方	長者町九丁目	失火	北風	一五四	二七	五七、八九〇
(11) 大正二、三、七	福富町二丁目四六 西岡孫藤方二階 福富町ヨリ失火 シ尾上町及本町 ニ飛火ス	福富町一、二丁目 吉田町一丁目、南仲 通北仲通、本町各三 丁目、尾上町、常盤町 住吉町各五丁目	失火	西南風	二〇三	四三	不詳
(12) 大正六、二、五	南吉田町八〇三 吉川末次郎所有麻 真田工場屋上	南吉田町	同工場煙 突ノ火粉	西北風	一〇九	四	三、二、一〇四
(13) 大正八、四、二六	千歳町一丁目一二 大井川與太郎方	上田町一丁目 千歳町一丁目 長者町一、二、三、四丁目 不老町一、二、三、四丁目 壽町一、二、三、四丁目 松影町一、二、三、四丁目 丁目マデ過半ヨリ	不詳	南西風	三、〇八四	四三	三、七、四、五〇四



(14)	大正二、一、三 真金町一丁目一〇 遊廓青木六郎方	真金町	失火	北風	八二	八	四七〇、〇〇〇
(15)	大正二、一、三〇 南吉田町七五九 野本輔平方	南吉田町	失火	北風	九	一九	一八、八〇〇
(16)	大正二、九、一 一横濱市内約六十箇所	燒失地ノ全面積約 二、八五〇、〇〇〇坪 ニシテ其詳細ハ別紙 圖面參照	震災	南西風六、八西	不詳	不詳	不詳

○堀切委員 只今ノ御説明デ大體分リマシタガ、復興局ノ方ノ御考デ、若シ此期間ノ十年ガ長イトカ平家ノ面積二百坪ヲ少ク爲ソウトカ、二階建ノ百坪ヲ少クシタ範圍ニ於テナラバ、復興局ハ差支ナイト云フヤウナ御考デアリマセウカ、或ハ大體イケナイト云フコトニ御考ニナツテ居リマスカ。

○直木長官 復興局ノ方デ何トカシテ緩和シ得ルヤウナ工夫ハナカラウカト考ヘマシタガ、期限ニ付テハ大正十七年ノ八月迄ヨリ「バラツク」類以ノモノハ許サレテ居ナイノデアリマスカラ、矢張ソレト歩調ヲ合シテ期限ヲ一致サセタイ、建築面積モ五十坪位ノ所ニシテ置キタイ、ソノ位ノ所マデハ宜シイガ、ソレ以上防火地區トシテ除外例ヲ認ムルト云フコトハイケナイ、此ノ以上適當ニ緩和シテ折合フヤウナウマイ工夫ハ何ウモ出來ナイ、復興局ハ防火地區制ヲ布ク以上ハ此程度ヨリ御譲リスルコトハ出來ナイト思フデアリマス。

○渡邊(鐵)委員 參考ニ承リタイト思ヒマスガ、今度ノ防火地區ハ、是ハ横濱市ノ全體ノ面積ニ對シ

テ凡ソ何割位ニ當リマスカ、ソレカラ此處ヘ建チマス建坪ノ概數ヲ一寸伺ヒタイ、ソレカラ神奈川縣知事カラノ建築物規則ノ中ニ二百坪以上ト云フコトニナツテ居リマスガ、二百坪以上ト云フコトニナルト、現在アル官公署トカ、非常ニ大キナ銀行トカ、一流ノ會社デ、而モソレハ大部分ハ恐クハ既ニ耐火建築デアツタノデハナイカト思フデアリマスガ、ソレダケガ除カレルト云フコトニナツテ、事實ハ全體ニ亘ルコトニナルカモ知レマセヌ、其結果實際ノ問題トシテハ、二百坪以上ト云フノハ非常ニ少クテ、九割五分位マデハ、二百坪以下デナイカト思ヒマスガ、サウ云フ見當デハアリマセヌカ。

○清野委員 今迄震災前ニアツタモノデスナ。

○渡邊(鐵)委員 個人トシテ二百坪以上ノ地面ヲ持ツテ居ツタ者ハ僅少ダラウト思ヒマスカラ、殆ト全部ヲ除外スルコトニナリマセヌカ。

○井坂委員 知事ノ提案デ縣令ヲ布クコトニナルト、斯ウ云フ風ニナルト思ツテ提案サレタコト、思ヒマス、知事ノ意嚮モ市民ノ意嚮モ聽イタ譯デアリマセヌガ、防火建築ヲ爲シ得ル者ニ之ヲ許ス必要ハナイノデ、是ハ例外的ノ規定トシテ良カラウト思フデアリマス、中ニハ防火地區内ニ土地ヲ持ツテ居ツテ、ソレヲ賣ツテ外ノ所ニ建築スル者モアリマセウ、併シソレガ行ハレルコトヲ期待スルコトハ無理デアリマス、ソレデ例外ノ取扱ヲシナケレバナラヌモノガ必スアルデアラウト思ヒマ

ス、故ニ吾々ハ例外ノ取扱ヲ受ケル者丈ケニサウ云フ規定ヲ適用スレバ良イト考ヘルノデアリマシテ、之ヲ概括的ニ幾ラ力ガアツテモ許スト云フコトニスル必要ハナイ、ソコハ議論ノ餘地ガアラウト思フノデアリマス。

○片岡委員 一寸神奈川縣知事ノ御提案ニ付テ御質問申上ゲテ宜シウゴザイマスカ。  
○委員長(大河内子爵) 宜シウゴザイマスガ、一寸御待チ下サイ、今渡邊君ノ質問ニ對シテ説明ガアリマスカラ。

○笠原建築部長 防火地區ノ市ノ面積トノ比較ハ、今御配リシタモノ、中ニ在ルノデアリマスガ、現在ハ一、八四%、ソレガ今度ハ一、七七%ト減少スルノデアリマス、ソレカラ建築面積ハドノ位カト云フ御尋ハ、ソコニ御配リ致シマシタ表ガアリマスカラ御覽ヲ願ヒマス。

〔參照〕

横濱防火地區豫定面積及建築面積等ニ關スル調(一四、三)

種別	集團防火地區	路線式防火地區	計
防火地區面積	一三八、〇〇〇 <sub>坪</sub>	五四、〇〇〇 <sub>坪</sub>	一九二、〇〇〇 <sub>坪</sub>
(全部燒失區域内)			
右ノ中 建築敷地面積	一二四、〇〇〇	五四、〇〇〇	一七八、〇〇〇
右ノ中 官公有建築敷地面積	四一、〇〇〇	五、〇〇〇	四六、〇〇〇
民有殘存建築物ノ建築敷地面積	一、〇〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
補助ヲ要スル建築敷地面積	八二、〇〇〇	四七、〇〇〇	一二九、〇〇〇
同	右ノ六割 四九、〇〇〇	右ノ七割 三三、〇〇〇	八二、〇〇〇
平均二階半建トシテ此延坪數	一二三、〇〇〇	八三、〇〇〇	二〇六、〇〇〇
五ヶ年間ニ建築サルベキ延坪數	右ノ四割 四九、〇〇〇	右ノ四割 三三、〇〇〇	八二、〇〇〇
延坪一坪ニ付 補助金額金四十圓トシテ總額	一、九六〇、〇〇〇 <sub>圓</sub>	一、三二〇、〇〇〇 <sub>圓</sub>	三、二八〇、〇〇〇 <sub>圓</sub>

横濱防火地區面積新舊比較表(一四、三)

市面積トノ百分比	現行防火地區		變更案防火地區		現行防火地區トノ百分比
	燒失區域	燒失區域外	燒失區域	燒失區域外	
	一八三、〇〇〇	一八三、〇〇〇	一八三、〇〇〇	一八三、〇〇〇	面積
	一六、〇〇〇	一六、〇〇〇	五四、〇〇〇	五四、〇〇〇	積
	一九九、〇〇〇	一九九、〇〇〇	一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇	百分比
	計	計	計	計	
	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	
	路線式地區面積	路線式地區面積	路線式地區面積	路線式地區面積	
	集團地區面積	集團地區面積	集團地區面積	集團地區面積	
	計	計	計	計	
	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	一三、〇〇〇	
	合	合	合	合	
	計	計	計	計	
	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	一九二、〇〇〇	一九二、〇〇〇	
	一、八四	一、八四	一、七	一、七	

○渡邊(鐵)委員 丁度此表ニ據リマシテ、私ノ承リタイコトガハツキリ分カリマシタガ、實ハ先程數字ヲ伺ヒマシタノハ、横濱市民ノ經濟的負擔力ノ參考ニ承ツタノデアリマス、東京ヨリ横濱ノ方ガ苦痛ヲ感ジテ居ツテ、平素カラ資力ノ弱イコトハ想像シテ居リマスガ、實際ドレ丈ケ防火建築ヲ強

制サレル爲ニ負擔ガ重クナルカト云フコトヲ考ヘマスルト、防火建築ハ坪當リ三百五十圓、木造建築ハ二百圓ト致シマス、其ノ間ニ百五十圓ノ開ガアリマスガ、或ハ五十圓ヨリ安イデアリマセウガ凡ソソレ丈ケ位ノ金額ヲ政府ガ補助ヲスレバ、此開キハ百圓トナルノデアリマス、ソレデ今防火建築トシテ強制サレル所ニ對シテ、平均ニ階半建ノ延坪ヲ假リニ二十万六千坪トスルト、此百圓ノ開キハ二千餘万圓ニナル、サウシテ此中建築會社カラ一千万圓ノ融通ガ出來ル見込ノアルヤウニ承ツテ居リマスガ、或ハ是ハ希望ニ止マルカ知リマセスガ、市ノ當局ニ承リタイノハ、横濱市ノ全面積ノ中ノ一割ガ防火建築ガ獎勵サレルノデアリマスガ、兎ニ角五百萬圓カ六百萬圓ノ金ガ更ニアレバ木造ト「コンクリート」トノ建築費ノ開キハ財政的ニハ補ツテ往ケルノデアリマスマイカ、況ンヤ五箇年間ニ復興サレル建築ハサウ多クヲ見込マレテ居ラナイノデ、防火地區ヲ斯ウ云フ風ニ決定シテモ直ニ之ガ全部耐火建築ニ五ケ年間ニヤツテシマハナケレバナラスト云フ急速ノ考デモナイヤウニ思ヒマスガ、サウスルト經濟上カラ言ツテ横濱市民ノ堪ヘラレナイト云フコトハ無ササウニヤヘラレマス、寧ロ進ンデ建築費ヲ政府ガモツト餘計ニ出シテ吳レト云フコトニ努力シテ、此機會ニ防火地區ヲ完全ニシタ方ガ、横濱市永遠ノ利益ノ爲ニ得策デハアルマイカト考ヘラル、ノデアリマスガ、市民ノ經濟力ト云フ點ニ付テ更ニ御腹案ノコトデモアレバ承リタイノデアリマス。

○井坂委員 只今御配付ニナリマシタ數字ヲ見マス、市民ガ自分ノ懐カラ出ス以外ニ、八十五萬圓丈

ケ用意スレバ防火建築ガ出來ル、斯ウ云フ風ニ考ヘマスルト、問題ハ極メテ平易ノヤウニ見エマス私ハ實ハ建築會社ノ問題デ此間中カラ東京ニ參リマシテ數回會合ヲシテ居リマスガ、東京市デモ建築費ヲ貸スト言ツテモ、之ヲ借リテ建築ヲ爲シ得ナイ者ガ、日本橋銀座ヲ除ケバ大部分サウデアラウト思ヒマス、坪當リ二百五十圓デ果シテドレ丈ケノコトガ出來マスカ、建テ放シデアルカ或ハ内部ヲスツカリ造ツテ二百五十圓デアルカ分カリマセスガ、九歩五厘ノ金ヲ借リテ、ソレヲ利用スル者カラ見ルト、家ヲ建テタガ爲ニ一坪七八圓ニ貸シ得ル所ハ宜シイガ、返ヘシテ往クト云フコトハムヅカシイト思ヒマス、此點ハ東京モ横濱モ大シテ違ヒハナイト思ヒマス、一括シテ比較スレバ資力ノ差異ハアリマスガ、個人ト個人デ比較スレバ大差ハナイト考ヘマスノデ、私ハ東京デモ實行問題ニナルト多々困難ナ問題ガ起ツテ來ルト思ヒマス、横濱デハ個人々々ノ場合ニ付テ此金ヲ借リテ是ダケノ家ヲ建テ、商賣ヲスレバ返セルト云フ算盤ヲ探ツテ見ルト、難カシイ、個人ノ經濟上ニ於テソレダケノ力ガ無イ、ソレヲ國家全體ノ必要ニ依ツテ、オ前ハ力ガ無クテモソレダケノ家ヲ建テナケレバナラスト云フコトニナレバ、ソレニハ相當、今迄アル補助デハ足ラスト思フ、ソレデスカラ建テル力ノアル者ハ無理ニモ防火建築ヲスル、ソレハ自分バカリノ利益デナク、市全體ノ利益デアリマスカラ、忍ンデモヤリマセウガ、ソレガ出來ナイ者ガアル、防火地區ト云フモノヲ制定シテ形ノ上カラ綺麗ニシタイト云フコトハ、何人モ希望スルノデアリマスカラ、實際トシテハ到底出來ナ

イコトデハナイカト思ヒマス。

○渡邊(鐵)委員 此問題ハ、東京横濱ノ都市計畫ト云フバカリデナク、眞ニ經濟的ノ産業ノ勃興ニ最モ重大ナル問題デ、燒ケナイ家ヲ造ルト云フバカリデナク、重大ナル問題ト思ツテ居リマス、ソレデ一言簡單ニ附加ヘテ置キマスルガ、先程ハ財政上ノ方面カラ、金ハ貸セルノデアルカラ、建築費ノ百五十圓ノ開キト云フモノハ百圓ニ減ジテ實際的ニハ不安ハナカラウト云フ御話ヲ申シマシタガ現在ノ東京ト横濱ノ建築ヲ考ヘマスルト、木造ノ粗末ナモノヲ建テ、居ルノデ、疊一疊ガ三圓五十錢位ノ家賃デアアル、何故カト言フト、昔カラ「燒ケ家二年」ト云フ言葉ガアル、三年目ニ燒ケルト云フヤウナ計算デ出來テ居ル、震災後サウ云フ習慣ニナツタノカト云フト左様デナイ、木造ノ建物ヲ建ルニハ三年デ家賃ヲ回收スルト云フ計算ヲ建テ、居ノデ、假ニ建坪一坪ニ付テ三圓五十錢ノ家賃トシテ一年間ニ四十二圓ノ家賃ニナル、サウスルト三年間デ百二十圓以上デ、四年間ニハ百五六十圓ニナル、家ヲ建テ、三年カ五年デ建築費ヲ回收シテ居ル、之ヲ逆ニ言ハバ建築費ヲ三年カ五年デ回收シテ居ル、ソレハ木造ナルガ故ニサウデアアル、西洋ノ例ヲ色々書物ニ依ツテ調べタリ直接聞イテ見マスルト、大抵家賃ノ計算ハ、建築費ヲ三十年以上デ返ヘスト云フ計算ニナツテ居ルヤウデアリマス、其點カラ見レバ、日本ノ家賃ハ西洋ヨリ十倍高イ、若シ之ヲ鐵筋「コンクリート」ニスレバソシナニ高イ家賃ニシナクテモ假ニ永久建造物ニスルナラバ、二倍ノ建築費ガ掛ツテモ今ノ五年デ

回收スルト云フ計算ヲシタモノヨリ家賃ハ安クナルノデアリマス、所ガ日本ノ在來ノ家ハ、木造ノ粗末ナ建築物ヲ建テルカラ家賃ガ高クナルノデアリマス、他ノ方面カラ復興局ガ計算サレタノハ防火建築坪三百五十圓デ、之ヲ十五箇年賦デ受ケルト、一年四十五圓デ、一坪三百五十圓ノ建築物ガ出來ルコトニナル、先程市民ノ經濟力カラ言ツテ防火建築ハ非常ニ損ダト云フコトデアリマシタガ決シテサウデアリマセス、現在ノ家屋デモ家賃四十二圓拂ツテ居ル、ソレガ防火建築ニシテモ殆ド同ジ値段デ十五年ノ年賦デ拂フ、サウ云フ方法ニサヘスレバ自分ノ物ニナルノデアリマス、但シ是ハ昨今新聞デ見ルヤウニ、九分五厘ト云フコトニナレバ少シ高クナルノデアリマスガ、年賦償還ガ二十年ト云フコトニナレバ亦樂ニナラウト思ヒマス、決シテ市民ノ經濟力カラ言ツテ、將來負擔シ得ナイモノデハナイト私ハ考ヘマス。

○片岡委員 私ノ御質問申上ゲタイト思フ點モ、今渡邊君ガ言ハレタ事ト大同小異デアリマスガ、年來私ハ市ノ理事者ノ方々ヤ其他關係ノオ方ノ御話ヲ伺ウト、木造建築ナレバ手ツ取早ク、ナケナシノ金デ出來ル、自分ノカデ其建築費ハ回收シ得ルガ、本式ノ建築ニナルト逆モ市民ハ及バスノデアル、成金カ特別ノ富豪デナケレバ出來ナイモノデアルト云フ風ナ考ヲ持ツテ居ラレルノデアリマスガ、是ハ非常ナ間違デ、私共ハ正反對ニソレヲ考ヘル、木造ノ家ハ昔ハ勿論安ク出來タ、三十圓四十圓位デ出來タ、相當大キイ家デモ百圓位デ出來タ時代モアリマシタガ、今ハ木材ガ拂底シ大工

ノ手間ガ高クナリ、殊ニ日本デハ規格統一ガ無イカラ、木造ノ家ハ安クナイ、最近御建築ニナツタ御經驗ノアル方ハ御承知デアリマセウガ、「バラツク」ハ別トシテ、店ラシイ店、家ラシイ家ニナルト一坪二百圓デハ殆ド不可能デアル、先ヅ二百圓以上、二百五十圓或ハ三百圓掛ケナケレバ木造デモ家ラシイ家ハ出來ナイ、一方鐵筋「コンクリート」ノ家ハ、是ハ漸次安クナツテ居ル、其狀況ハ恰モ石油「ランプ」ト電燈トノ關係ニアルモノト私ハ見テ居ル、昔ハ電燈ヲ點ケテ居ルト贅澤デアツタ「ランプ」デ宜イデヤナイカト言フヤウナ方が多カッタノデアリマスガ、今日サウ云フ事ヲ考ヘテ居ル人ハ無イノデアリマス、丁度ソレト同ジヤウナ傾向ニ進ミツ、アルノデアリマス、ソレト同ジ狀況ニ進ミツ、アル其際ニ、何ヲ苦ンデ、古イ時分ノ木造ガ安イト云フ間違ツタ考ヲ基礎トシテ、漸次實現シツ、アル、都市ヲ繁盛ナラシメ、都市全體ノ幸福ヲ保障セシムル家ヲ造ラセナイヤウニシテ置カウデヤナイカト云フ考ガアルト云フコトハ、過去ニ拘泥シテ進歩ノ將來ヲ見越サナイノデハナイカト思フ、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ私共ハ、防火建築ヲ一刻モ早ク施行サレルト云フコトヲ先年來唱ヘテ、漸ク今日防火地區ガ各都市ニ行ハレントシツ、アルノデアリマスガ、市民ノ頭ヲ理事者ガ指導サレルニハ、熱心ガ足りナイカト思フ、都ガ大キクナレバナル程、一個々々ノ人ノ幸福ノ保護ト云フ事ヨリモ、都市全體ノ滅亡ガ一個ノ家カラ發スルノデアリマスカラ、ソレヲ起サヌヤウニ、都市全體ノ安寧ヲ保チ、都市全體ノ經濟力ヲ、確實ニスルト云フコトノ爲ニハ、ドウシテモ

「シビツク、センター」ト云フモノハ、防火建築デ固マラナケレバ、眞ノ都デハナイト思フ、サウ云フ點カラ、出發ハ多少苦シクテモ強制スル、現在木造ハ二百圓、鐵筋「コンクリート」ハ三百五十圓ト云フ計數ヲ御出シニナツテ居リマスガ、私ハモウ少シ差ガ少ナイト思フ、鐵筋「コンクリート」ハ三百五十圓デ木造ハ二百五十圓デ、百圓位ノ差デアルト思フ、コノ間大震災ニ遭ツテ、四五十圓ノ補助ヲ受ケルト云フ恩典ヲ持ツテ居ルノデアルカラ、此際ナレバ小サナ差デ鐵筋「コンクリート」ガ出來ル機會ニ遭遇シテ居ル、此機會ニ亦モ木造ヲ許スト云フコトニナレバ、國家ノ恩典ヲ受ケズニ過去ノ慘害ヲ再ビスルコトニナルモノデハナイカト思フ、是ハ長イ間ノ理想デアリマスガ、一般市民ニ普及サセルト云フコトハ容易デナイ、實際ニ都市ニ慘害ノ虞アルコトヲ徹底的ニ説明シ、防火地區ノ重要ナル使命ヲ理解セシムルヤウニオ互ニヤリタイト思フノデアリマスガ、サウ云フ事ニ御考ガ及ンダナラバ、今ノ神奈川縣知事ノ御考デアリマスル縣令ナルモノハ、少シ不十分ナモノデナイカト云フヤウナ感ジヲ持ツノデアリマス、非難スル意味デハアリマセスガ、ドウカ防火地區制定ノ重大ナル使命ヲ十分ニ御考ニナツテ載キタイト私共考ヘルノデアリマス。

○井坂委員 私共ハ、防火地區ノ建設ト申シマスルカ、防火地區ヲ制定スルコトニ付テハ、何等反對シナイノミナラズ、出來得ルコトナレバ一日モ早クヤリタイト、唯併シ、今申シマシタ通り、色々ノ事情デ其實行ガ不可能デアラウト考ヘル、斯ウ云フ意味カラ申上ゲテ居ルノデアリマスガ、今専門

家ノ片岡サンカラ、防火地區ノ建築ハサシテ過重ノ負擔ヲ市民ニ與ヘルモノデナイ、又渡邊サンノ御話デ、毎年ノ償却、若クハ之ヲ仕拂ツテ行ク状態カラ見テモ、防火建築ヲスルト云フコトハ、何等經濟負擔ニ變化ヲ及ボサスト云フ御話デアリマシタガ、此點ハ未ダ吾々ハ十分ニ研究シテ居リマセス、無論専門家デアリマセスシ、吾々ハ其位ノ差異ガアル、負擔ニ差異ガアルト斷定シテ、其前提カラ議論ヲシテ居リマス、又多クノ者ハサウ考ヘテ居ル、サウシテ此議論ヲ唱ヘテ居リマス、畢竟知事ニ於テモサウ云フ事ノ前提カラ斯ウ云フ案ヲ出シタモノト思ヒマス、今専門家カラサウ云フ御話モアリマシタカラ、是ハ一ツ吾々モ研究ンテ見マシテ、其事實ヲ確メテ、果シテ片岡サン渡邊サンノ仰ツシヤルヤウナ事實ヲ認メマシタナラバ、私ハ特例ヲ主張スル必要ハナイト思ヒマスカラ是ハ研究シテ見マセウ、ソレヲ、専門家ノ仰ツシヤル事ヲ其儘受容レテ宜イト思ヒマスガ、多クノ者ハサウ考ヘテ居ラヌカラ、得心ノ行クマデ研究シタイト思ヒマス、是ハ御決定ハ今日爲サラズニ研究ノ餘地ヲ與ヘラタイト思ヒマス。

○清野委員 片岡君ナリ渡邊君ノ御話ガアリマシタガ、専門家ノ仰シヤル通りデアリマスレバ、私ノ縣令ノ考モ止メマスガ、不幸ニシテ其ノ事實ハ、當初此縣令ノコトガ問題ニナリマシタノハ、昨年ノ七月八月ニ掛ケテ、横濱山下町ニハ支那人ヲ除イテハ西洋人ガ還ツテ來ナイノデ、「グラント、ホテル」ガ急速ニ建築ヲシヤウト云フコトニナリマシテ、亞米利加ヨリ「フラー」ト云フ會社カラ建築

ノ技師ガ來テ居リマシテ、半耐火構造デヤツタ、所ガ復興局ニ相談スルト、半耐火ハ困マルト言ハレタ、ソレニ付テ笠原君ノ御話ヲ聽クト三百五十圓ト言ハレマスガ、専門家同志ガ話ヲセラレタ方ガ一番能ク分カルト云フノデ、「モルガン」ト笠原君ト逢ハレタノデスガ、其ノ結果ヲ聽キマス「ホテル」ナドハ六百圓モ掛ルト云フコトデアル、大變ニ話ガ違ヒマスノデ、今ノ御話デモ木造ハ二百五十圓掛ルト言ヒマスケレドモ、素人ガ二百五十圓ト云フコトニ反對ヲシテモ如何カト思ヒマスガ、私ノ腹案デハ百圓カラ百五十圓位ト思ツテ居リマスガ、成程小學校ノ如キモノハ御話ノ通デ往キマセウガ、アノ海岸ニ出來ルモノハ相當ノ俱樂部ガ出來ルノデアリマス、ケレドモ急ニ迫ツテ居ル「フアンド」ヲ全部使ヘナイカラ半耐火位ニシテヤリタイト云フノデアリマス、ソレデ私ノ縣令ノ書方ノ拙イ爲ニ誤解モアリマスガ、資力ノアル者ニハ強制シテ勸メルノデアリマス、全ク資力ノナイ者ニ限ツテ變則ヲ認メルノデアリマスカラ、是ハ原則デナイコトハ申ス迄モナイノデアリマス、詰リ此縣令ノ書様ノ拙イ爲ニ諸君ノ御質問ガ出ルカト思フヤウナ點ガアリマス、尙ホ只今御話ノヤウナ點ハ實ハ今朝西洋人ノ意見ヲ聽キマシタガ、横濱ノ外人ノ事情ヲ聽クト防火地區撤廢マデ言フノデス、其ノ西洋人ハ六十以上デ日本人ノヤウニ日本語モ達者デアリマスガ、其ノ者ガ申スニハ、震災ガアツタカラヤカマシク言フガ、震災ガナカツタナラバ、木造家屋デモ三十四年ハ許シテ居ラルル筈デアル、震災ニ逢ツタ者ニ學者ノ理想論ヲ以テ來ラレルノハ迷惑ダ、震災ガナケレバ三十四

年持タサレル木造ヲ十年丈ケ持タセルコトニスルノハ尙ホ短イガ、十年アレバ力ガ出來ル、力ガ出來レバ、自分ハ勿論野蠻人ノ住ムヤウナ所ニ住ム氣ハナイト言ツテ居ルノデアリマス。

○渡邊(鐵)委員 助成ノコトハ知ツテ居ラナイノデアリマセヌカ。

○清野委員 ソレハ考ノ中ニ入レテ居リマス。

○片岡委員 貴方ノ御聽キニナツタノハ……委員長、如何デセウ、速記ヲ中止シテ懇談ニ致シマシテハ……。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) ソレデハ速記ヲ中止シマシテ懇談會ヲ開キマス。

〔此間速記中止〕

○堀切委員 是ハ何通リト云ヒマスルカ、南ノ方カラ北ノ方ニ行ク路線ノ防火地區ガアリマスルガ電車通デナイ所ノ別ノ路線ヲ定メテアリマスルガ、是ハドウシテ斯ウ云フコトニナツタノデアリマスカ、伊勢崎町ト云フノデスカ、其處ノ所デス、ソレカラ櫻木町デスカ、横濱停車場迄ノ間ノ路線的ノ防火地區ハ、鐵道ノ電車ノ線デ防火的ノ設備ガ片側ニ出來テ居リマスルガ、此二線ニ付テ原案ノ趣旨ヲ御説明ヲ願ヒマス。

○柳澤復興局技師 伊勢崎町ノ所ハ、現在此通り指定シテアリマスルノデ、既ニ覺悟ヲシテ居リマス

ルシ、又繁華ノ中心デアリマスルカラ、今決シテ居ル通りニ襲踏シテ居ル譯デアリマス、ソレカラ片側道ノ片方ハ高架鐵道ニナツテ居リマスルガ、是ハ從來ノ横濱ト、今後發展スベキ場所トノ連絡道路デアリマシテ、唯一ノ幹線ダト思フデアリマス、ソレデ防火地區ノ目的ハ、延焼ヲ防グト云フコトバカリデナク、大火ガアルトカ、或ハ非常ナ事ノアル場合ニ、總テノモノ、「メイン、ソロウフエヤー」ニナルノデアリマスカラ、其場合ニ安全ニ通行ノ出來ル通路ニシテ置キタイ、又將來モ立派ナ道ニナルノデアリマスカラ、サウ大シタ苦痛ハアルマイト云フ考カラ斯様ニ致シタノデアリマス。

○直木長官 此際別問題デアリマスガ、此防火地區ニ付テ、其後原案ニ付テ調べマシタ所ガ、櫻木町ノ延長ノ所ノ今度出來ル大キナ幹線ヲ通ツテ行ク所デアリマスガ、是ガ兩側ガ路線ノ防火地區ニ原案ハ出テ居リマスルガ、鐵道線路ヲ越ス爲ニ道路ガ坂ニナツテ居ル、サウシテ鐵道ヲ橋デ越サナケレバナラス、ソレデ坂ノ兩側ハ防火地區ニセズトモ宜イ、此處ダケハ撤廢シテ貫ヒタイト云フ考ヲ新タニ持チマシタカラ、御考ノ中ニ御入レヲ願ツテ置キマス——只今ノハ圖面ヲ描イテ此次ニ申上ゲマス。

○委員長(大河内子爵) ソレデハ三十六號議案ハ此位ニ止メテ置イテ、此次ニシテハ如何デアリマスカ。

(〔賛成〕ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) 三十六號ハ是デ止メテ置キマシテ

議第三十七號ニ移リマス、神奈川地方委員會議決ノ、横濱都市計畫地域變更指定ノ件デアリマス、御質問ガアリマシタナラバ御質問ヲ願ヒマス。

○井坂委員 一寸私ハ質問致シタイト思ヒマス、税關ノ埋立地ノ竣工區域ガ商業地域ニ指定シテアリマスガ、何か商業地域ニ指定スル理由ガアルコト、思ヒマスカラ、ソレヲ伺ヒタイト思ヒマス、殆ト商業ノ行ハレ得ナイ區域デアリマス、税關ノ構内デアリマス。

○笠原建築部長 是ハ税關ノ設備ガ商業地域デアツテモ差支ナイデアラウ、又税關デスカラ此處大キナ工場ヲ建テルコトモナイデセウケレドモ、此處ニ大キナ工場ヲ建テラレテモ困ルカラ、殊ニ前ニ都市計畫委員會ノ時分ニ、商業地域ト云フ議決ニモナツテ居リマスカラ、今度ソレヲ變更スル理由モアリマセヌノデ其ノ儘ニシタノデアリマス。

○井坂委員 私ノ質問致シマシタ譯ハ、税關長カラ商業地域デナク、未指定地ニシテ貫ヒタイ、若シソレガ出來ナケレバ工業地域ニシテ貫ヒタイ、發電所トカ「クレイン」トカ倉庫トカ、「コンベイヤン」トカ假置場トカ云フモノデアツテ、工業地ノヤウナ形ヲシテ居ルカラ、サウシテ貫ヒタイト言ツテ居ルノデアリマス、併シコチラデ大藏省邊リト御協議ノ上デ左様ニ御極メニナツタコトナラバ



税關長丈ケノ希望デハサウモ往キマスマイト思ツテ伺ツタノデアリマス。

○笠原建築部長 此回前委員會デ極マソテ、其ノ時大藏當局ト交渉シタトモ覺ニマセヌガ、大藏當局モ其ノ委員會ニハ列シテ居リマシタノデ、曩ニ指定シタ其ノ儘ヲ襲踏シタノデアリマス、併シ又實狀ヲ考ヘテ適當ナコトニシテ宜シイト思ヒマス。

○井坂委員 未指定地ニ指定スルコトハ出來マスカ。

○笠原建築部長 出來マス。

○堀切委員 昨年邊リ極メタモノハ税關長カラ未指定地ニシテ吳レト云フ要求ガアリマシタ、併ナガラ私ハ理論トシテ商業地域トスベキモノトシテ委員會デ反對シマシタガ負ケマシタ、神戸ハ未指定地ニナツテ居リマス。

○邊渡(勝)委員 未指定地ハ、今後此土地ハ如何ニ利用サレルカ明確デナイトキニヤル處置デナイノデスカ。

○笠原建築部長 サウ云フ場合モアリマスガ、商業地トカ工業地トシテ制限サレルモノニモ許スト云フコトガアリマス。

○井坂委員 色々ノコトガアリマシテ、工業地帯ニシテ置ク方ガ實際ニ近イノデアリマスカラ、工業地帯ニシテ置キタイト思ヒマス、ソレヲ殊更商業地帯ニシテ置ク必要モナイト思ヒマス。

○笠原建築部長 工業地域ニスルノガ其ノ税關ノ爲ニ己ムヲ得ナイモノデアレバ差支ナイト思ヒマスガ、又建築法ノ除外例モアリマスガ、私ハ大倉庫ノ密集地ナドハ商業地ガ適當デアツテ、未指定地ニシタイト云フ理由ガ却テ分ラナイヤウニ思ヒマス。

○堀切委員 神戸ハ將來變ハルカモ分ラスト云フコトデアツタト思ヒマス。

○井坂委員 國家ノ所有地ヲ特殊ノ目的ニ使ツテ居ル所ヲ、殊更ニ指定シナクトモ良カラウト思ヒマス。

○邊渡(勝)委員 私ハ此際ニ意見ヲ述べタイノデスカ……。

○委員長(大河内子爵) 宜シウゴザイマス。

○邊渡(勝)委員 皆サンノ御手許ニハ出テ居リマセヌガ、原案ニ對シテ、山下町ノ西ノ方ニ寄ツタ區域ト、ソレカラ東神奈川デ高島町、八王子線ノ分岐スル所ノ小サイ區域、此二ヶ所ヲ原案デハ商業地域ニナツテ居リマスノヲ、工業地域ニ變更ヲ願ヒタイト云フ意見ヲ市長トシテ提出致シマシタガ御採用ニナリマセヌデシタガ、山下町ノ區域ニ於テ申請シマシタノハ商業地域ノ内ニ工業地域ガ出來テオカシイヤウデアリマスケレドモ、既ニ現在デモ製氷會社トカ鐵工所ノ如キ四ツ五ツノ工場ガ存在シテ居ルノデアリマス、震災後疲弊シタル横濱ノコトデアリマスカラ、現在在ル工場ヲ保護スル意味デアリマス、ソレカラ東神奈川ノ方モ同様デ、此處ニ二ツ許リ工場ガアリマス、此方ハ前ニ

設ケマシタ以後ニ此土地ニ民家ガ澤山出來マシタカラ、地域ハ前ニ上申シテ置キマシタヨリモ減少サレテ宜シウゴザイマスガ、鐵道線路一本挾ンデ工業地域ニ指定サレルモノト接続地デアリマスカラ此ノ方ハ當然御同意ヲ得ルモノト考ヘテ居リマスガ、山下町ハ他ノ委員カラ修正動議ヲ出サレカモ知リマセヌガ、私カラ申上ゲマス、何卒充分御審議ノ上、其ノ事ニ御賛成ヲ願ヒマス、其ノ他ニモアリマスガ、是ハ他ノ委員カラ御述ベニナリマセウカラ私カラハ申上ゲマセス。

○笠原建築部長 今、市長カラ御述ベニナツタノハ此處デアリマス。

〔笠原部長、地圖ニ就テ説明ス〕

○直木長官 商業地域ノ内ニ工業地域ヲ拵エルコトハ、遺憾ナガラ御同意ガ出來ナイノデアリマス、現在在リマス工場ニ就テハ保護ノ途ガアリマスガ、アレ以上ニ工業地域ヲ擴張スル必要ハナイカト思ヒマス、ソレカラモウ一ツノ神奈川寄りノ方ハ、工業地域ガ接続シテ居リマスカラ、圖面ノ所デ眞直ニ線ノ引イテアルノガ膨ラム丈ケノコトデアリマスノデ、ソレ程ノ反對ハアリマセヌ。

○清野委員 私ハ山下町ノ方ハ渡邊君ニ反對デアリマス、現在一ツアル製氷會社ニ直ニ撤去ヲ命ズルト云フノデアリマセヌ、併シ後ノ方ハ工業地ノ續キデモアリマスカラ、後ノ方ハ御採用ヲ願ヒタイト思ヒマス。

○井坂委員 私ハ一ツ修正動議ヲ提出致シタイト思ヒマス、只今御話ニナツタ修正ハ、是ハ復興局デ

モ敢テ御異議ガナイサウデスカラソレハ宜イトシテ、此綠町ノ處、此處ニハ船渠會社ガ今日迄倉庫ヲ建テ、居リマシタ、其倉庫ガ燒ケテ「バラツク」倉庫ガ建ツテ居リマスルガ、此處ニ近來工場ガ起ツテ居リマス、此土地ヲ御實見下サルト工業地域デアルト云フコトニハ御異存ハナイト思ヒマスガ震災前横濱ノ地域ヲ設定スル時ニ議論ガアリマシタガ、其時ハ土地ノ事情モ今トハ違ツテ居リマシタノデ、反對モアリマシテ、強ヒテ變更シナクテモ宜イダラウト云フコトニナツテ居リマシタ、原案ニハ商業地域トナツテ居リマスガ、震災後ハ工場ガ出來テ居リマスルシ、又實際商業ヲ行ヒ得ル地域デハナイノデアリマスカラ是非工業地帯ニシテ載キタイ、實際ヲ御覽下サルト商業ノ出來ル所デハナイノデアリマス、之モドウカ併セテ……。

○笠原建築部長 先程ノ御話ニ、コ、ノ處（子安町附近ノ圖面揭示）ハ原案ハ唯線ヲ眞ツ直ニ引イタト云フ譯デハナイノデアリマスカラ、ソレダケヲ御説明シテ置キタイ、初メ市ノ方ノ案デハ青イ色ヲ入レテ來タノデアリマスガ、大幹線ガ通りマス其兩側デアルカラ商業地域ニシテ置イタガ宜イダラウ、此高架線ヲ境ニシテ道路ノ兩側ヲ商業地域、其中ヲ工業地域ニスルト云フコトハ相當理由ノアルコトデ正當ナル見解デハナカラウカ、現在一二工場ガアリマスガ、ソレダケノ爲ニスノ如ク天然ノ地物ノ限界ノアルモノヲ入レル必要ハナイダラウト云フノデ、復興局ノ原案デハ、國道ノ兩側ヲ商業地域トシタノデアリマシテ、唯線ヲ引イタト云フノデハナイノデアリマス。

○堀切委員 サウスルト只今ノハ、修正案ノ通りニナリマスルト、國道ノ兩側ニ出テ來マスカ、裏ノ方ニナリマカ。

○井坂委員 國道ノ沿道ニハ出マセス。

○笠原建築部長 表ニハ出ナイ、少シ引込ミマス

○井坂委員 尙ホ之ニ付テ申上ゲテ置キタイノハ、横濱ノ工業地域ハ非常ニ少ナイノデアリマス、サウシテ今日アノ赤クナツテ居ル所全體ヲ商業地域ニ要シナイ、吾々トシテハモツト工業地帯ヲ擴ゲタイ、市民ノ多數モソレヲ希望シテ居ルノデアリマスカラ、皆様ノ御賛成ヲ願ヒタイ。

○渡邊(勝)委員代理(藤宮惟一君) 只今神奈川ノ方ノ地域ヲ擴張スルコトニ付テ、笠原君ノ御意見ダト高架線ガアルヤウナ御詰デアリマシタガ、平面ノ鐵道ガアルダケデ、ノミナラズ市ノ要求ハ、國道マデ全部ヲ擴ゲタイト云フノデハナイノデアリマスカラ、餘リ無理ナ要求デハナイト思ヒマス。○直木長官 一寸私カラ御尋シタイト思ヒマスガ、コ、ノ處(綠町附近)ヲ工業地域ニ擴張シタイト云フノデアリマスガ、此處ハ大體ニ於テ横濱ノ中央市場ノ敷地トシテ御決定ニナツテ居ルノデアリマセスカ、吾々ハサウ思ツテ居リマスガ……。

○渡邊(勝)委員代理(藤宮惟一君) 私共ノ聞イテ居リマスル所デハ、當事者デアリマセスカラ正確ナル事ハ申上ゲラレマセヌガ、アノ箇所ハ變更シテ中央市場ニシナイコトニナリマシタト信ジテ居リ

マス、ソレカライマ一ツハ、アツコハ高架線デ隔テラレテ居ツテ、實際商業上ノ利用ハ極メテ低イ所デアリマスカラ、工業地域ニ爲サルコトハ敢テ妨ゲハナイト思ヒマス。

○平沼委員 私共モ最初ハアスコハ市場ニナルト信ジテ居リマシタカラ、商業地域ニナルガ良イト思ツテ居リマシタガ、今藤宮君ノ言ハレル通り市場ニハナラヌト云フコトデアリマスカラ、工業地域ニスルコトガ宜イト思ヒマス、山下町ノ方ハ私共モ強イテ主張ハシマセスカラ、アトノ所ハドウカ修正ニ御同意ヲ願ヒマス。

○堀切委員 前ノ決議ト變ル所ヲ御説明ガ願ヒタイ。

○柳澤復興局技師 (地圖ニ就キ説明)極ク重要ナル變更ノ部分ヲ申上ゲマスルト、平沼町附近ノ所ガ道路ノ擴築ノ決リマシタ關係、及ビ鐵道線路ノ異動、停車場ノ異動等ニ依リマシテ、此邊ノ將來ノ發展ヲ豫想シ商業地域ニ變更シタノデアリマス、次ニ住居地域ヲ殖シマシタノハ、伊勢山附近一帶ソレカラ此邊ガ全體燒ケテシマツタ關係上、又此附近ガ待合ガアル場所ト云フ關係上、是ト同様ノ發展ヲスルダラウト云フノデ、住居地域ヲ商業地域ニ變更シ、其他ニモ多少變更ガアリマス、元ハ未指定デアツタ江戸川町及ビ子安町ノ地域ヲ今度ハ工業地域ニ變更シマシタノト、ソレカラ商業地域ガ一方ニ殖エテ工業地域ガ減ツタ關係上、面積ヲ充填スル意味デ今ノ工業地域ノ變更ガ考ヘラレタ譯デアリマス、其他小サナ部分ハ計畫路線ノ兩側ヲ商業地域トシタモノガ多少アリマス。

○直木長官 只今ノ中央市場ガ、此圖面ニアリマス、緑町ノ所カラ他ニ變ルコトニナリツ、アルト云フコトデアリマスカ、復興局ヘハ横濱市長カラ、市場トシテアノ場所ノ指定ヲ上申シテ來ラレタ儘デアリマス、何處ヘカ移ルト云フコトニ付テ、御相談ハ受ケテ居ナイ、若シ是ガ中央市場デナケレバ工業地域ニナルコトハ異議ハアリマセヌガ、今ノ所ハ中央市場ノ敷地ニナツテ居リマスカラ、其後ノ經過ヲ復興局トシテハ全ク知ラナイデアリマス。

○渡邊(勝)委員代理(藤宮惟一君) 都市計畫事業トシテ決定ニナツテ居リマセヌ。

○直木長官 市長ノ方デ適當ナル場所ヲ定メテ上申サレテ、ソレヲ審議シタ上デ復興局ガ提案スルコトニナリマスガ。

○渡邊(勝)委員代理(藤宮惟一君) 假ニソレガ上申致シマセヌトシテモ、工業地域ニシテ置キマシハ中央市場ヲ其處ニ設ケテモ差支ナイト思ヒマスガ、如何デセウ。

○笠原建築部長 ソレハ差支ナイカト思ヒマス、ケレドモ「マーケット」ノ附近ニ色々有害ナモノデモ出來ルト困リハシナイカ、寧ロ商業地域トシテモ何等差支ナイデハアリマセヌカ。

○渡邊(勝)委員代理(藤宮惟一君) 現在ニ於テハ他ニ物色中デアリマス、工業地域ニナリマシレバ工場モ自由ニ出來ル譯デアリマスケレドモ、假ニ中央市場ヲ其處ヘ設ケルトシテモ、隣ニ造船所ノヤウナ大キナモノガ工業地域トシテアルノデアリマスカラ、工業地域ニ中央市場ヲ設ケ得ルモノデア

ルナラバ、敢テ商業地域ニシテ置ク必要ハナイト思ヒマス、ソレニ現ニサウ云フ風ニ進行中デアルノデアリマスカラ、工業地トシテ御決定ヲ願ツテ置キタイト思ヒマス。

○委員長(大河内子爵) 如何デスカ、ドウモ三十七號モ残ツテ居ルノデアリマスカラ、次回ニ御決定ニナルコトニシテハ……。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) 他ニ御質問ガアリマシレバ今日ノ中ニ済マシテシマツテ、モウゴザイマセヌケレバ此次ニ延バシマス……ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス。

午後三時四十五分 散會

橫濱都市計畫防火地區並地域ニ關スル特別  
委員會第二回議事速記録

特別都市計畫委員會橫濱防火地區竝地域ニ關スル特別委員會第二回議事速記録

大正十四年六月二十六日(金曜日)復興局ニ於テ開催

議事日程

- 一、議第三六號 大正十一年八月内務省告示第九十三號橫濱都市計畫防火地區變更指定ノ件
- 一、議第三七號 大正十二年七月三十一日都市計畫神奈川地方委員會議決橫濱都市計畫地域變更指定ノ件

出席者

委員長	子爵	大河内	正敏君
委員	直木	倫太郎君	
	堀切	善次郎君	
	有吉	忠一君	
	清野	長太郎君	
	平沼	亮三君	
	長岡	外史君	

- |      |       |      |      |       |       |            |            |       |
|------|-------|------|------|-------|-------|------------|------------|-------|
| 片岡安君 | 渡邊鐵藏君 | 井坂孝君 | 吉田茂君 | 菊池慎三君 | 復興局職員 | 建築部長 笠原敏郎君 | 土木部長 太田圓三君 | 外關係職員 |
|------|-------|------|------|-------|-------|------------|------------|-------|

議事

午後一時五十三分 開議

○委員長(大河内子爵) ソレデハ前回ニ引續イテ開會致シマス、會議ノ前ニ御報告ヲ申上ゲマスノハ渡邊勝三郎君ガ横濱市長ヲ辭サレマシタノデ、其後任トシテ有吉忠一君ガ御就任ニナリマシタノデ此委員會ニ御出席ニナツテ居リマス。

○有吉委員 私ハ此度就任致シマシタ、宜シク……。

○委員長(大河内子爵) 前回ニ引續キマシテ議第三十六號及三十七號ノ特別委員會、此前ニ防火地區ノ地域ノ設定ニ付キマシテ、築港ノ埋立地ノ所デアリマスガ、其處ガ中央市場ニナル豫定デアルト云フヤウナコトデ、原案ハ工業地域ニ編入サレテ居ラナカツタノデアリマスガ、横濱市當局ノ御方ノ御希望モアリマシテ、新タニ復興局ト御相談ノ上デ原案ガ提出セラレル、ソレガ出來ルマデハ此委員會ノ開會ヲ待ツテ居ルト云フコトデ閉會ニナツテ居リマシタ、今日ハ其原案モ出來タコト、思ヒマスカラ、ソレニ付テ御協議ヲ願ヒマス——先程ハ中央市場ノ敷地問題ニ付キマシテ、原案ガ大低出來タコト、思ツテ申上ゲマシタガ、未ダ御決定ニナラナイサウデスカラ、本日ハ其御決定ニナラナイト云フ條件ノ下ニ御審議ヲ願フヨリ外ハナイト思ヒマス。

○井坂委員 一寸復興局ノ方ニ伺ヒマスガ、横濱市カラハサウ云フ事ヲ申出シテ居ナイト云フコトデアリマスガドウデスカ、私ハ横濱デ聞イタノデ、サウ云フ事ハ復興局ニ申出タコトハナイ、議ニ上ツテハ居ルガ申出タコトハナイト云フコトデアリマスガ……。

○笠原建築部長 今委員長ノ仰ツシヤルノハ、アノ場所ハ中央市場ノ豫定地デアルケレドモ、或ハ中央市場ニナラナイデ、工業地帯ニシタラ宜イト云フ議論ガアツタニ對シテ、前ニハアスコハ中央市場ノ候補地トシテ當局ハ考ヘテ居リマスルガ、補助費ヲ横濱市カラ請求シテ參リマス時ニ、アスコノ豫定デアルト云フコトデ補助費ヲ願ツテ居リマス。

○有吉委員 ソレハ私ヨリ御報告致シマスガ、中央市場ノ敷地ハ、モトハ緑町ト云フ積デ出テ居ツタノデアラウト思ヒマスガ、近時緑町ノ方ハ、横ニ、横濱船渠會社ガ經營シテ居ル倉庫ガ大分アリマシテ、其倉庫ヲ買收シナケレバ十分ナル地域ヲ得ルコトガ出來ナイ、然ルニ倉庫モ、矢張貿易港トシテノ横濱ノ必要ナル設備デアルノニ、サウ云フ海岸地ノ有益ナル倉庫ヲ潰シテマデソコニ中央市場ヲ置クト云フコトハ適當デアアルマイト云フ所カラ、段々詮議ヲ重ネマシテ、今ハ緑町ノ方ニハ中央市場ハ持ツテ行カヌ、サウシテ山内町ト云フ、更ニアノ北ノ方ニ寄ツタ所ニ指定ヲシマシテ、サウシテコノ間横濱ニ於ケル、市會カラ出來テ居ル復興委員會ニ掛ケテ、其處ニ決定シテ今ソレガ内務省ト農林省ニ其地域ノ決定ヲ申請シテ居ルデアリマス、ソレ故ニ緑町ニ關スル市場問題ハ、先ヅ現在ノ所デハ消滅シタモノトオ考ヘ下サツテ差支ナイ、但シ農林省及ビ内務省ガ申請シタ其位置ヲ認可スルカセヌカト云フ事ハ未定ノ問題デアリマス、其山内町ト云フノハ、海運ノ便モ良シ直グ傍ニ横濱鐵道モ來テ居ルノデス。

○片岡委員 地域ガ先キデスカ。

○委員長(大河内子爵) 地域ノ方ヲ先キニ極メテシマイマセウ。

○有吉委員 私ノ考デスガ、是ハ工場地帯ニナツテ少シモ差支ナイ所デス、又斯ウ云フ所ハ工場地帯ニナル方ガ然ルベキコト、思ヒマス、殆トソレニ付テハ異議ガナイヤウニ思ヒマスガ……。

○委員長(大河内子爵) 此當局ニ於キマシテ、丁度市ノ御方ハサウ云フ御意見デアリマシタ、中央市場ノ位置ガ確カニ極マツテカラ後ニ極メテモ良カラウト云フコトデ延ビタメデスガ、マダ極マラズニアルトスレバ、而モ緑町ニハ中央市場ガ來ナイト云フコトニ極マルトスレバ、工業地域ニシテ差支ナイデアリマス。

○有吉委員 工業地域ニナツタ所デ、中央市場ヲ持ツテ來テ差支アリマセスカ。

○笠原建築部長 差支イアリマセヌ、併シ曩ニ工業地域ノ案ヲ立テタコトガアリマスケレドモ、都市計畫神奈川地方委員會ノ議定デハ此附近ガ商業地域ニナツテ居リマスカラ、ツレデ今度モ商業地域トナツテ來タノデス、工業地域ニシテモ差支ナイト云フコトナラバ、工業地域デ差支ナイノデス。

○有吉委員 水面ニ接シタ交通ノ便ノ良イ所ニ工場ハ持ツテ來ナケレバナリマセヌ、其邊ノ事ヲ考ヘテモ、アノ邊ハ工業地域ニナル方ガ横濱市トシテハ望マシイヤウニ思ヒマス、其附近ノ住民ハ或ハ好マナイカ知リマセヌガ、伊勢山方面ノ者ハ「ドック」ノ煙デ困ルコトハ私自身デ經驗シテ居リマスケレドモ、アノ邊ヲ工場地帯ニシナケレバ横濱ニ工場ヲ置ク場所ハ段々減ツテ來ルト思ヒマス、工場地帯ニシタカラト言ツテ、今ノ住民ハ悉ク工場ニ變ラナケレバナラヌト云フコトハナイ、工場ヲ設置シテ構ハナイ地域ニナル丈ケデアリマス。

○井坂委員 今地域ノ御話ガ出マシテ、後カラ委員長ノ方ヨリ議題ニナツテ提起サレルト思ヒマスガ



此税關ノ地域ヲドウスルト云フコトガアリマシタ、今緑町ノ通りガ高島驛ノ鐵道ノ構内デ商業地域ニナツテ居リマスガ、税關ノ内ノ問題ト聯關シタヤウニ思ヒマスノデ、税關ノ問題ハ後トテ御評議ニナルノデアリマスカ、或ハ今日ハ議題ニナラナイノデアリマスカ、一寸委員長ニ伺ヒマス。

○委員長(大河内子爵) 税關ノ問題ハ此前デ終ツタ譯デスナ。

○井坂委員 今日御評議ニナルノデアリマスカ、税關長ノ意見ハ商業地域トセズニ、工業地域トスルコトヲ希望シテ居リマシテ、工業地域ガ異議ガアリマスナラバ寧ロ未指定地ニシタイト云フ希望デアリマス、高島町ノ構内ハ鐵道省ハ其點ハ攻究シテナイダラウト思ヒマスガ、是モ商業地域トスルコトハ意味ガナイト思ヒマス、高島町ハ鐵道省ノ荷揚場ヲ商業地域ニスルコトハ何ノ意味モナイコトデ、機械ノ裝置ヲスルニ付テモ工業地域ニシテ置ク方ガ便利デアリマス。

○片岡委員 市ノ要求デ斯ウ云フコトニナツタノデアリマセスカ。

○笠原建築部長 此處ハ鐵道省デ倉庫地帯デアルコトハ考ヘテ居ラル、ヤウデアリマス、唯工場地帯トナルコトハ良イカ悪イカ云フコトデス、大キナ工場ヲ置クコトハドウカト云フ問題デス、市ノ御意見デモ……。

○有吉委員 私ハ高島町ノ方ハ今問題ニ提出シテ居ラナイノデアリマシテ、緑町ノ問題ハ工場地帯ニナツテ差支ナイト思ヒマス。

○委員長(大河内子爵) 如何デセウ、ソレデハ一ツツ、片端カラ極メテ往キマセウ、先ツ緑町丈ケヲ議題ニ致シマス。

○井坂委員 緑町ハ鐵道線路ヲ除イテ工業地帯ニ變更スルコトヲ提案致シマス。

○有吉委員 井坂氏ノ提案ニ賛成致シマス。

○委員長(大河内子爵) 如何デゴザイマセウカ、唯今ノ井坂君ノ御提案ニ御賛成モゴザイマスカラ、別ニ他ニ御意見モナイヤウデゴザイマスカラ、サウ決定シテ宜シウゴザイマスカ。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) ソレデハ左様決定致シマス——次ハ此前殘ツテ居リマシタノヲ先キニ致シマセウ、東神奈川ノ鐵道ノ路線ニ沿フタ所ノ地域ヲ問題ニ致シマス。

○井坂委員 ソコハ工場ガ二ツアツテ何等商業ハ行ハレテ居ナイ、幹線道路ハ、路線丈ケハ其儘ニシテ置キマス、サウシテ其處ハ復興局デモ御異議ハナカツタノデス。

○直木長官 異議ハ申シマセス。

○委員長(大河内子爵) 此前ノ御提議ノ通りデ御異議ハアリマセスカ。

(〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) ソレデハサウ決定致シマス——モウ一ツ序ニ山下町ノ問題ガアリマシタガ是

ハドウデスカ。

○有吉委員 今在ルノハ其儘存續ガ出来マスカ。

○片岡委員 現状維持ハ構ハナイ。

○吉田幹事 十年間ハ制限附ノ擴張ナレバ出来ルノデス。

○委員長(大河内子爵) 是ハ原案通りトシテハドウデスカ。

○井坂委員 渡邊前市長ハ原案ノ通りデ宜シイト言ツテ居リマシタ。

○有吉委員 彼處モ工場ヲ置クノハ宜シイノデアリマスガ、サウ大キイ工場ヲ置クコトハ出来マスカ。

○笠原建築部長 ソレハ出来マセヌカ。

○有吉委員 今在ルモノヲ廢メル時ニハ市ハ補償ヲヤル義務ガアリマスカ。

○笠原建築部長 自發的ニヤル場合ニハ義務ハアリマセヌカ。

○有吉委員 使用ノ範圍ヲ狭クスル時ニハ——一般公衆ノ衛生ニ關係ヲ有スルヤウナコトハ考ヘナケ

レバナラヌガ、アノ邊ハ矢張非常ニ熱鬧ノ所デアリマスカラ、制限ヲ窮屈ニセヌ方ガ宜シイ、工場

地帯トシテ置ケバ何デモ出来ルノデス、唯工業地域ニハ建築物ノ制限ガ加ハツテ來ル位デアリマス

ガ、今現ニ工場ヲ持つテ居ル、其工場主ガ今持つテ居ルノガ、其工場ノ性質ヲ變ヘル位ノコトハ認

メテ置イテヤツタ方ガ宜イヤウニ思フ。

○委員長(大河内子爵) 加賀町、堀川町、豊後町ト云フヤウナ處ニ接シテ居ルノデスカ。

○笠原建築部長 商業地帯ノ中ニサウ云フモノガ殘ル譯デス。

○委員長(大河内子爵) 前田橋ト西之橋ノ間ト云フ風ニ此前承ツタノデアリマス。

○片岡委員 是ハ商業地域トシテ置イタ方ガ將來ノ爲ニハ利益デナイカト思ヒマスガ、永久ニ其處ニ

工場ヲ置イテ、段々大キイ煙突ガ出来、段々大キイ馬力ノモノヲ使フト云フコトニナツテハ大變不

利益デハナイカト思ヒマス。

○有吉委員 此ノ工場ヲ擴張スルト云フコトハ工場主ニ取ツテハ「インボツシブル」デアリマス、前

ニハ「スチルウオーク」デアツタノガ、今ハ製氷會社ニナツテ已ムヲ得ズヤツテ居ルノデアリマス、

今度變ル時分ニハ其仕事ハ出来ヌ。

○片岡委員 製氷ト云フヤウナコトハ町ノ真中ニアツテモ宜イカモ知レマセヌガ、「チルウオーク」

ト云フヤウナコトハ……。

○井坂委員 横濱ニ於ケル工業地域ト商業地域ノ問題ハ、是ハ原則トシテ、横濱デハ商業地ト言ヒマ

シテモ横濱ノ商業ハ外國貿易デアリマス、アトハ内地ノ消費市場ニ過ギヌノデアリマス、横濱ノ將

來ノ經濟カラ考ヘマシテ、此商業地域ヲ支ヘテ行クカラ豊ニ持つテ居ル工場ヲ招致シテ、工業ヲ盛

ンニシテ行カナケレバ、幾ラ商業地域ガアツテモ賣ル物ガ無イデヤナイカ、横濱ノ大勢ハ、工業地帯ヲ成ベク自由ニシテ廣クシテ置キタイト云フ意見ガアル、其意見ニ基イテ吾々ハ修正ヲシテ居ルノデアリマス、人家ガ櫛比シテ居ル所デ工業地帯ニシテ置クノハヲカシイデヤナイカト云フ事ガ、圖面カラ見ルト見ラレマスガ、實際ハ此處ハ燒野原デアリマス、今申シタヤウナ意見デアリマスカラ、其意見ニ基イテ居ルノデアリマスカラ、ソレヲ御含ミヲ願ヒタイ。

○委員長(大河内子爵) 一寸伺ヒマスガ、サウ云フ積極的ノ御意見ナレバ、今ノ僅バカリノ地帯ヲ工業地域ニスルト云コトデナシニ、更ニ之ヲ擴ゲテ行クト云フ御考ハアリマセヌデスカ、例ヘバ此前田橋カラ西之橋ノ所デアリマスガ、之ヲズツト向フニ遣ツテ、吉濱町ニマデ擴ゲテ行クト云フ御考ハアリマセヌカ。

○井坂委員 ソレハ色々土地ノ住民ノ希望モアリマスガ、吾々ガ幾ラサウ云フ希望ヲ述ベテモイケマセヌカラ……。

○有吉委員 布帛工業ナドヲヤル場合ニ、是ハソレニ變ル時ニハ大變良イ所デアリマス。

○委員長(大河内子爵) 私ノサツキ申シマシタノハ、必ズシモ此近邊ノミヲ言フノデハナクシテ、モツト他ニ、今ノヤウナ御考デアルナラバ廣ク工業地域ヲ川ニ沿ウタ所ニ設ケルコトガ出來ナイデアリマセウカ、詰リ私ノ申上ゲル意味ハ、今ノ所ヲ工業地域ニ指定シテモ、横濱市ノ發展ノ爲ノ工業

地トシテハ餘リ小サ過ル、モツト大キイ地域ヲ工業地域ニ指定シタ方ガ横濱市ノ爲ニ利益デナイカト思フ。

○有吉委員 今横濱市ハ、モウ少シ大キイ工業地域ヲ得タイト云フノデ頻ニ研究シ、又ソレヲヤルベキ手段ヲ講ジテ居ル、早晚是非ソレヲ實行シテ貰ヒタイト云フ希望ヲ持ツテ居ルコトヲ御含ミ置テ願ヒタイ、此地點ヲ唯一ツ工業地帯ニスルノハソレハヲカシイカラモツト廣クヤツタラドウカト云フ御意見デアリマス、ソレモ尤モデアリマスケレドモ、併シソレハ先程ノ御話ノヤウニ程度ノ問題デ、現在無イ所マデ工業地帯ヲ持ツテ行ク程ノ必要ガナイ、現在工場ガアルカラ、其處ノ處ハ工業地帯ト認メテ置イテ宜カラウト云ウ意見デ、其他ノ計畫ハ將來立テル積リデアリマス。

○委員長(大河内子爵) 其ノ御計畫ニナルノハ此赤ク塗ツテアル以外デアリマスカ。

○有吉委員 以外デス、併シ是ハ大キナ問題デモアリマセヌカラ此委員會デ御決定ニナツテ宜イト思ヒマス。

○直木長官 只今ノ御話モ御尤モデアリマスガ、現在工場ガアルカラ此處ハ小サイケレドモ許スト云フコトニナルト、横濱ニハ小サイ工場ガ散在シテ居ルノデアリマスカラ、今之ヲ許スト他ノモノガ愚圖々々言フコトニナリハシナイカト思ヒマス。

○笠原建築部長 都市計畫神奈川地方委員會デハ、震災前ニ斯ウ云フ風ニ決シテ居ル、震災前ニ決セ

ラレタモノヲ尊重シテ、ソレニ震災デ新タニ様子ノ變ツタ處ダケヲ追加シタノデアリマシテ、是ハ十分議論ガアツテ研究サレテ居ルモノデアルト云フ事ダケハ御承知ヲ願ヒタイ。

○有吉委員 今方々ニ點在シテ居ルモノニ大キイモノハナイノデス。

○直木長官 常時百人以上ノ職工、五十馬力以上ヲ使用スル工場ガ大分アルノデアリマス。

○笠原建築部長 其ノ他五十人以上二十馬力以上ト云フモノガ澤山アリマス。

○片岡委員 大阪地方ニハサウ云フノガ澤山アルノデアリマスガ、涙ヲ吞ンデ拋棄シテ居ルノデアリマス、拋棄スルコトガ合理的デアルト思ヒマス。

○清野委員 私ハ原案ニ賛成。

○有吉委員 サウ云フ事ニ御決定ニナレバ差支アリマセヌ。

○委員長(大河内子爵) ソレデハ是ハ原案通りニ決定致シテ御異議ハゴザイマセヌデスカ。

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) ソレデハ原案通り決シマス——サウスルト殘ルノハ税關ノ敷地ノアリマス所ソレヲドウ致シマスカ。

○井坂委員 未指定地ニ願ヒタイノデス。

○笠原建築部長 大阪ハ大部分ガ商業地域デ廻ハリ丈ケガ工業地域デス、名古屋ハ工業地域ノ内ニ築

港ノ在ル所丈ケハ商業地域デス、神戸ハ未指定地域ニナツテ居リマス。

○井坂委員 大阪、名古屋ハ税關ノ橋内ニ當ル地域デハナイノデアリマセウ。

○委員長(大河内子爵) 大阪ノ例ニ倣ツテ工業地域ニシテハ如何デスカ。

○笠原建築部長 問題トシテハ工場ノ大キイモノヲ建テタ方ガ良ケレバ工業地域トスル、建テナイ方ガ良ケレバ商業地域ニシテハ如何デスカ。

○委員長(大河内子爵) 「クレイン」ハ商業地域デモ差支アリマセヌカ。

○笠原建築部長 ソレハ差支ハアリマセヌ。

○片岡委員 將來大キナ「メカニカル、プラン」ヲヤルトスレバ、工業地帯トシテ置イダ方ガ良イト云フカモ知レマセヌ、又加工貿易ヲヤルカモ知レマセヌカラ、工業地域トシテ置イタ方ガ合理的ノヤウニ思ハレマス。

○渡邊委員 加工地トシテ使ヒ得ルヤウナ途ヲ開イテ置イタ方ガ良クハナイデセウカ。

○井坂委員 現ニ大キナ發電所ナドモアルノデス。

○平沼委員 未指定地デハイケマセヌカ。

○井坂委員 未指定地デモ結構デス。

○委員長(大河内子爵) 大阪ノ例モアリマスカラ工業地域ニシテハ如何デス。

(「結構デス」ト呼フ者アリ)

○長岡委員 一旦極マツタモノヲ又此處デ變ヘルト云フコトハ如何デセウ。

○委員長(大河内子爵) 此處デハマダ何等極マツタノデアリマセス、昔シ震災前ニサウ云フコトガアツタト云フ丈ケデアリマスカラ、此處デハ如何様ニモ決定ガ出来ルノアリマス——ソレデハ井坂君ノ御提案ニ御異議ハアリマセスカ。

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) ソレデハ左様決定致シマス。

○平沼委員 小サイ問題デスガ、伊勢町二丁目、三丁目デアリマスガ、ソレガ十一米突ノ道路ニ沿ヒマシテ、商業地域ニナツテ居ルサウデス、ソレガ僅カ一軒丈ケ——一棟丈ケガ往居地減ニナツテ居ル……。

○笠原建築部長 此道路ニ接スル一敷地デス(地圖ニ就テ指示ス)

○平沼委員 ソレデ私ノ希望致シマスノハ、一番地丈ケヲ其沿道丈ケ、商業地域ニシテ載イテハドウカト思フノデアリマス、是ハ小サイ問題デスガ當然這入ツテ差支ナイモノデ、或ハ全ク落シタノデナイカト思ヒマスカラ、商業地域ニ入レテ載キタイト思ヒマス。

○有吉委員 賛成。

○清野委員 賛成。

○委員長(大河内子爵) 唯今ノ御提案ニ御異議ハアリマセスカ。

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○委員長(大河内子爵) ソレデハ左様ニ決シマス。

○直木長官 井坂サン高島町ノコトヲ御出シニナリマスカ。

○井坂委員 アレハ唯例ニ申シタノデス。

○委員長(大河内子爵) ソレデハ地域ハ是デ決定致シマター——今度ハ防火地區ニ移リマス、横濱都市計畫ノ防火地區ノ問題ニ付テ御審議ヲ願ヒマス。

一、議第三六號

大正十一年八月内務省告示第九十三號横濱都市計畫防火地區變更ノ件

○井坂委員 是ハ此問題ニ聯關シテ復興局ノ御意見ヲ伺ヒタイノデアリマス、横濱デ防火地帯ニ當ル二十五箇町ニ就テ山下町ヲ防キ、市役所デ詳細ニ間口ヲ調査シテ貫ツタノデアリマスガ、約八百戸ノ戸數ノ中、二間以下ノ間口ヲ有スルモノハ二百九十八戸アリマス、東京市デモ二間以下七尺位ノ間口ノモノガ非常ニ澤山アルヤウニ聞イテ居リマスガ、二間以下トカ七尺トカ云フ間口ガ、ソレ自身ニ於テ防火建築ニ適シナイコトモ言フ迄モナイコトデアリマシテ、サウ云フモノハドウ云フ風ニ

御處理ヲナサルノデアリマスカ、間口ヲ廣クシテ防火建築ノ建ツノヲ待タレルノデアリマセウカ、或ハ區劃整理ニ於テ換地設計ノ場合ニサウ云フコトヲ考慮シテ、小サイ間口ヲ拵ヘナイヤウニ、設計シテ居ラツシヤルノデアリマスカ。

○直木長官 唯今ノ御質問ニ對シテ御答致マス。區劃整理ノ場合ニ其點迄考ヘテ間口ヲ廣クシテ置クコトハ出來ナイノデ、二間以下ノ間口ノモノハ二間以下ノ間口ニ收メテ、區劃整理ノ仕事ハ今ノ問題トハ引離シテヤツテ居リマス、故ニ一時ハ二間以下ノ間口ノモノガ出來マスノハ致方ガナイノデ防火建築デアルト云フコトニ付テ十分ニ勸誘ノ方法ヲ執リ、成ルヘク建物ヲ建テルトキニハ聯合シテヤリ得ルヤウ又ヤラセルヤウニシタイト思ヒマスガ、一應區劃整理問題トハ別々ニシテ考ヘナケレバ仕方ガナイト思ヒマス。

○清野委員 前回防火地區ノ問題ニ付マシテ此席デ色々御説ガゴザイマシタガ、私ヨリ横濱ノ疲弊セル現状ニ鑑ミテ防火地區内ニ縣令ヲ以テ特別ノ處置ヲ爲シ得ル途ヲ開イテ載キタイト云フ案ヲ提出致シシタガ、渡邊君ナリ、片岡君ナリカラ却テ經濟上カラ言ヘバ、此際鐵筋「コンクリート」デヤル方ガ寧ロ利益デナイカト云フ御説モアリマシタノデ、事柄ガ計算ノ上ノコトデ實際問題ニナリマスカラ、慎重ニ調べテ見ヤウト云フコトニナリマシテ前回ハ別レマシタ、其後井坂君ノ手許デ市役所ニ色々ト面倒ヲ掛ケマシテ、極メテ實際ニ、詳密ナ計算調ヲ致シマシテ、横濱市ノ現状カラ申シマ

スルト、均シク防火地區ト申シマシテモ、伊勢崎町ノ街路ニ面スル所ト、居留地ノ外國人ノ集團ノ部分トハ多少事情ガ違ヒマスノデ、更ニ吾々ノ希望ヲ諸君ニ御話致シタイト云フ考デアリマス、便宜私ハ井坂君ニ御願ヒ致シマシテ、御調ヲ願ツタ案ヲ、數字ノ上カラ御聽取リヲ願ヒタイト存ジマス——井坂君、貴方ガ縣廳デ御説明ニナツタコトヲ一應御話ヲ願ヒマス。

○井坂委員 尙ホ此問題ヲ研究スルニ付テ、モウ一ツ伺ヒタイトデアリマスガ、現在ノ「バラツク」ハ大正十七年限リトナツテ居リマスガ、十七年ニナレバ法律ヲ履行シテ取拂ハレル御意嚮デアリマスカ、又取拂ガ出來ルト云フ御考デアリマスガ、若シ取拂ガ出來ナケレバドウスル御考デアリマスカ是モ經濟問題ニ關係ガアリマスカラ、其點ニ付テモ伺ツテ置キタイト思ヒマス。

○直木長官 大正十七年ニ「バラツク」ヲ撤退スベキ期限ガ來マシタ時ニソレヲ一齊ニ取拂フテ、直ニ永久建築ニ建直ホサレ得ルカト云フ點ニ付キマシテハ、餘程行政上研究シナケレバナラス問題デアリマシテ、今直グニ其點迄ハ考ヘテ居リマセヌガ、其時ノ事情ニ應ジテ何等カ適當ナルノ手段方法ヲ構ズルヤウニ致シタイト考ヘテ居リマス、東京市ノ防火地區ニ對シマシテモ同ジヤウナ御質問ヲ受ケマシテ、サウ云フ風ニ御答ヲシテ居リマス、其時ノ狀勢ヲ視テ適當ニ裁決ガ附クモノト考ヘテ居リマス。

○井坂委員 モウ一ツ伺ヒタイトデアリマスガ、今日迄ニ既ニ「バラツク」建築ヲ許サレテ居ル期間内

ニ「バラツク」建築ノ出來スモノガ澤山アリマスガ、マダ區劃整理、建築線ノ定マルノヲ待ツテ建築ヲシヨウト云フノデ、建築ヲセヌモノガ防火地域等ノ中ニモ相當アルト思ヒマス、日本人ノ區域ニモ相當アリマスシ、殊ニ外國人ノ住ンデ居ル居留地區域ニハ非常ニ多イノデアリマス、現ニ出來テ居ル「バラツク」ハ、十七年ニナツテ其時ノ行政處分便宜ノ處置ガ出來ルト思フノデアリマスガ、一齊ニ撤追スルコトハ事實不可能ト思ヒマスガ、今カラ建築スルモノハ直チニ防火建築デナケレバ一切許サスカドウカ、コノ間ノ會ノ時ニ一寸伺ツタ所ニ依リマスルト「バラツク」程度ノモノデアレバ許シテモ宜イト云フコトデアリマシタ、ソレハ正シイ解釋デアルト思ヒマスガ、其「バラツク」ト本建築ノ程度ハ、其區別ハドウ云フ點ニアリマスガ、ソレヲモウ一ツ伺ツテ置キタイ。

○笠原建築部長 只今ノ所デハ、御承知ノ通り震災後直グ出マシタ勅令ニ依ツテ、二階以下ノモノデ五十坪以下ノモノ、單價百二十圓ヲ超エザル程度ノモノデアレバ、市街地建築物法ノ適用ヲ受ケズニ建テ、モ宜イ、其點ヲ吾々ハ「バラツク」假建築ト稱シテ居リマス、事實ハ本建築デアルカ知レマセヌガ、其點ヲ吾々ハ「バラツク」ト云ツテ居ルノデ、是ハ防火地區ノ内外ヲ問ハズ、同ジデアリマス、區劃整理ヲスル地區内ニ今言ツタヤウナ制限ガアリマス、ソレデ區劃整理ノ告示ノアルマデハ建築ヲシテ宜イノデアリマス。

○井坂委員 モウ一ツ伺ヒマスガ、サウスルト區劃整理ノ建築線ガスツカリ決定シタ場合ニハ、區劃

整理モ決定シ、路線モ定リ、換地モ決定シタ場合、今日マデニ「バラツク」ノ建築ヲシナカツタモノハ本建築デナケレバイケノデスカ。

○笠原建築部長 今後デモ當分ノ間許ハシマスガ、區劃整理ガ濟ンデ「バラツク」ガ移轉シテシマツタ後、告示ヲシテシマヘバ防火地域ニハ防火建築ヲシナケレバナラス。

○井坂委員 其告示ハイツ出マスカ。

○笠原建築部長 マデ何處モ出テ居リマセヌガ、「バラツク」ガ動イテシマツタ頃ダト思ヒマス。

○井坂委員 サウスルト換地ガスツカリ決定シテ其處ガ空地デアツタナラバ、未ダ告示ノ出ナイ前ナラバ「バラツク」建築ハ御許シニナリマスカ。

○笠原建築部長 サウデス。

○井坂委員 分リマシタ——コノ間横濱ノ方デ、防火地域ヲ直チニ規則通りニ施行サレテハ、經濟力ニ於テ堪ヘナイカラ困ルト云コトデ吾々ガ之ニ反對シマシタ、ソレニ付テ絶對ニ必要ト認メタモノハ、地方長官ノ裁量ニ依ツテ、或ル一定ノ期間内ハ規則通りニ建築シナイモノモ許スヤウニシテ貰ヒタイト云フコトデ、是ガ問題ノ焦點トナツタヤウデアリマス、其際ニ他ノ委員カラ、經濟力ト言フケレドモ、實際ニ於テ經濟力ノ差異ハナイ、木造デモ二百圓以上ノ建築費ヲ要スルノデアルカラ寧ロ最近ノ防火建築ノ方ガ良イカモ知レス、故ニサウ云フ事ハ論據ニナラヌト云フコトデアリマ

シタカラ、只今清野知事カラ申上ゲタ通り、是ハ吾々トシテモ實際ヲ調べマシテ更ニ申上ゲヨウト云フノデ調べテ貰ツタノデアリマス、大體ニドレ位ノ家ガ一番餘計建テラレテ居ルダラウカ、ドレ位ノ大キサノ家ガ防火地區内ニ於テ建テラレテ居ルデアラウカト云フコトニ付テ、實際ノ家屋所有者ニ就テ市役所デ、二十五箇町ノ意見ヲ聽イテ貰ツタ、又現在建テ居ル家ノ大キサ、今後建テヨウト云フ大キサ、其他ノモノヲ調べテ貰ツタ所ガ、先ヅ大體ニ於テ間口二間奥行五間、サウ云フ風ナ家ガ一番横濱邊リノ大多數ノ町デハ多イヤウニ思フ、ドレ位ノ家ガ幾ラト云フ詳細ナ數字ハ此處ニ持ツテ居リマスカラ御必要ナレバオ目ニ懸ケテモ宜イト思ヒマスガ、ソレデ鐵筋「コンクリート」ノ場合二十坪デ三階ニシテ設計ヲシテ貰フ、ソレカラ一方ニ於テハ、二階家デ木造建築、其他色々ノ建築ヲ調査シテ貰ツタノデアリマス、主トシテ一番多イ今ノ二ツニ付テ調査シテ貰ツタ結果ニ依ルト、御説ノ通り木造建築ト鐵筋「コンクリート」建築トノ間ニ大ナル差異ガナイコトニナル、或ル場合ニハ木造建築ノ方ガ不利益ナル數字ガ出ルト云フコトデアリマス、但シソレニハ一坪五十圓以内ノ建築ノ補助、ソレガドノ位貰ヘルカ分リマセヌガ、其補助ト、建築會社ノ建築費ノ七割ヲ九分デ長期ノ金融ガ出來ルト云フコトヲ考ヘテ見ルト、結局木造ノ十坪二階建ノモノト、十坪三階建ノ鐵筋「コンクリート」ノ建築トノ間ニ大ナル差異ガナイト云フ數字ガ出テ來ル、是ハ信用スルニ足ル數字ト思ヒマス、ソレデ吾々ハ、大體ニ於テ今ノ經濟力が足ラヌカラ此適用ヲ猶豫シテ吳レロト云フ

論據ハ、原則トシテハ取消シマス、唯併シ今日マデ木造「バラツク」ヲ建テナイモノガ残ツテ居リマシテ、先程質問致シマシタヤウニ、建築線ガ定マリ換地設計ガ定ツタ後ニ於テ建テヨウト思フ時ニ防火建築ヲ爲シ得ルモノト爲シ得ナイモノデ其間ニ起ツテ來ルト思フ、殊ニ間口ノ狭イ小サイヤウナモノガ澤山アリマスノデ、又是等ノ土地ハ段々サウ云フ防火地域ニナルヤウナ所デアリマスカラ商賣モ繁昌スル所ガ、經濟上ノ原則ガ行ハレテ、大キイモノガ之ヲ併セテ建築スルコトニ進ミツ、アルト思ヒマスガ、ソレガ直ニ行ハレルコトデハナイノデ、横濱ニ於ケル今ノ十坪以下ノモノニ付テハサウ云フ經濟上ノ原則ノ行ハレヌモノガ澤山起ツテ來ルト思フ、サウ云フモノニ對シテ例外ヲ設ケテ、今日建テ、居ナイモノデ、今後都市計畫ノ設計ガ決定シタ時ニ建テ得ルモノハ、或ル期間ヲ限ツテ「バラツク」建築ヲ許シテ貰ヒタイ、モウ一ツハ、現ニ建テ、居ル「バラツク」ハ、十七年ニ撤退スルコトニナツテ居ルデアリマスガ、ソレニ對シテハ適當ノ考慮ヲ加ヘテ貰ヒタイ、此二ツノ事ガ出來ルナラバ、防火建築ノ地域ガ設定セラレテ防火建築ヲヤルコトニ異存ハナイト思ヒマス唯一ツコ、デ御考慮ヲ願ヒタイコトハ、居留地ノ問題デアリマス、居留地ハ、是等ノ問題ガ決定シマセヌ爲ニ、殆下全部今マデ建築ガ出來ヅニ居リマス、建築ノ出來タモノハドノ位アリマセウカ、一寸目デ見タ所デハ一割カソコラ位デアラウト思フ、八九割ハ未ダ建築ガ出來ズニ居ルデアリマスソレデ是等ノ人ガ「バラツク」ヲ建テル時ニハ、日本人ト違ヒマシテ區劃整理ナド、云フコトガアレ



バ直ぐ壊サナケレバナラヌト云フ事ヲ慮ツテ「バラツク」ヲ建テナイモノガ澤山アリマス、是ガ今後建築スル場合ニ、悉ク防火建築ヲシナケレバナラヌト云フコトデアレバ、殆ド居留地ノ恢復ハ難カシイト思ヒマス、先程長官ノ御話ノヤウナ、行政上下ウカナルダラウト思フト云フヤウナコトデハ彼等ハ本國ト通信ヲシテ許可ヲ得テ建築ヲスルノデアリマスカラ、日本ノ法律上ノ運用ノ状態ヲ日本人ガ呑込ムト同ジヤウニ呑込ムコトハ出來ナイノデ、ソレデハ事ガ運バナイ、明確ニ言ヘナケレバ建築ハ出來ナイ、西洋人ノ建築ハドウモ宜イト云フコトデアレバ別デアリマスガ、横濱トシテハ西洋人ノ復興ヲ非常ニ希望スルノデアリマスカラ、居留地ニ付キマシテハ、特ニ前ニ縣知事カラ言ヒマシタ通りニ、特殊ノ建築ヲ許シテ貰ヒタイト云フ事ヲ、斯ウ云フ事ヲ條件トシテ横濱防火地域ニ付テ吾々ハ異存ガナイト云フニトノ意見ヲ決定シマシタカラ、ソレヲ申上ゲテ置キマス。

○平沼委員 唯今井坂君ノ御話ハ私ハ全然同感デアリマス、一部變更シテ載キタイコトガアルノデアリマス、井坂君ノ御話ハ最早決定シタノデアリマスカ。

○委員長(大河内子爵) ソレハ大體ニ於テ極メテ置キマシテ、路線ノ防火地區ノ問題ハ御變更ガアルト思ヒマスカラ、其時ニ御願ヒ致シタイト存ジマス。

○片岡委員 一寸井坂サンノ御意見ニ付テ質問ヲ致シタイノデアリマス、初メノ方ハ能ク分リマシタガ、後ノ方ノ居留地ノ西洋人ノ家ノ復興困難デアルト云フ事情ノ中ニ、ハツキリ理由ノ呑込メナイ

點ガアツタノデアリマスガ、モウ一應御述ベテ願ヒマス。

○井坂委員 ソレハ一番最初ノ理由ハ、西洋人ノ經濟狀態ガ餘程變ツテ居リマシテ、震災前ノ状態ニ回復シテ居ラナイト云フコトハ、私ハ「アドミット」スルノデアリマス、西洋人ガ建築ヲ控ヘテ居ル譯ハ、區劃整理ガアルカドウカ、ソレヲ先ヅ極メテ貰ヒタイ、ソレガ極マル迄ハ建築ヲ差控ヘルト言フ者モ澤山アリマス、日本人ノヤウニ「バラツク」ヲ建設シ得ル期間ニ於テ早く建設シテ、換地ヲシテ、ソレデ落着クト云フヤウナ道行ニ至ラズシテ、待ツテ居ル者ガ澤山アルノデアリマス、是ガ日本人ノ事情ト異ツテ居ル所デアリマス、ソレカヲモウ一ツハ、十七年ニナレバ、假リニ「バラツク」程度ノモノナラバ、今後御許シニナルトシテモ、法律面ハ十七年デ撤退スルコトデアラウソレヲ行政處分デドウカナルダラウト云ツノデアリマス、本國ニ交渉シテ一々ヤルノデアリマスカラ、サウ云フコトデ交渉シテモ、ソレデ以テ建築シロト云フコトガアル筈ハナイノデアリマシテ、地方長官ノ例外法デ建築シテ良イト云フコトガナケレバ、建築ハ出來ナイノデアリマス、サウ云フ苦情モアリマスカラ例外法ヲ設ケテ載キタイノデアリマス。

○片岡委員 區劃整理ガ早く出來レバ今ノ御話ハ消滅致シマスカ。

○井坂委員 消滅致シマセヌ、鐵筋「コンクリート」ヲ殘ラズヤレト云フコトハ出來マセヌ、今日迄家ヲ建テズニ待ツテ居リマスノデス、殘ラズ防火建築ヲシロト言ツテモ出來マセヌ、區劃整理ガ出來

テモ「バラツク」ヲ建テ、一時ヲ續ガナケレバソレ丈ケノ力ガナイ、ソレガ曖昧デハ出來ナイカラ「バラツク」デ年限ヲ極マツタモノナラバ許スト云フコトナラバ、其事ヲ根據アルモノニシテ載キタイノデアリマス。

○渡邊委員 餘リ是カラ先キ期限ガ短イト困ルカラ、延期ヲ許スト云フコトヲ具體的ニ明確ニ言ツテ載イタラドウデセウ。

○片岡委員 「バラツク」ナラバ一萬圓、鐵筋「コンクリート」ナラバ一萬二三千圓デ出來ル、二三千圓ガ惜シイカラ建テナイト云フノデアリマセウカ。

○井坂委員 鐵筋「コンクリート」ノ防火建築ヲスル者ハ相當アルト思ヒマス、併シ殆ト總テ建テナケレバナラスノデアリマスカラ、「バラツク」程度ノ建築デモ、今後十年或ハ十五年ノ間ハ許シテ置イテ貰イタイ、ソレガ日本ノ方ナラバ恐ラクハ十七年ニナツテモドレ丈ケ退キマスカ、片ツ端カラ壞ハシテモ往キマスマイガ、何トカナルデアラウト云フ考ヲ持ツテ居リマスケレドモ、外國人ノ方ハイツ迄利用ガ出來ルカ、曖昧デハ日本人ノヤウニ往カナイノデアリマスカラ、其點ヲ明瞭ニシテ置イテ載キタイノデアリマス。

○委員長(大河内子爵) 懇談會ニ移リマス。

〔此間懇談會ヲ開ク〕

○委員長(大河内子爵) ソレデハ三十六號ハ決定セズニ、三十七號ダケ決定シマス。

○有吉委員 一寸申述べルノヲ落シテ居リマシタガ、揮發物倉庫ハ工業地帯デナケレバイカヌノデアリマスカ。

○笠原建築部長 地方長官ノ認定ガアレバ……。

○吉田幹事 是カラ建テルノデアリマスカ。

○有吉委員 是カラ相談シヨウト云フノデアリマス。

○笠原建築部長 大キナモノデスカ。

○有吉委員 非常ニ大キナモノデス(圖面ヲ指示シテ)是ガ商業地帯デアリマスガ、之ヲ工業地帯ニシテ貰ヒタイ、一般的ニモサウシテ貰ヒタイシ、又横濱ノ近邊ニハ揮發物倉庫ガ少ナイ、是ガ工業地帯ニナレバ大變都合ガ宜イ、新山下町ノ此處ニハ英吉利ノ海軍病院ガアル、此前ヲ埋立テル時ニ英吉利カラ抗議ガ來タ、是ハヤカマシイ小山田信藏、星亨時代カラノ問題デ、海軍病院ノ前ノ所ハ海軍病院トシテ使フニ十分ナル便宜ヲ與ヘルト云フ契約ガアル、此前ニ工場ヲ建テラレルト海軍病院ノ用ヲ爲サスカラト云フノデアリ抗議ヲ申込來タ、ソコテ政府カラ神奈川縣知事ニ通牒ガアリマシテ、此處ニ工場ヲ建テル時ニハ認可ヲ受ケヨト云フコトニナツテ居リマス、サウシテ此前ニ工場ヲ建テルコトハ知事ガ認可ヲ與ヘスカラ宜イデヤナイカト云フコトデ英吉利ノ海軍病院ガ承知シタ

ノデアリマス、今度ハ其英吉利海軍病院ハ廢メルト言ツテ來タカラ、此制限ハ無クナルト思フ、サウ云フ沿革アル土地デアリマス、今度税關長ナリ何ナリ方々計畫シテ居リマスルガ、今望ンデ居ル所ハ、此處ガ揮發油倉庫ノ敷地デアリマス、是ハ税關長ハ不便ダト云フノデアリマス、ソレハ至極御尤デ、直接知事ノ御意見ハ承リマセヌガ、多分此處ノ不便ダト云フ事ハ御承認ニナルドラウト思フ、ソレデ税關ノ方デハ新山下町ガ一番良イト云フノデアリマス、經濟問題デ買ヘルカドウカ分リマセヌガ、此處ヘ揮發物貯庫ヲ持ツテ來ルコトハ、商業地帯デハ大變困ルノデアリマス。

○長岡委員 飛行機ノ方カラ考ヘマスルト反對論ガ起ルノデ、サウ云フ所ハ先ヅ第一ニブツ壊セト云フコトニナツテ居ルノデヌガ……。

○有吉委員 英吉利海軍病院ハ拋棄スルト云ツテ居リマスカラ、アノ前ハ工業地域トシテ宜イノデハナイカト思フ、ソレデ是ハモウ少シ留保シテ置イテ載キタイ。

○委員長(大河内子爵) 是ハ決定シタノデスカ……。

○有吉委員 マダ議ガ纏ツテ居ナイノデスカラ……。

○笠原建築部長 ソレハドツチカニ早ク御決定ニナルコトガ出來ルノデアリマスカ。

○委員長(大河内子爵) 先程三十七號ハ決議ニナツタノデヌガ、今亦サウ云フ問題ガ出テ來マシタノデアリマスカラ、是ハ逆戻リト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ。

○井坂委員 前ニ御決定ニナツタ事ハ御決定ニナツテ宜イト思ヒマス。

○有吉委員 アレガ決定ニナレバ此問題ハ起シ得ナイノデ、三十七號ノ此地域ノ問題モ留保シテ載キタイ。

○委員長(大河内子爵) 三十六號ガ決定シテ居リマセヌカラ、モウ一度此會ヲ開カナケレバナリマセヌカラ、今日ノハ假決議位ニシテ置イテ、修正案ハ此次ニ出シ得ルコトニシテ今日ハ是ガ散會致シマス。

午後四時 散會

横濱都市計畫防火地區並地域ニ關スル特別  
委員會第三回議事速記録